

ベトナム社会主義共和国

2020年を目標とする法・司法改革支援 プロジェクト

詳細計画策定調査報告書

平成27年1月
(2015年)

独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部

産 公
J R
15-111

ベトナム社会主義共和国

2020年を目標とする法・司法改革支援 プロジェクト

詳細計画策定調査報告書

平成27年1月
(2015年)

独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部

目次

目次

写真

略語集

事業事前評価表	i
第1章 調査概要	1
1-1 調査団派遣の経緯	1
1-2 調査の目的	1
1-3 調査団の構成	1
1-4 調査日程	1
第2章 ベトナムにおける法・司法分野支援の流れとプロジェクトの位置付け	2
2-1 これまでのベトナムに対する法・司法分野支援の成果	2
2-2 プロジェクトの位置付け	2
2-3 プロジェクトの意義と特色	3
2-4 これまでのプロジェクトスコープの変遷	3
2-5 プロジェクトの比較優位性	4
第3章 プロジェクトの構成に関する基本的な考え方	5
3-1 プロジェクト目標と3つの成果	5
3-2 成果2の考え方	5
3-3 成果1の考え方	5
3-4 成果3の考え方	6
3-5 成果1～3の相互関係とプロジェクト終了後の展望	6
3-6 プロジェクトによって生み出される付加価値	8
3-7 各成果とC/P機関の関係	9
第4章 MMにて合意した協議内容	11
第5章 五項目評価	15
5-1 妥当性	15
5-1-1 ベトナムの開発政策との整合性	15
5-1-2 日本の援助政策との整合性	15
5-1-3 プロジェクト対象者のニーズへの合致	16
5-1-4 実施方法の適切性	16
5-2 有効性	17
5-2-1 プロジェクト目標の達成見込み	17
5-2-2 プロジェクトマネジメントシステム	23
5-2-3 有効性の促進・阻害要因	24

5-3 効率性.....	25
5-3-1 日本側からの投入.....	25
5-3-2 ベトナム側からの投入.....	27
5-3-3 効率性の促進・阻害要因.....	30
5-4 インパクト.....	32
5-4-1 上位目標の達成見込み.....	33
5-4-2 期待されるインパクト.....	33
5-5 持続性.....	34
5-5-1 政策・組織体制面の持続性.....	34
5-5-2 技術面の持続性.....	34
5-5-3 財務面の持続性.....	34
第6章 総括（団員所感）.....	36
付属資料	
別添資料1. 現地調査スケジュール.....	47
別添資料2. 署名済み M/M.....	49

表目次

表 1 対象法規範文書の選定クライテリア案.....	19
表 2 法規範文書選定の際の視点（例）.....	21
表 3 法・司法分野における他ドナーによる主な支援.....	30
表 4 他ドナーとの連携に関する具体案（例）.....	31

図目次

図 1 ベトナムにおける法・司法分野の支援の流れとプロジェクトの位置付け.....	2
図 2 これまでの技術協力プロジェクトのスコープの変遷.....	4
図 3 プロジェクトの構成と将来展望.....	7
図 4 各成果、主な活動と C/P 機関との関係.....	10
図 5 ベトナムの法規範文書に関する様々な課題（関税の例から）.....	21
図 6 法の制定（implementation）と執行（enforcement）.....	23
図 7 各成果達成のために必要な日本側人材の能力.....	27
図 8 3つの成果とそれぞれに対応する C/P 機関・部局.....	28
図 9 カナダ NLD プロジェクトの法規範文書整合性向上活動の考え方.....	32

Box 目次

Box 1 関税に関する問題についての日系企業の声.....	20
Box 2 想定される成果1の成果物.....	22

写真



MOJ との協議



SPP との協議



OOG の外観



VBF との協議



SPC の外観



C/P 機関との全体協議

略語集

略称	英文名称	和文名称
	Bureau of Legal Normative Documents Post-Review	法規範文書事後監査局
	Bureau of National Secured Transaction Registration	国家担保取引登録局
	Bureau of State Compensation	国家賠償局
	Legal Affairs Department	法律局
	General Bureau of Civil Execution	民事判決執行総局
C/P	Counterpart	カウンターパート
CED*	Civil Economic Law Department	民事経済法局
CIDA	Canadian International Development Agency	カナダ国際開発庁
CJED*	Civil Judgment Execution General Department	民事判決執行総局
CJRSC	Central Judicial Reform Steering Committee	中央司法改革指導委員会
DANIDA	Danish International Development Assistance	デンマーク国際開発機関
EC	European Commission	欧州共同体
EU	European Union	欧州連合
EU JULE	European Union Justice and Legal Empowerment	EU 司法・法的エンパワーメント (EU のプロジェクト名)
GALD	Department of General Affairs in Legal Development	法整備総務局
ICD*	International Cooperation Department	国際協力局
ILD*	International Law Department	国際法律局
JA	Judicial Academy	司法学院
JAD*	Judicial Administrative Department	司法行政局
JCC	Joint Coordinating Committee	合同調整委員会
JPP	Justice Partnership Programme	司法パートナーシッププログラム (EC 等のプロジェクト名)
JSD*	Judicial Support Department	
LNDs	Legal Normative Documents	法規範文書
NLD	National Legislative Development	国家法整備 (カナダのプロジェクト名)
MOJ	Ministry of Justice	司法省
NRAST*	Department of National Registration Agency of Secure Transactions	国家担保取引登録局

ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OOG	Office of Government	首相府
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
R/D	Record of Discussion	協議議事録
SCD*	State Compensation Department	国家賠償局
SPC	Supreme People's Court	最高人民裁判所
SPP	Supreme People's Procuracy	最高人民検察院
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
USAID	United States Agency for International Development	アメリカ合衆国国際開発庁
VBF	Vietnam Bar Federation	ベトナム弁護士連合会
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

Note: *The abbreviation of these departments of MOJ is popular name used by the Project.

事業事前評価表

国際協力機構産業開発・公共政策部
ガバナンスグループ法・司法チーム

1. 案件名

国名：ベトナム国

案件名：和名 2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト

英名 The Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law
Targeting Year 2020 (PHAP LUAT 2020)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における法・司法分野の現状と課題

ベトナム政府は1986年のドイモイ政策開始以降、市場経済化への移行を進めており、さまざまな開放政策の一環として市場経済化に対応する法制度の整備を進めてきている。2005年には共産党中央委員会政治局決議48号と49号が発表され、司法改革が具体的に進められてきた。

JICAはベトナムにおいて、1996年より主に民商事関連法案起草支援や法曹人材育成を目的とし、ベトナム法整備支援プロジェクトフェーズ1（1996～1999年）、同フェーズ2（2000～2003年）及び同フェーズ3（2003～2007年）を実施した。これらのプロジェクトにおいて起草支援した改正民法は2005年6月に、また民事訴訟法は2004年11月に国会にて可決・成立したほか、法律実務家を対象にした実務マニュアルの共同作成などの成果が着実に生じた。

ただし、整備された法令を執行・運用する現場においては、制定された法令の趣旨が十分理解されていない状況も見受けられ、裁判実務や法執行実務の改善を図る必要があったことから、2007年4月から2011年3月にかけて、司法省（Ministry of Justice: MOJ）、最高人民裁判所（Supreme People's Court: SPC）、最高人民検察院（Supreme People's Procuracy: SPP）、ベトナム弁護士連合会（Vietnam Bar Federation: VBF）をカウンターパート（C/P）機関とした「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ1」を実施した。その後、中央司法関連機関が全国的な課題の抽出や改善策の検討を行えるようになること、及びその一連の活動が中央司法関連機関の業務フローに定着することを目指し、2011年4月より2015年3月まで同フェーズ2を実施している。

フェーズ2終了時評価調査では、C/Pの実務の改善に大きな成果が確認され、特に活動対象地域として選定された地方では、中央と地方の密接な連携に基づく課題の抽出や改善策の検討が行われるようになった一方、他の行政機関（特に地方行政機関）においては、依然として法規範文書の統一的な理解及び運用に問題が見られ、法務・司法関係機関が関与する立案及び運用におよぼす改善の余地があることが確認されたことから、今後、フェーズ2の後継案件として「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」の実施を計画し、これまでの協力の成果を基盤として、ベトナムの司法改革戦略を引き続き支援することを目指すこととなった。新規プロジェクトでは、2013年に成立した改正憲法に基づく様々な改革や、ベトナムの法・司法改革の目標年であ

る 2020 年を見据えて、総括的かつ発展的な協力を行っていくと同時に、プロジェクト終了後の新しいパートナーシップの関係の構築を念頭に置いたアプローチをとっていくこととする。また、経済発展を続けるベトナムへの政府開発援助（Official Development Assistance : ODA）に関しては、投資環境整備に向けた貢献が求められているため、新規プロジェクトについては、これまでの 4 つの C/P 機関に加え、首相府（Office of Government : OOG）を新たな C/P 機関として迎え、ベトナムでビジネス活動を行うにあたっての、法・司法分野における阻害要因の縮小化に向けた活動にも新たに取り組むこととする。

(2) 当該国における法・司法分野の開発政策と本事業の位置づけ

ベトナム政府は、2020 年までに工業国化を目指し、1995 年のアセアン加盟、2004 年の日越投資協定の締結、2007 年の世界貿易機関（World Trade Organization : WTO）加盟、2009 年の日越経済連携協定の締結等、国際経済への統合を進めている。また、市場経済化に対応する法制度の整備も積極的に進めており、競争法（2005 年）、統一企業法（2006 年）、改正関税法（2006 年）、知的財産法（2006 年）、改正土地法（2013 年）等、数々の法改正・整備を行ってきた。他方で、法制度の運用については、法規範文書間の齟齬や不明確な規定等が見られ、法規範文書の運用・適用に関して統一性が不足している。

こうした状況の中、2013 年には改正憲法が採択され、憲法の中核として国民の基本的人権の保障が強化された。また、2005 年のベトナム共産党中央委員会政治局による、第 48 号決議「法制度整備戦略」（近代的な法治国家への転換と市場経済体制の確立を目指した 2020 年までのベトナム法整備及び法運用・法執行体制改善のための戦略）及び第 49 号決議「司法改革戦略」（2020 年までのベトナム司法制度改革の戦略）に基づく具体的な改革も進められている。

本事業は、こうした 2020 年を目標年としたベトナム政府の法整備、法・司法改革の取組みを後押しするものであり、法務・司法関係機関の能力の向上、法・司法の実務における適正な法規範文書の運用・適用の実現等を目指している。

(3) 法・司法分野に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国は、法制度整備支援に関する基本方針として「法制度整備支援に関する基本方針」（2013 年 5 月改訂）を作成している。基本方針では、「基本法及び経済法の関連分野において積極的な法制度整備及び運用を支援」するとしており、ベトナムは重点対象 8 カ国の 1 つとなっている。これまで日本はベトナムに対し、基本方針に則った支援を続けて来ているが、本事業では更に、ベトナムに進出する日本企業の投資環境整備に資する法整備にも新たにに取り組むこととしている。これは、基本方針に掲げられている「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境の整備や環境・安全規制の導入支援」に合致するものである。

ベトナムに対して我が国は、「対ベトナム社会主義共和国国別援助方針」（2012 年）を策定し、「経済開発と社会開発のバランスの取れた国造り支援」を基本方針（大目標）として掲げ、この大目標を達成するための手段として 3 つの重点分野（中目標）を設定している。「ガバナンス強化」は、中目標の 1 つであり、法制度の整備・執行能力の強化や、行政の公正性・公平性・中立

性・透明性の確保等、司法・行政機能強化のための取組を支援している。

2012年の「対ベトナム社会主義共和国事業展開計画」では、ガバナンス強化の具体的な取り組みとして、ベトナム側の行政改革・司法改革の目標年次である2020年を一つの目途とした協力プログラム「司法・行政機能強化」を展開している。協力プログラムの下で実施される法整備・司法改革支援では、法規範文書の制定・改正作業及び法規範文書の運用に必要な制度の構築・改善に対する支援のほか、地方を含む現場レベルでの法規範文書の運用能力の向上のための人材育成に対する支援、法規範文書に関する情報の普及や司法へのアクセスの改善に対する支援などを、有機的に相互連携させながら実施するとしている。

これまでJICAは、ベトナム法整備支援プロジェクトフェーズ1（1996～1999年）、同フェーズ2（2000～2003年）及び同フェーズ3（2003～2007年）を実施し、改正民法や民事訴訟法等の起草支援、法律実務家を対象にした実務マニュアルの共同作成などの成果を挙げた。更に、法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ1（2007～2011年）、同フェーズ2（2011～2015年）を実施し、地方の法曹及び司法関係職員が直面する実務的な問題点の把握及び解決方法を検討するノウハウが中央機関に蓄積され、そうした一連の活動が中央司法関連機関の業務フローに定着するなど、裁判実務や法規範文書の執行実務の改善が実現した。

また、国会事務局能力強化プロジェクト（2014年～2017年）を実施し、ベトナムの国会における審議、法案提出その他の立法等に関する議員活動を補佐する国会事務局の能力の向上に向けた活動を実施している。

なお、ベトナムの法規範文書の制定及び執行・運用面の改善を促進する方策として、上記活動の他、日越官民対話の枠組みである「日越共同イニシアティブ」を含む多様なスキームの活用が望まれる。

（4）他の援助機関の対応

ベトナムにおける法整備、法・司法改革支援分野においては、これまで、そして現在も数多くのドナーがMOJを中心に援助活動を実施している。

カナダは、「国家法整備（National Legislative Development：NLD）プロジェクト」（2013～2019年）をMOJを主実施機関として実施している。NLDプロジェクトでは、活動の一部に法規範文書の不整合の是正のための活動が含まれるため、審査機能の強化を目指す成果1との連携や役割分担が必要となる。この点、NLDプロジェクトは、主に立法過程や審査過程におけるマニュアル作りといった全般的な活動を予定していることに対し、当プロジェクトでは、個別の法規範文書を素材とした審査能力の向上を図るという点で、両者のアプローチは異なる。そのため、例えばNLDプロジェクトで作成するチェックリストを当プロジェクトで実施する個別の法規範文書の審査過程において活用する等、両者の相乗効果が期待される。その他、欧州共同体（European Commission：EC）、スウェーデン政府、デンマーク政府は、共同プロジェクトとして「司法パートナーシッププログラム（Justice Partnership Programme：JPP）」（2010～2015年）をMOJ、SPC、SPP、及びVBFを実施機関として実施しているが、2015年中に終了予定である。欧州連合

(European Union : EU) は、JPP 終了後は、「司法・法的エンパワーメント (EU Justice and Legal Empowerment : EU JULE) (2015～2020 年) を MOJ と市民社会を主なパートナーとして実施する予定である。アメリカ合衆国国際開発庁 (United States Agency for International Development : USAID) は、「包括的な成長のためのガバナンスプログラム (Governance for Inclusive Growth Program)」(2014～2018 年) として、法の支配の強化を MOJ に対して支援している。国連開発計画 (United Nations Development Programme : UNDP) は、「ベトナムにおける司法へのアクセス強化と権利の保障 (Strengthening Access to Justice and Protection of Rights in Viet Nam)」(2010～2014 年) と題した支援の中で、専門家を MOJ や中央司法改革指導委員会 (Central Judicial Reform Steering Committee : CJRSC) 等に派遣してきた。これら各ドナーの活動は、当プロジェクトのメイン C/P である MOJ が主体的にコントロールすることにより、適切に役割分担が図られており、今後、相互に相乗効果が生み出されることが期待される。

3. 事業概要

(1) 事業目的 (協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、ベトナム法務・司法関係機関 (司法省、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会) において、2013 年憲法及びベトナムの 2020 年を目標とした法・司法改革の趣旨に従い、法規範文書の審査能力が強化され、法規範文書の草案が起草されると共に、法規範文書の統一的な運用に向けた助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力が向上することにより、適正かつ効率的な法規範文書の運用・適用の基盤が整備されることを図り、もってベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築の促進に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ハノイ

(3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

- ・ ベトナム国の法・司法関係機関 (MOJ, OOG, SPC, SPP, VBF) 所属職員から構成されるワーキンググループメンバー約 100 名
- ・ ワーキンググループメンバーらによるセミナー・研修実施や資料配布を通じてモニタリング・指導・助言・監督を受ける関連省庁および全国の省・県レベルの法律実務家および司法関係職員 (数百人規模を想定)。

(4) 事業スケジュール (協力期間)

2015 年 4 月～2020 年 3 月を予定 (計 5 年間)

(5) 総事業費 (日本側)

約 8 億円

(6) 相手国側実施機関

MOJ、OOG、SPC、SPP、及び VBF

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

長期専門家（総括・法司法改革（検察官出身者）、裁判実務改善（裁判官出身者）、弁護士能力強化（弁護士）、業務調整等）

短期専門家

国内支援委員会

本邦研修、JICA-Net セミナー

セミナー・ワークショップ等現地活動に関する費用

2) ベトナム国側

C/P の配置（プロジェクトダイレクター（MOJ 国際協力局長）、プロジェクトマネージャー（各 C/P から 1 名ずつ）、コーディネーター、ワーキンググループメンバー（各 C/P 所属職員）等）

プロジェクトに関する事務的な作業に必要な資材

日本側が負担する費用以外の、上記に関する費用

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリ分類（A,B,C を記載）：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

特になし。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

我が国はベトナムにおいて 1996 年より主に民商事関連法案起草支援や法曹人材育成について 10 年余り協力を行ってきた（ベトナム法整備支援プロジェクトフェーズ 1（1996～1999 年）、同フェーズ 2（2000～2003 年）、同フェーズ 3（2003～2007 年））。我が国が起草支援した改正民法は 2005 年 6 月に国会にて可決・成立され、同じく支援を行った民事訴訟法は 2004 年 11 月に国会にて可決・成立されたほか、国家司法学院における法曹三者共通養成カリキュラム・テキストや法律実務家を対象にした実務マニュアルの共同作成などの成果を着実に挙げた。

ただし、整備された法令を執行・運用する現場においては、制定された法令の趣旨が十分理解されていない状況も見受けられ、裁判実務や法執行実務の改善を図る必要があったことから、バ

クニン省をパイロット地区として、「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ 1」(2007～2011 年)を MOJ、SPC、SPP、VBF を C/P として実施した。その後、同フェーズ 2 (2011 年～2015 年)が、フェーズ 1 で蓄積された地方の現状や課題を抽出し対処する中央司法関係機関のノウハウを、全国的な課題の抽出や改善の検討を行う際に活用し、その一連の活動が中央司法関係機関の業務フローに定着されることを目指して実施された。

また、国会事務局能力強化プロジェクト (2014 年～2017 年) を実施し、ベトナムの国会における審議、法案提出その他の立法等に関する議員活動を補佐する国会事務局の能力の向上に向けた活動を実施している。

2) 他ドナー等の援助活動

他ドナーによる援助活動については、「2. 事業の背景と必要性 (4) 他の援助機関の対応」に記載した通り。

カナダの「NLD プロジェクト」や EU の「司法・法的エンパワーメント」及び USAID の「包括的な成長のためのガバナンスプログラム」等、法・司法分野の援助活動が 2015 年以降も引き続き実施される予定であるが、具体的な活動内容・スケジュールは現在の所、明確になっていないため、今後、現場で密接に当該ドナーと情報共有・意見交換をしながら協力を進めていき、非効率な活動の重複を事前に避ける必要がある。また、共同セミナーの開催など、具体的な連携の可能性を探っていくことがプロジェクトの効率性向上のために有益である。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標：

【上位目標】整合性が確保された法規範文書を土台とした、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備が図られ、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築が促進される。

【指標】

1. 国際機関等が公表している法務・司法に関する国際比較指標が、プロジェクト開始時と比較して改善する。
2. 国際機関等が公表している弁護士業務に関する国際比較指標が、プロジェクト開始時と比較して改善する。
3. 改善された事前審査プロセスに則った法規範文書の事前審査が実施される。
4. 改善された事後監査プロセスに則った法規範文書の事後監査が実施される。

2) プロジェクト目標と指標：

【プロジェクト目標】2013 年憲法並びに第 48 号決議及び第 49 号決議 (*1) の趣旨に従い、法規範文書相互の不整合の抑制・是正、並びに整合性が確保された法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用・適用の実現を図るための法務・司法関係機関 (*2) の組織的な能力が向上し、

適正かつ効率的な法規範文書の運用・適用の基盤が整備される。

(*1) 第 48 号決議及び第 49 号決議とは、ベトナム共産党中央委員会政治局決議 2005 年第 48 号(Resolution No.48/NQ-TW of 24th May, 2005)および第 49 号(Resolution No.49/NQ-TW of 2nd June, 2005)を指す。

(*2) 法・司法関係機関とは、司法省 (MOJ)、首相府 (OOG)、最高人民裁判所 (SPC)、最高人民検察院 (SPP) 及びベトナム弁護士連合会 (VBF) を指す。

【指標】

1. MOJ における法規範文書の事前審査プロセスが、以下の点を考慮したものに改善される。
 - より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。
 - 運用・適用段階における留意点が考慮されている。
 - 法規範文書の整合性確保の視点からの審査が行われている。
 - 法規範文書の統一的な運用・適用の実現の視点からの審査が行われている。
2. MOJ における法規範文書等の事後監査プロセスが、以下の点を考慮したものに改善される。
 - より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。
 - 法規範文書の不統一な運用・適用の状況及び原因が分析されている。
 - 法規範文書の不統一な運用・適用の原因を踏まえた改善策が検討され、改善策を実施するための必要な措置が行われている。
3. MOJ における法規範文書等の整備・運用状況の監督が、以下の点を考慮したものに改善される。
 - より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。
 - 法規範文書の不統一な運用・適用の状況及びその原因となる法規範文書の未整備の実態が分析されている。
 - 法規範文書の不統一な運用・適用の原因となる法規範文書の未整備を改善するための必要な措置が行われている。
4. OOG における法規範文書の事前検討プロセスが以下の点を考慮したものに改善される。
 - 関係者間の調整が強化されている。
 - より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。
 - 運用・適用段階における留意点を考慮している。
 - 法規範文書の整合性確保の視点からの検討が行われている。
 - 法規範文書の統一的な運用・適用の実現の視点からの検討が行われている。
5. 法規範文書の起草・実施に関して、政府・首相が監督、指導、事前検討を行う際に、OOG がより良い支援を行えるようになる。
6. 工程表に基づいて、民事事件解決手続の改善が行われる。
 - SPC が透明性の高い適切な手続を実施し、審理における法令の統一的な適用に貢献する。
 - SPP が、法令の厳正かつ統一的な執行の保証に貢献する。

- VBF が、調和のとれた法令の統一的な適用促進、人権保護および司法アクセスの向上に貢献する。
7. 工程表に基づいて、行政事件解決手続の改善が行われる。
 - SPC が透明性の高い適切な手続を実施し、審理における法令の統一的な適用に貢献する。
 - SPP が、法令の厳正かつ統一的な執行の保証に貢献する。
 - VBF が、調和のとれた法令の統一的な適用促進、人権保護および司法アクセスの向上に貢献する。
 8. 工程表に基づいて、刑事事件解決手続の改善が行われる。
 - SPC が透明性の高い適切な手続を実施し、審理における法令の統一的な適用に貢献する。
 - SPP が、法令の厳正かつ統一的な執行の保証に貢献する。
 - VBF が、調和のとれた法令の統一的な適用促進、人権保護および司法アクセスの向上に貢献する。
 9. 改正民事訴訟法において改正された内容が、民事裁判において適切に運用されている。
 10. 改正行政事件訴訟法において改正された内容が、行政裁判において適切に運用されている。
 11. 改正刑事訴訟法において改正された内容が、刑事裁判において適切に運用されている。

3) 成果：

【成果 1】法令間の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、かつ法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するために、MOJ 及び OOG による民事、経済、その他関連法規範文書の①事前審査、②事後監査、③整備・運用状況の監督を行う人材の能力が強化される。

【成果 2】2013 年憲法並びに第 48 号及び第 49 号決議の趣旨に従い、2020 年の法・司法制度改革を見据えて各機関で作成する工程表に基づき、民事紛争解決に資する実体法及び手続法の草案、並びに刑事手続法の草案が整備されると共に、民事に関する適切な紛争解決の基準となる法規範文書及び刑事に関する適切な手続の基準となる法規範文書の適切な理解が促進され、統一的な運用に向けた助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力が向上する。

【成果 3】各機関において、①法規範文書の起草・審査・監査・監督、②法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用に向けた助言・指導、並びに③法規範文書の適切な理解に基づいた裁判・執行実務の実現に向けた助言・指導に関する業務を改善するための、2021 年以降に各機関が実施すべき活動が、本プロジェクトの成果を踏まえて分析・検討される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ 実施機関に大きな組織改編が生じない。
- ・ 実施機関の所管業務に大きな変更が生じない。

(2) 外部条件

【成果達成のための外部条件】

法務・司法関係機関の職員の異動や離職が頻繁に発生しない。

【プロジェクト目標達成のための外部条件】

支援対象の実体法・手続法・組織法の立法化が大幅に遅延しない。

【上位目標達成のための外部条件】

- ・ 法・司法改革に向けた政策的な枠組みに従った法務・司法関係機関の取組が継続して行われる。
- ・ 法規範文書の整合性の確保に向けた MOJ 及び OOG の取組が継続して行われる。

6. 評価結果

本事業は、ベトナム国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

本事業の前フェーズである法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ 2 (2011～2015 年) では、実施機関のプロジェクト管理への積極的な関与があり、円滑な実施と持続性を担保するうえで有効であった。更に、専門家の、現地言語 (ベトナム語) による文書の理解が、技術移転の促進と関係者間の信頼関係構築の鍵となっていたことが明らかになった。

一方で、大規模セミナー・ワークショップの実施等には莫大な資金が必要になるため、プロジェクト終了後の財務面での持続性を向上させるためには、過大な資源を必要としない工夫が必要であること、プロジェクトが開発する成果物 (執務参考資料等) をどのような形で関係者間で共有するかについて、混乱を避けるために事前に合意が必要という教訓も得られた。

2012 年から 2014 年にかけて、首相府の重点政策課題に関する総合政策調整能力及びアドバイス機能の強化を目標に技術協力 (国別研修) 実施した。この協力を通じた首相府との関係と成果を基に、首相府法律局が有する、法規範文書の整合性確保を検討する機能の本事業へ活用が、プロジェクトの目標達成のために有益であると認識された。

(2) 本事業への教訓

(1) で示された教訓を有効に活用するためには、実施機関に対して、前フェーズと同様の積極的な関与を働きかけること、そして、専門家に継続的なベトナム語の習得を促していくこと等が挙げられる。

一方で、前フェーズで問題視された成果物の取り扱いについては、本事業においては、事前に関係者間で、どのような媒体で、誰を対象として情報共有を行っていくのかを明確にしておく必要がある。また、財務面での持続性を担保するために、セミナー等を開催する際には、参加者を絞ったり、他ドナーとの共同実施を企画したりするなど、出来るだけ費用対効果の高いアプローチを考案していくことが必要である。加えて、前フェーズでは、プロジェクト活動実施のための費用について、ベトナム側の負担割合が低く、財政的持続性に不確実性が残されたことから、本事業では、協力期間中に、徐々にベトナム側の費用負担割合を引き上げていくための働きかけを行っていく。

また、新たに首相府をプロジェクトの実施機関に迎え入れ、法規範文書の整合性確保に向けた活動を実施していくことにした。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了3年度 事後評価

以 上

第1章 調査概要

1-1 調査団派遣の経緯

2014年11月2日より11月12日までの間、採択済みの標記プロジェクトの詳細計画策定調査を行った。この調査を通じて、プロジェクトの具体的な枠組みや活動内容、実施体制等について、関係機関と協議を行い、ミニッツにとりまとめ、先方機関内での調整を経て、追加調査を経て、12月24日に署名を取り交わした。

1-2 調査の目的

- (1) 協力の枠組みについて実施機関等と協議、合意すること。
- (2) 本格協力の実施に必要な関連情報の収集・整理を行うこと。
- (3) 本格協力の実施方法、留意事項等について確認し、計画策定結果に纏めること

1-3 調査団の構成

(1) 総括	大久保 晶光	JICA 産業開発・公共政策部法・司法チーム課長
(2) 法整備支援	佐藤 直史	JICA 国際協力専門員
(3) 法司法制度	川西 一	法務省法務総合研究所国際協力部教官
(4) 協力企画	藤田 晋吾	JICA 産業開発・公共政策部法・司法チーム職員
(5) 評価分析	首藤 久美子	有限会社アイエムジー上席研究員
(6) 通訳	大貫 錦	JICE
(7) オブザーバー (*)	藤生 康裕	法務総合研究所国際協力部統括国際協力専門官

(*) 法務省予算にて参団

1-4 調査日程

別添資料1のとおり。

第2章 ベトナムにおける法・司法分野支援の流れとプロジェクトの位置付け

2-1 これまでのベトナムに対する法・司法分野支援の成果

JICAは1996年から継続してベトナムに対して法・司法分野の技術支援を行ってきた。ベトナム法整備支援プロジェクトフェーズ1（1996～1999年）、同フェーズ2（2000～2003年）及び同フェーズ3（2003～2007年）では、主に起草支援、人材育成分野での支援を実施し、改正民法や民事訴訟法等の起草支援、法曹実務家を対象にした実務マニュアルの共同作成などの成果を挙げた。続いて、法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ1（2007～2011年）、同フェーズ2（2011～2015年）を実施し、起草支援に加えて、実務改善支援を行った。その結果、地方の法曹及び司法関係職員が直面する実務的な問題点の把握及び解決方法を検討するノウハウが中央機関に蓄積され、そうした一連の活動が中央司法関連機関の業務フローに定着するなど、裁判実務や法執行実務の改善が実現した。

2-2 プロジェクトの位置付け

ベトナムに対する技術協力の最終フェーズとして実施される「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」は、このような長年にわたるJICA技術協力プロジェクトと一貫性・連続性を保ちながら実施される新たな技術支援である。これまで達成された成果を最大限に生かしながら、更に法・司法改革目標年である2020年を見据えた、JICAのベトナムにおける法整備支援の総括的な技術支援を展開していくものと位置付けられている。

1996年から今日まで協力の流れと、本プロジェクトの位置付けを図示したものが、以下の図1である。

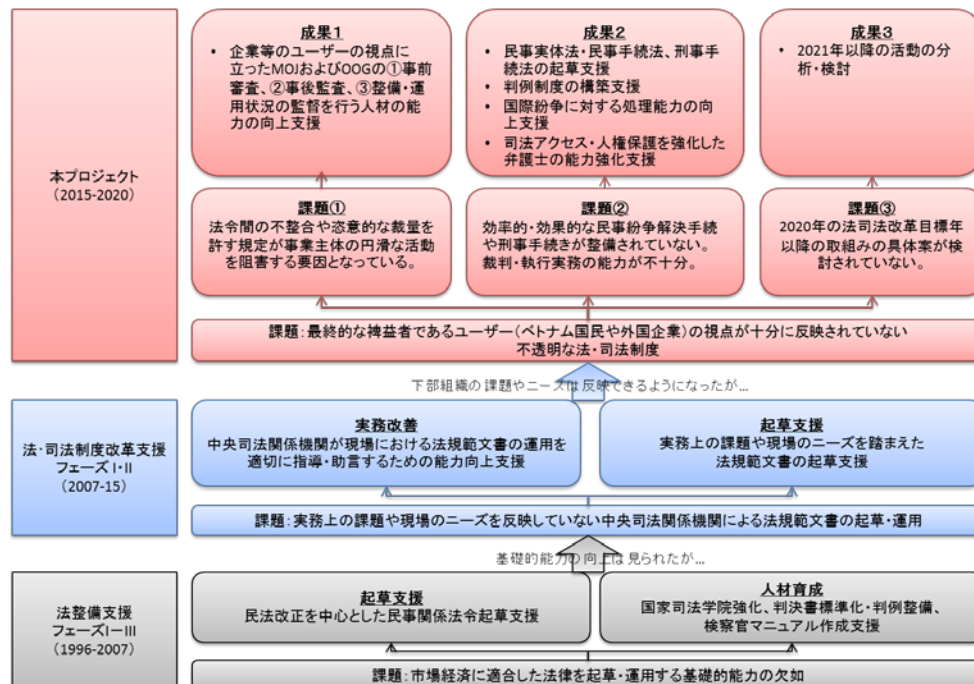


図1 ベトナムにおける法・司法分野の支援の流れとプロジェクトの位置付け

2-3 プロジェクトの意義と特色

これまでの技術協力プロジェクトと比較した場合、本プロジェクトの最大の特色は、最終的な裨益者、つまりベトナム国民や日本を含めた外国企業の視点を十分に意識した活動を展開するという所にある。前フェーズまでは様々な諸問題に対応した活動、例えば MOJ の人材育成や各種基本法の起草支援、更には MOJ、SPC、SPP、VBF とその地方機関における実務改善といった活動を行ってきた。これらの活動により、期待された効果を発現させることができ、C/P 機関のニーズに対応した改善活動を実現させることができた。

一方で、C/P 機関の外の関係者に目を向ける機会はこれまで必ずしも多くはなかった。法規範文書の名宛人である、ベトナム国民、企業、あるいは日本を含む外国企業といったいわばエンドユーザーの声は、これまでの活動の中でもしばしば取り上げられてきたものの、この層の声が活動の中核として、あるいは活動の端緒として扱われることはほとんどなかった。そこで、プロジェクトの成果 1 では、エンドユーザーの声を傾聴し、特にベトナムへの進出が活発化している日本企業が直面する種々の阻害要因の解消のために、法整備・司法改革の分野で貢献できることはないかを探る活動に取り組むこととなった。成果 2 の起草支援や実務能力向上の活動においても、これまで以上に国民や企業の意見を幅広く取り入れ、変化する社会のニーズに対応した法・司法制度改革を行っていくことを基本方針としている。成果 3 の 2021 年以降の取組みを検討する活動においては、成果 1 及び 2 で経験した最終裨益者を意識した活動の展開を更に深化・発展させていく形で将来計画が作成されることが期待されている。

2-4 これまでのプロジェクトスコープの変遷

以上をまとめると、約 20 年の協力の総仕上げとして位置付けられる本プロジェクトは、成果 1 から 3 までの全ての成果領域において、ベトナム国民・企業、及び外国企業といった、ベトナムの社会経済発展を支える最終裨益者の視点を十分に反映させた法・司法制度の充実という、新たな付加価値を持った技術支援になることが期待されている。

このことは、1996 年からの JICA の技術協力のこれまでのスコープの変遷を考えても、一貫性のある流れだといえる。図 2 は、法整備支援フェーズ 1～3、法・司法制度改革支援フェーズ 1～2、そして本プロジェクトの主なスコープとその変遷を図示したものである。

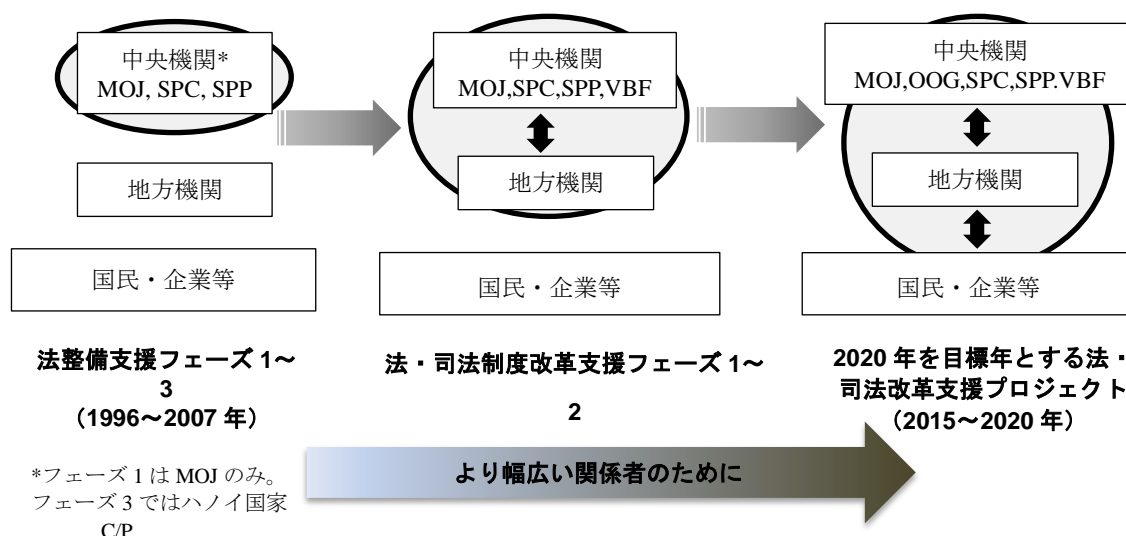


図2 これまでの技術協力プロジェクトのスコープの変遷

法整備支援フェーズ1～3では、起草支援とC/P機関の人材育成を主目的として行われたため、プロジェクトのスコープは、主に中央機関内に留まっていた。法・司法制度改革支援フェーズ1～2では、起草支援と共に実務改善にも取り組むこととなった。それを実現する手段として、バクニン省、ハイフォン市といったパイロット地区を設け、地方機関が抱える課題等に対する認識を深めた。そして本プロジェクトは、更に一步外に踏み出し、最終受益者である国民や企業の声も積極的に聞き、実務改善や制度改善に役立てて行くことを目指している。

2-5 プロジェクトの比較優位性

中央機関に支援の対象を限定せず、地方に学習の場を求め、広く関係者の声を活動に反映させるというアプローチは、当該セクターに限らず、JICAの技術協力プロジェクトが得意とするところである。他方、ベトナムで法・司法改革支援に取り組んでいるドナーの多くは、中央機関のみの支援や中央から地方への一方通行的な波及に活動範囲を限定しがちである。今後、地方への活動展開を検討しているEU¹に関しても、JICAのように中央機関と地方機関のリンク強化に主眼を置いているわけではなく、地方における全く異なったステークホルダー（市民社会、地方弁護士会等）に対する意識付け活動を中心に実施する計画である。従って、他ドナーとの差別化や、JICAの比較優位性の一層の強化という観点からも、より広く国民・企業の声を聴くというプロジェクトの方向性は、妥当かつ適切なものであるといえよう。

¹ EUが2015年から5年の予定で実施を計画している「司法・法的エンパワーメント（EU Justice and Legal Empowerment : EU JULE）」を指している。

第3章 プロジェクトの構成に関する基本的な考え方

3-1 プロジェクト目標と3つの成果

本プロジェクトは、法規範文書相互の不整合の抑制・是正、法規範文書の適切な理解の促進・統一的な運用・適用の実現を図るためのC/P機関の組織的な能力の向上、適正で効率的な法規範文書の運用・適用のための基盤整備をプロジェクト目標に掲げ、プロジェクト目標を達成させるための手段として3つの支援分野を特定した。

特定された3つの分野、「成果1：MOJ及びOOGによる法規範文書の①事前審査、②事後監査、③整備・運用状況の監督を行う人材の能力が強化される」、「成果2：民事紛争解決に資する実体法及び手続法の草案、並びに刑事手続法の草案が整備されると共に、民事に関する適切な紛争解決の基準となる法規範文書及び刑事に関する適切な手続の基準となる法規範文書の適切な理解が促進され、統一的な運用に向けた助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力が向上する」、「成果3：2021年以降に各機関が実施すべき活動が、本プロジェクトの成果を踏まえて分析・検討される」は、それぞれが大きく異なった性質を持ち、更には成果1に関してはこれまでのJICAの協力の流れの中でも更に一步新しい領域に踏み込んだ内容となっている。

そのため、プロジェクトがどのように、どのような背景を持って構成されているかについて説明が必要である。以下に成果ごとの背景や基本的な考え方について順に説明するが、成果1と2の説明については、内容から判断し、敢えて順番を前後させた。

3-2 成果2の考え方

本プロジェクトは、ベトナムに対する法整備・司法制度支援の総仕上げという位置づけで実施される。そのため、まずは、成果2で、前フェーズまでの支援で得られた成果、つまり民事、刑事関係基本法の起草や整備、そしてそれに携わる法・司法人材の能力強化といった成果を更に発展させていくことを目指す。言い方を変えれば、国の礎となるルールの整備、C/P機関の機能強化など、これまで行ってきた基礎的な法・司法の基盤作りをより相手の主体性を引き出す形で支援し、援助からの自立を促す。

先方の主体性をこれまで以上に引き出すための仕掛けとして、本プロジェクトでは、成果2の活動の内容や進め方に関して、柔軟性を持たせたPDMのデザインを考案した。具体的には、C/P機関主体で5カ年計画及び毎年の年間活動計画を策定してもらい、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee：JCC）で内容を確認。計画の実施に当たって、専門家チームが必要に応じた技術支援を行うという形を採ることとする。

3-3 成果1の考え方

急速に経済発展が進むベトナムでは、法的に未整備な状況においても、ビジネスや海外からの投資が活発化し、想定を上回る速さで商取引や産業活動が増大してきている。そのため、急速に展開されるビジネスや投資に関連した法令の整備が追い付かない状況が発生しており、ビジネス・投資環境分野での法整備が急務となっている。実際、日本企業からもベトナムに対し

て関連法令に関する改善要望が多く提出されていて、またその声は年々強くなっているという現状を踏まえ、本プロジェクトにおいては、ビジネス・投資関連の法令・法制度改善に資する活動にも新たに取り組むこととした。

つまり、成果2で法の支配を旗印とした法・司法分野における国家の基盤作りを継続的に支援し、自立発展を促す一方で、成果1では、ビジネスというニーズの高い特定分野に焦点を絞って、事業主体の活動の障害となっている法令間の不整合や下位法規範文書の不整備・不統一といった問題の解消に集中的に取り組むという、スピード感も、また、ベトナム側関係組織も異なる2段階の活動構成とした。

3-4 成果3の考え方

最後に、成果3についてであるが、本プロジェクトはこれまでの協力の集大成として位置付けられているため、プロジェクト終了後、ベトナム側が独り立ちをして継続的な活動を続けて行くことができるよう、ベトナム側の自助努力による自立発展を具体的な手法を用いて促すことが必要であると考えた。そのため、「2021年以降に各機関が実施すべき活動を分析・検討する」ための技術的サポートを成果3として、特にプロジェクト後半に取り組むこととした。

3-5 成果1～3の相互関係とプロジェクト終了後の展望

以上の3つの成果達成に向けて活動が成功裡に実施されれば、プロジェクト目標が達成されると共に、5年後にあるべきベトナムの姿、つまり2021年以降のビジョンを日越双方が共有することが出来るようになる。そしてプロジェクト終了時には、新たな日越パートナーシップの構築に向けて大きな一歩が踏み出されると期待される。

こうしたプロジェクトの構成に関する基本的な考え方、及びプロジェクト終了後の展望について、概念的に図示すると図3のようになる。

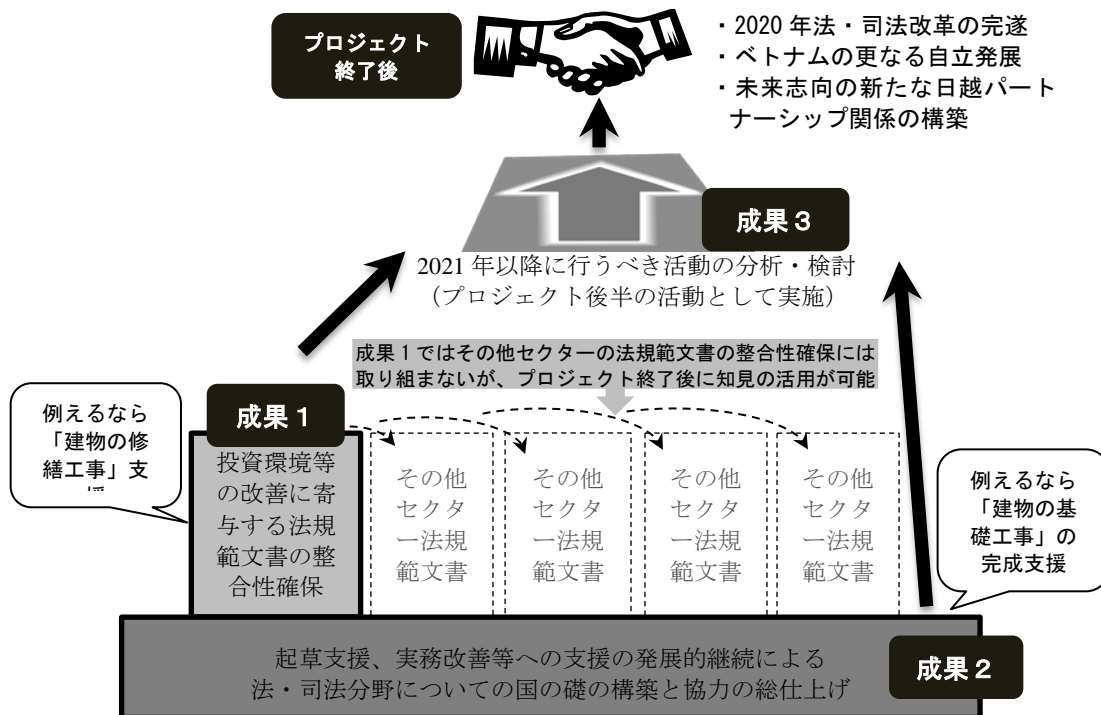


図3 プロジェクトの構成と将来展望

図3の中で比喩的な表現で示したが、成果2のための活動は、例えて言うならば、法・司法制度の枠組み整備という、堅牢な「建物の基礎を築いている作業」だと言える。約20年の支援を経て、この基礎工事は現在、最終局面を迎えている。ただ、今後5年で基礎工事が完璧に完成するという事では決してなく、その後も様々な課題は残るであろう。また、現在、課題と認識されていなくても、将来、社会状況の変化に応じて新たな課題が発生してくることもあるかもしれない。しかし、長年にわたるJICAのC/P機関職員に対する能力強化支援により、5年後にはベトナムが独り立ちをし、自らの力でそうした課題を克服していくことが出来る力を身に付けていると見込んでいる。

他方、成果1であるが、この活動を「建物の修繕工事」と例えた。基礎工事が途中の状態ではあるものの、ベトナムではこれまで、社会の経済発展及び経済活動のグローバル化に急遽対応する形でパッチワーク的に各種法規範文書が発行されてきた。つまり、基礎がおぼつかないまま、その上に拙速な工事で建物が立ってしまっているのが現在の状況であるといえる。そこには当然様々な不具合や不整合、矛盾等が存在し、実際に、日本をはじめとしたグローバルな活動を展開する企業が、法規範文書の不具合あるいは法執行の際のトラブル等に不満を感じているという事態が発生している。

JICAはこれまで、成果2で示されるような「基礎工事」部分に焦点を当てて支援してきたのだが、その間に不完全ながらも基礎の上に建設されてしまった建物の不具合についても、成果1で是正していこうということになった。ただし、ベトナムでは、既にありとあらゆるセクターの建物が建設されていて、それぞれのセクターで、法規範文書の不整合という問題を数多く抱えている。プロジェクトには時間的・資源的制約があることから、成果1では、日本企業

が関係するビジネス・投資関係という狭い分野に特化して支援を行うのが妥当だと判断した。プロジェクトで取り組むのが狭い分野であっても、そこから得られる課題や改善策に関する知見・教訓は他のセクターにも広く適用可能なものになることが予想され、プロジェクト終了後に、ベトナム側が自助努力により、様々な分野における同様の問題を解決していくことが出来ると期待できるからである。

3-6 プロジェクトによって生み出される付加価値

これまで JICA がベトナムにおいて行ってきた支援との比較において、本プロジェクトは、「ベトナム国民・企業、及び外国企業といった、ベトナムの社会経済発展を支える法規範文書の名宛人、つまり最終裨益者の視点を十分に反映させた法・司法制度の充実という、新たな付加価値を持った技術支援」を目指す旨、第2章で記載した。これを更に、成果ごとの付加価値について詳しく考察する。

ただし、ここに記載した付加価値はあくまでも現時点で想定される付加価値であり、プロジェクト活動の進行に伴い、新たな付加価値が加わったり、あるいはここに記載したよりも、より重要な付加価値創造の可能性が生じるといった状況も十分考えられる。そもそも付加価値とは、変化する社会環境に応じて継続的に生み出されるものであり、決して固定的かつ絶対的なものではないので、ここに挙げた「想定される付加価値」にプロジェクト関係者が過度に捉われる必要はないと考える。むしろ、激しく変化するベトナムの文脈において、何が最も求められているのかという視点を常に持ち、時代のニーズに敏感でいることこそが、結果的に付加価値を生み出す行為につながる望ましい態度であるといえよう。

想定される成果1の付加価値

成果1の付加価値とは、これまで述べてきたように、エンドユーザーの声を中核に据えて、あるいは活動の端緒として法規範文書の不整合是正に取り組むことである。この際、重要なのは、法規範文書の改正や関係者の審査・監査能力の向上といった C/P 機関内における効果を発現させるだけでなく、法執行の現場で目に見える効果を発現させることである。最終的に現場の状況が改善すること（*impact on the ground*）こそが、成果1が目指すべき最終的な姿であることを常に念頭に置いて活動に取り組む必要がある。

想定される成果2の付加価値

成果2の付加価値とは、C/P 機関が2021年以降の自立に向けて、法・司法改革を実現するための Plan-Do-See-Action の PDCA サイクルを回し、自らが課題発掘、課題解決法考案、活動の振り返りと是正等に取り組んで行けるようになることである。

また、フェーズ2で成果が上がった「地方機関での知見の吸い上げとそれに基づいた実務改善」について、本プロジェクトで更に発展させ、知見を全国的に活用するノウハウを構築することも重要となって来るだろう。

さらに考えられる付加価値は、これまでの長年にわたる支援で得ることが出来たノウハウや知見、特に整合性の確保された法規範文書の起草・発行に関するノウハウを C/P の個々の職員の知識として留まらせておくのではなく、他の省庁等でも適用可能なナレッジとして体系化及び表出化（コメンタリー等による文書化）するという作業に取り組むことである。これについては、資源の制約や他の課題との優先順位などの兼ね合いがあり、具体的にどのように取り組むかについては今後議論が必要かもしれない。しかし、こうした活動に取り組み、完遂することができれば、協力の総仕上げプロジェクトとして相応しい、卓越した成果の1つとなるだろう。

想定される成果3の付加価値

成果3の付加価値とは、成果2で培われたPDCAサイクルマネジメントの経験を生かし、ベトナムが真に自立するために、2021年以降の道筋を具体的に明らかにしていくことである。その際、これまでの支援を通じて得られた教訓やノウハウ、つまり「地方機関の課題を理解すること」「現場の声を生かした活動を全国的に展開すること」そして、成果1で新たに取組む「国民・企業が直面する問題に耳を傾けること」といった点を確実に2021年以降の活動に盛り込むことが、ベトナムが2021年以降、期待通りに飛躍していくのに欠かせない要素となるだろう。

3-7 各成果とC/P機関の関係

前フェーズまでは、MOJ、SPC、SPP、VBFの4機関をC/P機関としていたが、本プロジェクトでは、この4機関に加え、OOGを新たなC/P機関として迎える。OOGは成果1と3の実施主体の1つとなる。成果1は、OOGの他にMOJの法規範文書の事前審査、事後監査、実施モニタリング等を行う3部局も活動の主体となることが想定されている。成果2、3については、基本的に前フェーズで活動してきた機関・部局が継続して活動を行うことになる。

これらのC/P機関と3つの成果および主な活動との関係を簡潔に図示したものが図4である。「成果1・3」で囲まれた部分が、今回新たに加わった機関・部局となる。

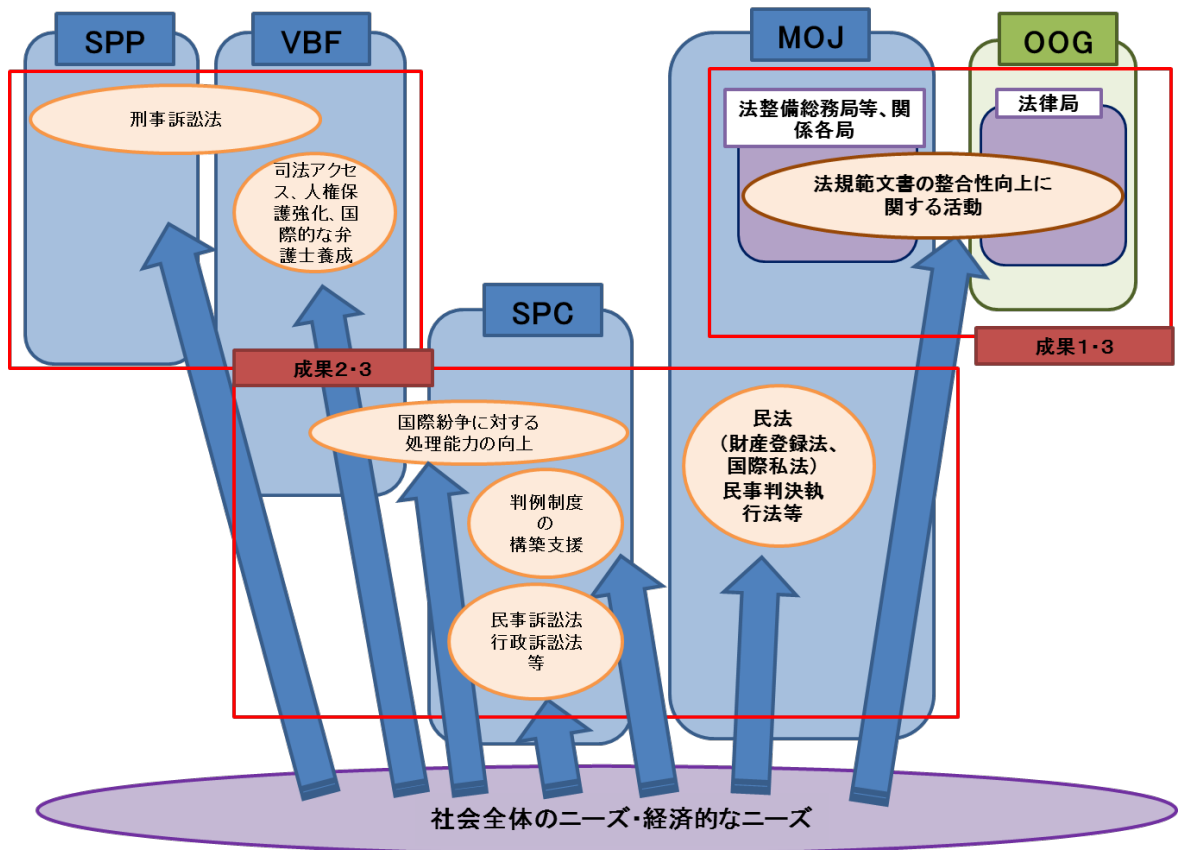


図 4 各成果、主な活動と C/P 機関との関係

第4章 MMにて合意した協議内容

プロジェクトの内容や今後の手続きについて、C/P 機関と協議し、合意した内容は以下の通り。

1. これまでの20年*に及ぶ協力の集大成としてのプロジェクト

ベトナムにおける法・司法改革の目標年である2020年を目前に控え、本プロジェクトによるベトナムに対する支援は、これまでの協力の総仕上げとして実施するものとする。また、2021年以降の日越関係が、対等かつ相互理解に基づくより強固なものになるよう目指す。

本プロジェクトが、日越が更に発展的な局面を迎えるための重要な一歩となることを認識し、これまでの約20年間の協力の集大成としてベトナムの法・司法整備を支援する。プロジェクトの実施者・関係者は、こうしたプロジェクトの戦略的位置付けや重要性について十分理解し、これまでに培われた知見、スキル、そして何より両国の信頼関係を一層拡大させ、最善の結果を引き出すよう努力をすること。

*20年というのはおよそその年数。日本はベトナムの法曹人材に対して1994年から研修を開始し、1996年より技術協力プロジェクトを開始した。

2. 合同調整委員会（JCC）

MOJ 国際協力局局長が、引き続きプロジェクトダイレクターを務める。プロジェクトの C/P 機関は、他のプロジェクト実施機関と連携を取り、円滑にプロジェクトを実施すること。

プロジェクトダイレクターが議長を務める JCC は、全ての C/P 機関、プロジェクト専門家チーム、JICA によって構成され、プロジェクトの方向性を決める重要な役割を果たす。JCC は少なくとも年1回開催され、PDM の活動 1-1-4、2-1-2、2-1-3 等で示されたように、C/P 機関が策定した活動計画の内容について議論・確認し、実施をモニタリングする場として機能する。

なお、これまでとは異なり、プロジェクト開始直後に第1回 JCC 会合が開かれることに注意を払う必要がある。第1回会合では、C/P 機関が用意した活動計画について話し合い、正式に内容を確認することとなる。

また、CJRSC 事務局職員及び日本大使館職員についても、オブザーバーとして JCC に参加する場合がある。

3. 成果1、2に参加するMOJの部局

現時点で、プロジェクト活動の主体的な実施者として想定される MOJ の部局は以下の通りである。

- ・ 法整備総務局（成果1）
- ・ 民事経済法局（成果1、2）
- ・ 国際法局（成果1、2）

- ・ 民事判決執行総局（成果 2）
- ・ 法規本文書事後監査局（成果 1）
- ・ 国家担保取引登録局（成果 2）
- ・ 国家賠償局（成果 2）
- ・ 行政違反処理管理及び法令施行監視局（成果 1）

注：MOJ 国際協力局はリストには掲載されていないが、プロジェクトの調整部局としての役割を果たす。

上に示した MOJ の部局は、プロジェクト期間中、計画、優先事項、資源の制約等、種々の要因により変更される場合がある。変更が行われる際には、日越両サイドの合意が必要である。

4. 各種活動計画の策定

活動 1-1-3、1-2-3、2-2-1 に示されたように、C/P 機関は活動実施のための種々の活動計画を策定する。各計画の内容は以下の通り。

a. 成果 1 のための計画

a-1. 活動 1-1-3、1-2-3 で策定する年間活動計画

活動 1-1-3、1-2-3 で策定する年間活動計画は、各年度の具体的な活動内容と実施スケジュールを定めたものである。MOJ と OOG がそれぞれ、成果 1 の達成のために毎年策定する。

b. 成果 2 のための計画

b-1. 活動 2-2-1 で策定する 5 カ年計画

活動 2-2-1 で策定する 5 カ年計画は、2015 年 4 月から 2020 年 3 月までの全プロジェクト期間で行う活動内容と実施スケジュールを定めたものである。MOJ、SPC、SPP、VBF がそれぞれ、2020 年を目標年とする法・司法改革のロードマップに従い、成果 2 の達成のために策定する。

b-2. 活動 2-2-1 で策定する年間活動計画

活動 2-2-1 で策定する年間活動計画は、各年度の具体的な活動内容と実施スケジュールを定めたものである。この年間活動計画は、上に記載した 5 カ年計画の年度ごとの内訳であり、MOJ、SPC、SPP、VBF がそれぞれ、成果 2 達成のために毎年策定する。

5. 成果 1 が対象とする法規本文書の選定

PDM の成果 1 のための活動 1-1-2 と 1-2-2 では、「不整合や不明瞭さを抑制・是正するための活動の対象となる法規本文書等を選定する」としている。対象となる法規本文書の選定に当たっては、ビジネス環境の改善に資するものを優先的に選定すること。

MOJ 及び OOG の関連部局は日本側と共に 2015 年 1 月に会合を開き、対象となる法規範文書を絞り込むほか、成果 1 のための活動の具体的な進め方について協議を行う。

6. 地方における活動

これまで行われてきた地方における活動では、現場の法曹・司法関係職員が直面する数々の課題や、あるいは改善のためのポテンシャルについて知ることができ、C/P 機関にとって非常に有益なものであった。

本プロジェクトでも、現場の課題には格別な注意を払って活動を実施することとする。一方で、単に対象地域を拡大して、これまで行ってきた地方での活動を繰り返すのは本プロジェクトが意図するものではない。同様の活動を他の地域で繰り返すのではなく、(1) 継続して地方 (SPC についてはバクニン省、SPP についてはハイフォン市) の課題を抽出し、(2) 得られた知見を全国に活用する活動に注力することとする。

つまり、C/P 機関に対しては、地方から情報を収集し、地方の関係者の意見を聴取することを推奨するが、プロジェクトとしては、そうした活動から得られた知見の活用により注意を払い、全国的なインパクトが得られるよう C/P 機関を支援する。

7. プロジェクト活動に係るコスト負担

プロジェクトがこれまでの協力の総仕上げであることを勘案し、持続性の向上のために、ベトナム側は、プロジェクトに対する財政的な貢献を行う。MOJ、OOG、SPC、SPP は、人材、ベトナム側の執務室、C/P 機関で実施される際のセミナーやワークショップ会場、事務機材、通信費等に係る費用の一部を負担（現物あるいは現金）することで日越双方は合意した。

財政的持続性を高めていくために、ベトナム側の負担額は毎年増加させることとする²。毎年の負担額については、定期的に、JICA のプロジェクトモニタリング（「10. プロジェクトモニタリング」で後述）が実施される際に、各 C/P 機関が報告することとする。

8. OOG の活動に関するロジスティックス（事務作業）

OOG の活動に関しては、JICA がロジスティックス（事務作業）を担当する。

9. 他ドナーによる活動との重複回避と連携

2020 年の目標年に向けた法・司法改革を支援するドナーは、JICA の他にも多数存在する。例えば、国家法整備プロジェクト（NLD プロジェクト）を実施しているカナダ、USAID、EU 等がプロジェクトに近い分野で支援を展開している代表的なドナーである。

C/P 機関は、特に MOJ が中心となって、非効率性を引き起こす重複を回避するドナー間調整に取り組むこと。また、相乗効果が得られるようなドナー支援活動間の連携の可能性についても

² ただし、OOG は、ドナーが行う活動に対するカウンターパートフェンドを獲得するための内規が他の省庁と異なる。そのため、OOG に関しては、プロジェクト期間を通じて現物による財政的貢献を可能な限り行うということで合意した。

検討すること。

10. モニタリング

PDM 及び PO に基づいたモニタリングシートを利用して、JICA と C/P 機関は共同で定期的にプロジェクトの進捗確認を行う。モニタリングシートは半年ごとに更新される。

11. プロジェクト名

プロジェクト名（英文）については、従前検討されていた The Legal and Judicial System Reform Project Phase 3」を変更し、「The Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law Targeting Year 2020」とする。また、プロジェクトの略語は、ベトナム語で「法令」を意味する「PHAP LUAT 2020 (pháp luật 2020)」とする。

12. 今後の進め方

プロジェクトの協議議事録（R/D）への署名に先駆けて、JICA は MOJ に概算プロジェクト予算を記載した公式なレターを出状する。2015 年 1 月までにプロジェクトの R/D に署名を行う。

第5章 五項目評価

5-1 妥当性

要約：妥当性は非常に高い。プロジェクトはベトナムの開発政策にも、日本の対ベトナム ODA 政策にも合致している。ターゲットグループのニーズは、2013 年の改正憲法に対応した法規範文書のレビュー・運用や、グローバル化に対応した法・司法改革等であり、プロジェクトの活動領域と一致している。プロジェクトの実施方法に関しても、日本のこれまでの法整備・司法支援の特長を生かした体制を構築し、かつ、サービス・デリバリー型支援及びキャパシティ・デベロップメント型支援の両方を後者に重きを置きながら適切なバランスで行うことを予定しており、日本がこれまで蓄積してきた経験と知見を生かした技術協力であるといえる。

5-1-1 ベトナムの開発政策との整合性

ベトナム政府は、1986 年のドイモイ政策開始以降、市場経済化およびそれに対応した法・司法制度の整備を進めてきた。特に 2005 年の共産党中央委員会政治局決議 48 号と 49 号では、法制度整備戦略、司法改革戦略がそれぞれ明記され、2020 年までに法の支配の確立に向けた改革を進めている。更に、2013 年に改正された憲法（1992 年憲法に代わって 2014 年 1 月より施行）では、基本的人権を保障する条項が新たに盛り込まれたほか、立法権、行政権、司法権については、それらを行行使する各国家機関間で配分、協同、抑制されるとしている。

2020 年の目標年を見据えて、現在、ベトナム政府の関連各機関は、法整備、法・司法改革の取組みを強化している所であり、これを後押しすることを目的とした本事業は、ベトナムの開発政策と高い整合性を保つ支援であるといえる。

5-1-2 日本の援助政策との整合性

我が国は、法・支援整備支援に関する基本方針として「法制度整備支援に関する基本方針」（2013 年 5 月改訂）を作成している。基本方針では、「基本法及び経済法の関連分野において積極的な法制度整備及び運用を支援」するとしており、ベトナムは重点対象 8 カ国の 1 つとなっている。これまで日本はベトナムに対し、基本方針に則った支援を続けて来ているが、本事業では更に、ベトナムに進出する日本企業の投資環境整備に資する法整備にも新たにに取り組むこととしている。これは、基本方針に掲げられている「日本企業の海外展開に有効な貿易・投資環境の整備や環境・安全規制の導入支援」に合致するものである。

ベトナムに対して我が国は、「対ベトナム社会主義共和国別援助方針」（2012 年）を策定し、「経済開発と社会開発のバランスの取れた国造り支援」を基本方針（大目標）として掲げ、この大目標を達成するための手段として 3 つの重点分野（中目標）を設定している。「ガバナンス強化」は、中目標の 1 つであり、法制度の整備・執行能力の強化や、行政の公正性・公平性・中立性・透明性の確保等、司法・行政機能強化のための取組を支援している。

2012 年の「対ベトナム社会主義共和国事業展開計画」では、ガバナンス強化の具体的な取り組みとして、ベトナム側の行政改革・司法改革の目標年次である 2020 年を一つの目途とした協

カプログラム「司法・行政機能強化」を展開している。協力プログラムの下で実施される法整備・司法改革支援では、法令の制定・改正作業及び法運用に必要な制度の構築・改善に対する支援のほか、地方を含む現場レベルでの法運用能力の向上のための人材育成に対する支援、法に関する情報の普及や司法へのアクセスの改善に対する支援などを、有機的に相互連携させながら実施している。我が国のベトナムへの法整備支援の特徴としては、日越官民対話の枠組みである「日越共同イニシアティブ」を含む多様なスキームを活用し、法令の制定及び執行・運用面の改善を促進している点が挙げられる。

本事業は、この協力プログラムの一環として実施される技術協力であり、特に、市場経済化の進展に合わせ、また現地日系企業の声も踏まえ、投資環境整備にも資する未整備法令や法令間齟齬の解消を図り、法執行過程の透明化と法律実務家・司法関係職員の実務能力強化を目指している。従って、本プロジェクトの日本の援助政策との整合性は高いといえる。

5-1-3 プロジェクト対象者のニーズへの合致

ベトナムは1986年から開放政策を進めているが、2015年のアセアン経済統合を目前に控え、近年、市場経済化、グローバル化の勢いは特に増してきている。現在、ベトナム国内の法務・司法関係機関は、法・司法のグローバル化が急務であるとの認識を持っている。特に、アセアン加盟（1995年）、米越通商協定（2001年）、日越投資協定（2004年）、世界貿易機関（World Trade Organization : WTO）加盟（2007年）、日越経済連携協定（2009年）の等、様々な通商協定、投資協定、国際条約等に加盟したことに伴い、改正や見直すべき法規範文書も多い。更に、ベトナム政府は、2013年の改正憲法に従って、関連法規範文書のレビューを実施している所であり、新憲法に則った法律等の改正と実施は司法改革の大きな柱となっている。

こうした状況下、本プロジェクトでは、法・司法のグローバル化に対応した支援や、2013年改正憲法に対応した法規範文書のレビュー・実施支援を行うことを予定しており、プロジェクトの活動領域とプロジェクト対象者であるベトナムの法務・司法関係機関のニーズは一致している。

5-1-4 実施方法の適切性

日本は、外国法を日本の社会や文化、既存の制度に適合するように柔軟にカスタマイズしながら取り入れてきた歴史を持つ。ベトナムも、自国の文化や社会背景を十分に配慮しながら外国法を取り入れて行こうとしており、これまでJICAが実施してきたベトナム法整備支援プロジェクトフェーズ1～3（1996～2007年）及び法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ1～2（2007～2015年）では、日本自身の経験と知見を生かし、相手国の意向に沿った形での技術支援を行ってきた。更に、検察官出身者、裁判官出身者、弁護士等を現地に専門家として派遣した上で、日本国内では、関係機関や研究者から成る国内アドバイザーグループを設置するといった、手厚いサポート体制の下でプロジェクトを実施してきた。本プロジェクトでも、こうした日本の法整備支援の特長を生かした支援アプローチを行うことが予定されている。

更に、本プロジェクトは、これまで実施されたプロジェクトと同様、各種法律の起草支援といったサービス・デリバリー型支援を継続実施しながらも、ベトナム側実施機関の継続的な自立発

展を目指し、専門スキルや知識の向上、実務改善といった C/P の能力強化に重きを置くキャパシティ・デベロップメント型支援をより重視して実施していくデザインとなっている。約 20 年にわたる JICA の対ベトナム法・司法制度支援の総仕上げとして位置付けられている本プロジェクトにおいては、こうした 2 種の支援を適切なバランスで行っていくことが、2021 年以降のベトナム側関連機関の自立発展を考える際に重要である。サービス・デリバリー型支援となる起草支援に関しては、最初の 2 年程度でほぼ終え、その後はキャパシティ・デベロップメント型支援の集中的実施により、プロジェクト終了後の持続性を高めるというアレンジを予定している³。この点からも、本プロジェクトの実施方法は適切性が高いといえる。

5-2 有効性

要約：高い有効性が見込まれる。本事業の前フェーズである法・司法制度改革支援プロジェクト及び同フェーズ 2 と連続性・一貫性を維持した支援であるため、計画通り活動が実施されれば、これまでの協力と同様、プロジェクト目標が達成される見込みが高い。前フェーズでは C/P 機関の主体性の強さがプロジェクトの成功要因の一つとなっており、本事業でも継続して C/P 機関の強いコミットメントとオーナーシップが期待できる。他方、本プロジェクトでは、MOJ の法規範文書の審査・監査・モニタリング等を担当する部局や、OOG 法律局が新たな C/P 機関として加わるため、これまで以上に関係機関間の情報共有や意思疎通を緊密にし、円滑なプロジェクトマネジメント体制・プロセスを確立していくことが重要である。他ドナーと具体的な活動レベルの連携を行うことによって、相乗効果の発現も期待できるため、そうした活動が実現すれば、有効性の更なる向上も見込まれる。

5-2-1 プロジェクト目標の達成見込み

本プロジェクトは「成果 1：法規範文書の不整合や不明瞭な規定の存在の解消に向けた審査能力の向上、及び民事、経済、その他関連法規範文書の統一的な運用に向けた助言・指導能力の向上」、「成果 2：民事実体法・手続法、刑事手続法の草案整備と法規範文書の統一的な運用のための助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力向上」、「成果 3：2021 年以降に各機関が実施すべき活動の分析・検討」の 3 つの成果を達成することにより、プロジェクト目標である法務・司法関係機関の組織的能力向上と、適正・効率的な法規範文書の運用・適用の基盤整備を目指すものである。これらの期待される成果は、前フェーズである法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ 1 及び同フェーズ 2 で蓄積された知見を生かし、これまで育成された C/P 人材のスキルや経験を活用し、そして更に、これまで生み出された成果を更に発展させる形の効果の発現を狙ったものである。

例えば、これまでのプロジェクトでは、地方の法律実務者及び司法関係職員が直面する実務的な問題点の把握及び解決方法を検討し、中央機関が得られた知見を他の地区の実務能力向上のための指導・支援体制の確立に活用するという一連のサイクルの実施を支援した。また、地方の

³ ただし、最初の 2 年間で起草支援を終わらせることができるかどうかは、ベトナム側の立法計画に大きく左右されるため、スケジュールが後ろ倒しになる可能性は否定できない。

実務上の問題を踏まえながら民事関連法令や訴訟法等の起草・改正への支援を行うといった取り組みも行ってきた。本プロジェクトでもこれらの経験を生かし、より広い関係者からの意見聴取や、関係者間の情報共有の仕組みを随所に盛り込んだり、実務における問題点を常に意識した法律起草・改正作業を支援したりするなど、これまでの協力により確立したノウハウやスキルなどを最大限活用し、更に組織内で定着・発展させていくよう働きかけるデザインとなっている（以上、主に成果2）。

活動を実際に行っていくのはいうまでもなく実施機関の C/P であるが、C/P の多くはこれまでの JICA の協力活動に直接携わってきた部局の人材になる予定であり、着実に能力が強化されつつある。本プロジェクトで、これまでの技術協力の流れを汲んだ活動を展開していくことは、C/P にとって違和感なく、そして更なるチャレンジとして意欲的に取り組めることが予想され、成果2については特に、十分高い実現可能性が見込まれる。

ただし、成果1の活動については、これまでの協力では直接 C/P として関わってこなかった MOJ の法整備総務局、法規範文書事後監査局、行政違反処理管理及び法令施行監視局及び OOG の法律局が中心的に行っていくことを予定している。これらの部局については、本調査および本年9月に行われた第一次詳細計画策定調査（プレ調査）等でも訪問し、JICA の技術協力のアプローチや具体的な支援方法、C/P 機関としての心構え等について説明し、先方の理解を得るに至ったが、プロジェクト実施中には、更に密なコミュニケーションを心掛け、先方から十分な理解を得た上で、専門家チームと C/P 職員との信頼関係を早い時期に構築していくことが重要である。

また、成果1については、整合性に欠けた法規範文書や、恣意的な運用といった問題により、ベトナムでビジネス活動を円滑に進めることができないという日系企業からの声が JICA に届いたことが、この分野に取組むきっかけとなっている。成果1では、調和の取れた法令と統一的な適用を実現させる活動を実施するが、その結果、実際にベトナムで事業を展開する企業が、よりビジネスをしやすくなるという目に見える結果を手に入れることが出来るよう、現場レベルで実感できるインパクトの実現を目指していかなければならない。成果1のこの点は、フェーズ2までの支援や、成果2とは大きく異なる所である。そのため、成果1に関する留意点について、以下に詳述することとする。

プロジェクト期間中に、法規範文書の名宛人、つまりエンドユーザーとも呼ぶべき市民・企業が、現場レベルの改善インパクトを経験できるよう、例えば、「労務」、「環境汚染」「関税評価及び事後調査⁴」に関連する法規範文書といったごく狭い範囲に絞って小さなパイロット活動を実施することから始めるのが、限られた期間内に有効性を確認する手段として、また目に見える成功体験（成功事例、グッドプラクティス）を積み重ねていく手段として適切だと考えられる。その際、法規範文書の整合性チェックという「上流」での作業と、法規範文書の現場での運用確認

⁴ 「関税評価」とは、関税が課される輸入貨物について、その課税標準となる価格を法令の規定に基づいて計算・決定することをいう。「事後調査」とは、輸出入業者の事業所等を税関職員が個別に調査し、関係する帳簿や書類等の確認を行う調査。

という「下流」での作業をほぼ同時に、比較的短期間で集中的に実施し、様々なレベルでの組織的・構造的あるいは運用上の問題点を洗い出すことが、より広い範囲に適用可能な実践的な教訓を引き出すために有益だろう。

これまでの JICA の協力とは若干性質の異なる成果 1 の実施に当たっては、C/P 機関や関連省庁のみならず、日本企業やビジネス法務を得意とする弁護士といった最終受益者の意見を傾聴し、最も効果的なアプローチを考案していく必要がある。その際、成果 1 の発現を左右する大きな鍵となるのが、どの分野の法規範文書をターゲットとして選択するかという、スタート時点での意思決定である。ビジネス環境の改善に直接的な影響を与える分野となると、恐らく MOJ が立法担当となっている法令以外を選ばざるを得ないだろう。そうであれば、その法令の所轄省庁は、プロジェクトの C/P 機関として R/D を結ぶ相手以外の機関となることが予想される。関税であれば財務省税関総局、環境汚染・管理であれば天然資源環境省、というようにである。対象となるライン省から、全面的な協力が得られるかどうかは、成果 1 の成否に大きな影響を及ぼすと考えられる。

こうした点を考慮しながら、ターゲット法規範文書を選択する際には、何らかの選定基準（クライテリア）を成果 1 の C/P である MOJ、OOG と共に詰めていくことになる。ただし、C/P 機関との協議に際しては、ベトナム側の意向を聞くだけでなく、日本側の意向についても明確に、かつ先方が納得する形で伝えていく必要がある。クライテリアの設定に当たり、特に日本側の意向として、現時点では例えば表 1 のような考え方があり得る。

表 1 対象法規範文書の選定クライテリア案

考慮すべき要素	例
1. ベトナムに進出している日本企業に対して直接裨益効果がある（日本企業が最も困難を感じている分野である）	関税、土地、労務、建築基準、（特に工業団地における）水質汚濁・廃棄物処理等の環境管理
2. JICA あるいは日本大使館が太いパイプを持っている省の管轄分野である。あるいは全面的な協力が期待できる省の管轄分野である	環境（天然資源環境省管轄）
3. ベトナムにおいて、JICA 個別派遣専門家（政策アドバイザー等）を派遣している	環境、税務
4. ベトナムにおいて、JICA 技術協力等で支援をしている、あるいはした経験がある	関税、租税

1 の日本企業に対しての裨益であるが、こうした分野の取組みをすることにより、当然のことながら、日本企業のみならず、他の外国企業、ひいてはベトナム全体の経済活動促進に広く裨益することにもつながる。また、経済に対する効果だけでなく、労務に関して言えば、企業に勤務するベトナム人労働者の権利保護等にも貢献できるだろうし、環境管理であればベトナム国民にとっての環境改善や衛生状況改善といった面にも寄与するであろう。

2 については、上述したように、公式な C/P 機関として位置付けられているわけではないライン省から、どの程度好意的にプロジェクトの意義を理解してもらえるか、実質的な協力を得られ

るかという話なので、クライテリアとして極めて重要な要素であろう。これは次の3、4にも関連することで、対象となるライン省と一から関係を新たに構築していくのではなく、これまで専門家派遣や技術協力プロジェクトの経験がある省・部局であれば、JICA との関係が既に構築されていて、本プロジェクトにも賛同が得られやすいという状況が期待できる。更に、3、4については、個別専門家派遣、他の技術協力プロジェクトといった、他のJICA 協力スキームとの相乗効果も期待できる。

なお、MOJ 法規範文書事後監査局が2015年の事後監査ターゲット分野（「効率性」の項目の欄で後述）としても選定を予定している関税に関してだが、実際に現場で発生している課題として、Box 1に記載したような情報が別件調査⁵から得られているので、参考までに掲載しておく。なお、Box 1の情報は3年前の2011年時点での情報のため、現在の状況とは異なっている可能性があるため、注意願いたい。

Box 1 関税に関する問題についての日系企業の声

- ・ ベトナムの税関に関する法令はどれが最新の情報なのか非常に分かりづらい。
- ・ 税関職員でさえ、法令をよく理解していないことも多い。
- ・ 法令情報は存在しているも、関税職員の中で共有できていない様子。
- ・ 税関事務所はあくまでも関税法の執行者なので、現場の状況を理解したフレキシブルな対応はなかなかしてくれない。明らかに現実を反映していない通達なども存在するが、税関総局は立法を行っているわけではないので、我々の様な企業が税関事務所に問題を訴えてもどうしようもないことが多い。ただ、税関事務所は業者の要望を良く聞き、法に反映させようと努力はしてくれている。
- ・ 近年、大分改善されたが、関税率を決める際に、職員によって、あるいは税関事務所によって解釈が異なるという問題がある。
- ・ HS分類⁶については、職員によって解釈が異なる場合も多いので改善をして欲しい。また、HS分類の修正がされる際には、必ず高い関税率に修正される。低い関税率に修正される例は全くない。
- ・ 頻度はさほど多くはないが、HS化学分析の結果が間違っているケースが発生している。その場合には再検査をお願いしているが、その結果、こちら側、つまり日本の製造業者による分析結果が正しかったというケースばかり。一体、税関ではどのように分析をしているのか疑問だ。

（ベトナム国「税関行政近代化のための指導員養成プロジェクト」の事後評価に従事した評価分析団員の首藤が、2011年6月にタンロン工業団地の日系企業に対して実施したインタビューより）

こうした現場の企業の声からは、「条文が理解できない」、「現場の現実が反映されていない」、「様々な解釈が可能」といった法規範文書そのものが抱える問題、とりわけ法体系の未構築の問題のほかに、「最新版が分かりづらい」といった情報管理の問題、執行を行う職員の法規範文書の理解度や情報共有度の問題、運用を行う際の技術的スキルや設備の問題（HS分析には適切に整備された最新機器が必要である）、運用に関する透明性や説明責任の問題、現場からのフィードバックを法規範文書の改善に生かしているかどうか、といった立法プロセス・サイクルに関する問題等、種々の多面的な課題が存在していることが読み取れる（図5）。

⁵ JICAが平成22年度案件別事後評価（パッケージIV-1ベトナム国）により実施した技術協力プロジェクト「税関行政近代化のための指導員養成プロジェクト」の事後評価調査を指す。

⁶ 「HS分類」の、HSとは「Harmonized Commodity Description and Coding System」の略称で、関税を適用するために商品の名称や分類を統一適用するための国際条約を指す。HSに基づいて作成された品目分類に従って輸入商品进行分类する作業をHS分類と呼ぶ。分類に際し、商品の化学分析が必要になる場合もあり、そうした分析作業をHS分析と呼ぶ。

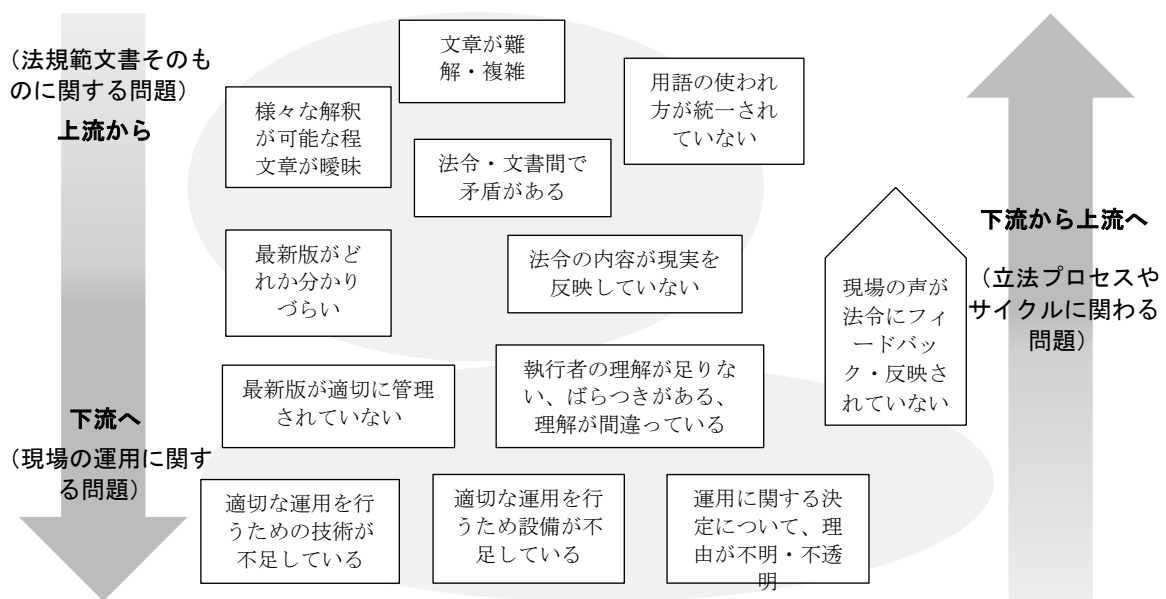


図5 ベトナムの法規規文書に関する様々な課題 (関税の例から)

このように、特定分野の抱える課題を洗い出すだけでも、どこにどのような課題があるのか、その課題を解決するためには誰がどういったアクションを取らなければならないのか、といったシステムそのものに対する課題と改善のための対処法について、つまり、言い換えれば成果1達成のための具体的な道筋が明らかになってくる。対象となる法規規文書を選定する際には、事前にこうした現状分析のための簡易的な調査・情報収集を行い、成果1の活動によって現実的に解決が可能なもの、そして現場へのインパクトが比較的短期間で得られやすいもの、といった多角的な視点から対象法規規文書を選択するというのも一案である (表2)。

表2 法規規文書選定の際の視点 (例)

選定の視点	程度
1. 取り組むべき問題数の多さ (問題領域の広さ)	多い・中程度・少ない
2. 他分野への適用の際の汎用性の高さ (あまりにも特殊な領域のためにパイロットとしての役割を果たさない、ということはないか?)	高い・中程度・低い
3. 「上流」での改善策実施の容易さ	困難・中程度・容易
4. 「下流 (現場)」での改善策実施の容易さ	困難・中程度・容易
5. 「上流」でのインパクトの大きさ (政府の関心)	大きい・中程度・小さい
6. 現場へのインパクトの大きさ (最終受益者への裨益)	大きい・中程度・小さい
7. 改善策が「上流」に反映されるのに要する時間	長い・中程度・短い
8. 改善策が現場に反映されるのに要する時間	長い・中程度・短い

こうした観点から選定された分野や法規規文書に対して、整合性向上の取組みを5年間行うわけだが、その取組みの結果、Box2で示されたものが成果1の具体的な成果物 (deliverables)

として得られると予想される。

1. 改正された（整合性が向上した）各種法規範文書
2. グッドプラクティス事例集（何をどう変えて、現場でどのような変化が得られたかを記録したもの。「上流」「下流」の両方の変化を捕捉する。定性・定量的情報の両方を含む）
3. 整合性向上作業実施を容易にするための各種ツール（チェックリスト、分析のためのマトリックス、業務マニュアル等）
4. パイロット活動から得られた制度・組織・業務フローに対する改善提言集

Box 2 想定される成果 1 の成果物

ここで重要なのは、成果 1 の活動は、パイロット活動として取り組む特定の法規範文書の整合性向上そのものを最終目的としているのではないということである。Box 2 の 1 で示した「整合性が向上した法規範文書」は、成果 1 の活動が成功裡に実施されたことを示すエビデンスとしては重要であるが、プロジェクトが最終的に目指すべきものは、パイロット活動から、いかに実用的で有益な教訓（lessons learned）を導き出すかである。その意味では、パイロット活動とその結果得られる 1 の成果物は、あくまでも最終的な目的に到達するまでの途中成果物にしか過ぎない。1 の成果物よりも重要なのは、1 を達成するに至るまでの道筋を記録し、分析し、整理した 2~4 の成果物である。2~4（特に 4）をベトナム側と共同で作りに上げることができれば、2021 年以降、ベトナム側が自立して一歩を踏み出すための大きな手助けになるだろう。

なお、図 5 で使用した「上流」「下流」という表現であるが、「法の制定（law implementation）」「法の執行（law enforcement）」とそれぞれ言い換えることも一定程度可能と思われるので、この 2 つの概念に関する説明図を提示しておく（図 6）。英文 PDM には「法規範文書の implementation」といった形で implementation という単語を何度か登場させたが、関係者間でこの用語の使い方についての詳細な議論を行うことは時間の制約上難しかったことなどから、敢えて implementation の定義を PDM 上で明示することはしなかった。また、実際、implementation と enforcement の違いについては、法理論等でも厳密に定義されていないと考えられる。

一方で、プロジェクト実施者としては、特に成果 1 に係るプロジェクトの範囲を明確にするためにも、今後 implementation と enforcement の考え方の違いについて議論し、考え方を関係者間で共有して行く必要があると考える。現時点では、調査団は、プロジェクトが目指すべきものは、現場でより適切な法執行（enforcement）を実現させるための、法の体系化や整備及びそれらを経た制定（ベトナム側においては、これらの作業を implementation と表現しているため、便宜上、本報告書においても同表現を用いることとする。）ではないかと考えている。つまり、「より適切かつ現実的に執行が可能（enforceable）な法制定（law implementation）を目指す」と言い換えても良いだろう。

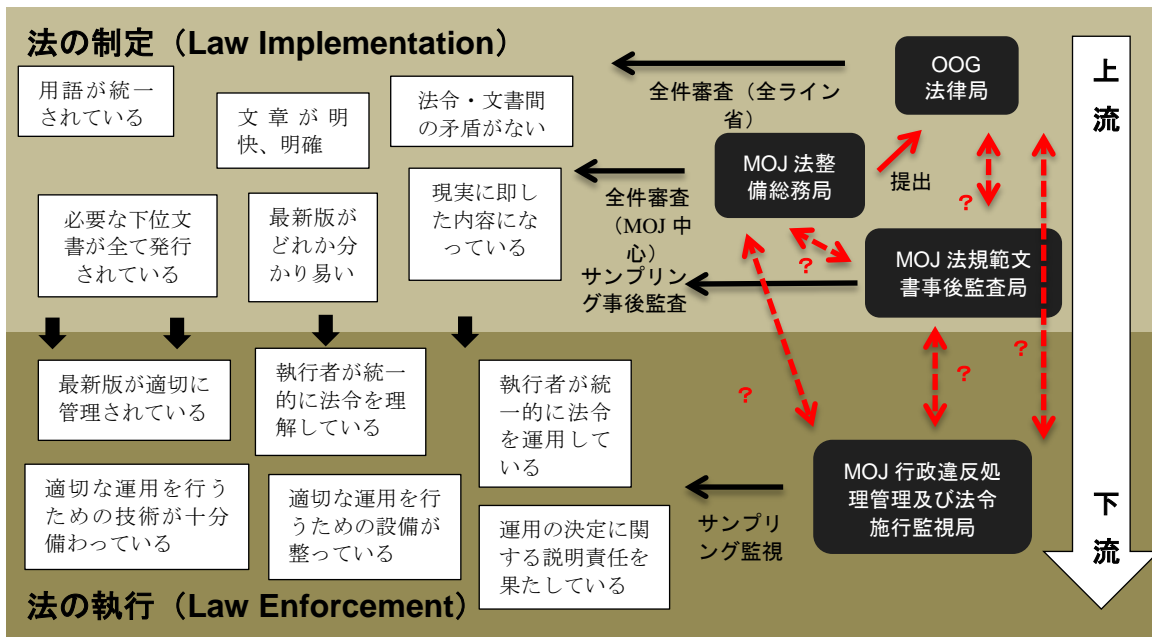


図 6 法の制定 (implementation) と執行 (enforcement)

図 6 で示したように、MOJ 法整備総務局及び法規範文書事後監査局並びに OOG 法律局は、特に法の制定 (implementation)、つまり体系立った法規範文書が適切に発行されているかといった部分で果たす役割が非常に多い。一方、MOJ 行政違反処理管理及び法令施行監視局については、主に法の執行 (enforcement) が適切に行われているかどうかを管理・監視する局であることが分かる。ここで問題なのは、今次調査で実施された面談では、各機関・部局が「他の部局と業務との重複は全くない」と強調していたものの、それでは、法の適切な制定・執行を全体として実現させるために、各部局がどのように有機的に連携し合っているかといった話が全く出て来なかったことである。図中にも「？」の印で示したが、密な連携と情報共有が必要と思われる部局間で、実際、リンケージ (組織間連携) はどうなっているのかについて、今後明らかにしていくことが必要である。今の段階ではあくまでも思い付きの域を出ないが、これらの部局間のリンケージの不足・欠落こそが、法規範文書の不整合がいつまでも是正されない最大の理由の一つとなっている可能性も否定できない。

5-2-2 プロジェクトマネジメントシステム

前フェーズでは C/P 機関の主体性の強さがプロジェクトの成功要因の一つとなっており、本事業でも継続して C/P 機関の強いコミットメントとオーナーシップが期待できる。他方、本プロジェクトのプロジェクト全体のマネジメントに関しては、情報共有や確認プロセス等について、これまでの前フェーズとは若干異なる形を想定している。

具体的には JCC に関する事であるが、フェーズ 1 までは、C/P 機関の縦割り意識が根強く、JCC が一度も開催されることはなかった。当時は、各実施機関がプロジェクト専門家チームと、いわば個別に活動を行うといった形態が実態として定着していた。フェーズ 2 に入ってから、

これまで日本側が強調していた実施機関同士の横の連携の重要性に関するベトナム側の理解が進み、終了時評価調査（2014年7月）までに、4回のJCCが実施された。これにより4つの実施機関間の情報共有・意見交換が進み、プロジェクトとして一体感の感じられる活動が促進された。

これまでの協力の総仕上げとして位置付けられている本プロジェクトでは、ベトナム全体の法・司法改革活動としての一体感をこれまで以上に重要視し、JCCにより強い調整機能を持たせることを想定している。具体的には、各機関が策定するプロジェクト活動の実施計画をJCCが正式に確認する形を取る。また、プロジェクト開始直後に第1回JCC会合を開催し、各機関で実施すべき手続や活動、スケジュール等について確認を行い、情報・認識の共有を図るなど、これまで以上にJCCにプロジェクトの計画やモニタリングに強く関与させる。JCCのメンバーは、MOJ、OOG、SPC、SPP、VBFの5機関と専門家チーム、JICAであるが、更にCJRSC事務局もオブザーバーとして参加してもらい、ベトナム国内におけるプロジェクトの認知度を向上させる。

このようなプロジェクト実施体制・プロセスの変化により、ベトナム側関係者全体としての一体感が高まり、2020年の目標年に向けたモメンタムが高まることが期待される。全体としての盛り上がりは結局、プロジェクト目標である法務・司法関係機関の組織的な能力向上の実現につながり、有効性の向上をもたらすであろうことが期待される。プロジェクトマネジメントシステムをうまく機能させていくためには、これまで以上に関係機関間の情報共有や意思疎通を緊密にし、円滑なマネジメント体制・プロセスを確立していくことが重要である。

5-2-3 有効性の促進・阻害要因

有効性の促進要因として想定されるのは、類似プロジェクトを実施している他ドナーとの連携により、相乗効果が発現され、結果的に有効性向上に結び付くというシナリオである。今次調査で、カナダ、UNDP、USAID、EUの4ドナーと面談を行ったところ、プロジェクトと特に類似した活動領域を持っているのは、カナダの「国家法整備プロジェクト（NLDプロジェクト）」（2013～2019年）（詳細については後述）であることが明らかになった。NLDプロジェクトは、法規範文書の事前審査・事後監査等の強化や、法規範文書の体系化（systematization）、調和化（harmonization）、統合化（consolidation）、法典化（codification）といった作業により法規範文書の整合性向上を目指すコンポーネントを含んでおり、これはプロジェクトの成果1の活動領域とほぼ同一である（NLDプロジェクトや整合性向上のための作業プロセスに関しては「効率性」の項目で後述する）。NLDプロジェクトについてはまだ詳細な活動スケジュールが策定されていないため、具体的な対象法規範文書が何になるのか、プロジェクトとどのタイミングで、どの活動の実施において連携や協働が可能かは現時点では予測できない。今後、密な情報共有を実施して行き、具体的な活動レベルの連携の可能性を探ることが必要である。効果的な連携が実現すれば、資源の有効活用になるほか、相乗効果の発現も期待できるため、有効性の更なる向上が見込まれる。

逆に阻害要因になりえる点としてあらかじめ考慮しておかなければならないのは、プロジェクトが開発する執務参考資料やマニュアルといった成果品の取り扱いに関する問題である。フェーズ2でも同様の成果品が開発されたが、どのような形で関係者間で共有するかについての共通

認識が十分ではなく、一部に混乱が生じた。こうした混乱を避けるためには、どのような媒体で、誰を対象として情報共有を行っていくのかについて、事前に関係者間で合意をしておく必要がある。

5-3 効率性

要約：比較的高い効率性が見込まれる。日本側、ベトナム側からの投入は、前フェーズと同様、過不足なく行われることが予想され、また、活動が順調に進めば、投入に見合った成果が発現することが見込まれる。ただし、C/P 機関が増えたことや、成果 1 という新たな領域が活動に含まれたことから、日本側からの投入はこれまでよりも増やし、期待された成果が確実に得られるようにする必要があるのである。ベトナムにおける法・司法分野では、数多くのドナーが支援を実施中であるため、非効率な重複を避けつつ、具体的な活動レベルでの連携を図りながら資源を有効に活用するように工夫すれば、効率性は一層高まるだろう。

5-3-1 日本側からの投入

これまでのフェーズでは、現地の事情に詳しく、原語（ベトナム語）による現地法を理解する意欲のある検察官出身者、裁判官出身者、弁護士等が日本人専門家として長期派遣されていること、大学教授、法務省、日本弁護士連合会、法学者等がアドバイザーグループ等のサポート体制を通じ必要に応じて国内から技術支援を行っていること、本邦研修を通じて日本が有する知見を数多くベトナム側に提供する体制が整えられていること等が効率性向上の要素として認識されている。本プロジェクトでも同様の点に配慮した投入が行われる予定であり、投入の質と効率性の高さが十分見込まれる投入計画となっている。

ただし、フェーズ 2 までと異なり、OOG という新たな C/P 機関が加わることで、これまで専門家の支援を受けた経験のない MOJ の部局も活動に参画するようになること、そして、法規範文書の整合性向上を目指す成果 1 という活動が新たな領域として加わったことなどから、日本側の投入はこれまで以上に必要になってくることが予想される。長期派遣専門家の増員に加え、特に成果 1 の達成のために短期専門家の時宜を得た集中的な投入や、ローカルリソース、つまりベトナム人法曹人材等（ビジネス分野に詳しい弁護士等）の中・長期的な投入を検討するなど、期待される成果の増加に比例した投入の検討が必要である。

なお、「有効性」の項目で既に述べたが、成果 1 では、パイロットとして対象となる法規範文書をごく狭い範囲に絞り、実際に法令を運用する現場の状況が目に見える形で改善することを目指した活動を初期の段階から行くと、より事前審査・事後監査・運用モニタリングといった一連の業務プロセス改善に有益な教訓を得ることができると考えられる。これは、言い換えれば、成果 1 全体の工程を考えた際に、最も早く目的に到達する効率的なアレンジ、つまり目的達成への最短ルートだといえる。パイロット実施の際には、そうした思い切った「選択と集中」が、効率性向上に必要不可欠であり、そうした集中型のアレンジに合わせた専門家やローカル人材の配置など、適切な投入計画を立てて行く必要がある。

また、忘れてはならないのが、成果 2 への投入量をこれまで通り確保することの重要性につ

いてである。今日までの 20 年近くの対ベトナム法整備支援は、成果 2 の分野、つまり基本法の整備による国の基盤づくりを中心に行われてきており、この分野における MOJ、SPC、SPP、VBF の 4 C/P 機関との信頼関係は揺るぎないものとなっている。本プロジェクトがこれまでの支援の総仕上げと位置付けられているからには、4 機関それぞれが、今後 5 年間で JICA 協力の集大成として相応しい成果を達成してプロジェクトを成功裡に終えなければならない。そのためには成果 2 への投入、特に人的投入に関しては、日本側からもベトナム側からもこれまでと同レベル以上を維持することが重要である。例えば、プロジェクト開始後に、成果 1 の業務量が予想していたよりも大きかったといった理由により、成果 2 への投入量を成果 1 へ振り分けるといったアレンジは不適切である旨、プロジェクト開始前に関係者間で認識を共有しておく必要があるだろう。

投入に関して更に注意すべきことは、成果 1 は JICA のベトナムの法整備支援分野の協力の歴史においても新たな取組み分野であり、成果達成のための方法論が確立していない点である。これまで、ベトナムをはじめとした途上国で日本が展開してきた支援は、日本の明治以来の法整備の歴史や知見を相手国に提供し、相手国の現状を理解した上で日本の経験をカスタマイズしながら法案起草等の支援や法・司法関係者のスキル向上を行うというものであった。一方、成果 1 では、既に広範囲に生じてしまっている法令間の重複や不整合、矛盾という根深い問題を今後どのように解決していくかについて、ベトナムの現状と課題を深く分析した上で有効な解決策や未然防止策を考案していく、という新規性の高い活動が発生する。深刻な法令間不整合という課題をこれまで抱えたことのない日本にとっては、これらの活動は未経験の領域である。成果 1 に取り組む専門家チームに関しては、成果 2 と同様、法司法分野の高度な専門性が必要なのは当然であるが、これに加えて優れた情報収集・分析能力と関係者間調整能力、そして複雑な問題領域に対する解決策の考案という高い創造力が求められる。更にいうならば、成果 1 に携わる人材に最も必要なのは、漠然とした目標に対して、現実的なアプローチを用いて確実に目的を達成するという能力であり、具体的に何をどのタイミングですべきか、誰を動かすべきか、どのような手順を組むか、といった戦略立案のみならず、その戦略を具体的に戦術化する（operationalize）能力である。

このように、成果 1 への人的投入を考える際には、成果 2 に代表されるこれまで JICA が行ってきた法整備支援分野の人材とは若干性質の異なる能力や適性が必要になってくることに十分な注意を払う必要がある。それぞれの成果に関して、求められる日本側の人的資質に関しては、図 7 のようにまとめることが出来る。

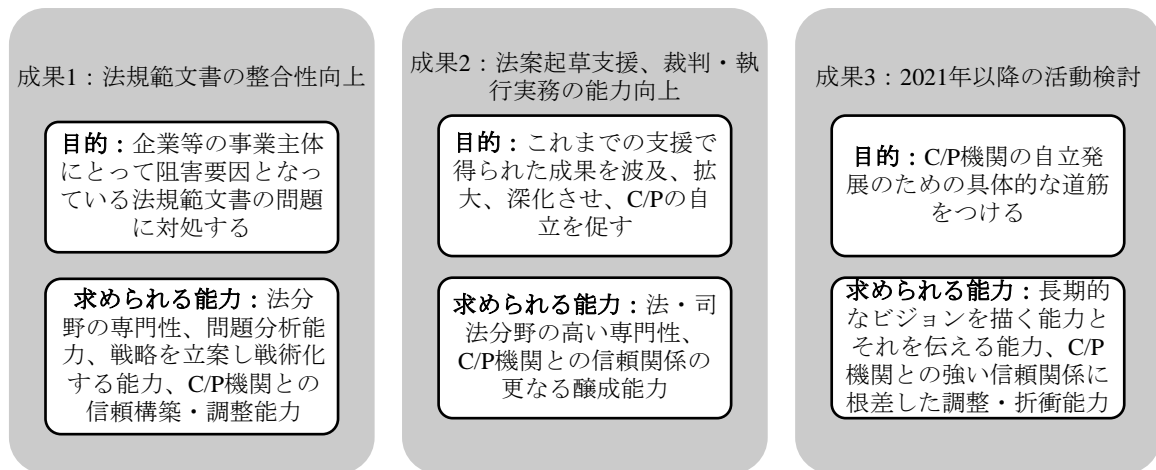


図 7 各成果達成のために必要な日本側人材の能力

成果 1 に関しては、これまで述べてきた「戦略を立て、それを戦術化する」といった能力と共に、OOG といった新たな C/P 機関や、MOJ 内の新たな関連部局との信頼関係を構築したり、それらの関係者間を調整したりするコミュニケーション能力についても重要な要素となる。成果 2 については、基本的にこれまで日本が行ってきた検察官出身者、裁判官出身者、弁護士といった法・司法のプロフェッショナルの投入の継続が適している。成果 3 については、2021 年以降のベトナム側の自立を具体化させるため、長期的なビジョンを描き、更にそれを相手側に的確に伝えていく能力が最も求められる。そしてそれを実現化するためには、C/P 機関との強い信頼関係に根差した調整・折衝能力も当然必要となってくるだろう。

5-3-2 ベトナム側からの投入

これまでのフェーズの C/P 機関であった MOJ、SPC、SPP、VBF は、本プロジェクトでは特に成果 2 と 3 の実施機関として継続して専門家と共に活動する。フェーズ 2 への活動には MOJ の 8 部局が参加したが、本プロジェクトでは、図 8 に示したように、成果 1 に 5 部局⁷、成果 2 に 5 部局、成果 3 に計 8 部局が参加することを予定している。これに加え、成果 1 の活動実施機関として、今回新たに OOG の法律局が C/P 職員を配置することとなる。なお、ここで挙げている成果 1～3 に従事する MOJ の部局は調査時点での見込みであり、プロジェクト開始後、日越双方の合意によって、担当部局が変更される可能性がある。

⁷ MOJ 5 部局のうち、民事経済法局と国際法局については、これらの部局が担当する分野の法規本文書が活動の対象となった場合のみ、活動に参加することになる。そのため、選ばれる法規本文書の分野によっては、2 つの部局のうちの 1 部局のみが活動に参加するといった状況になることもあり得る。

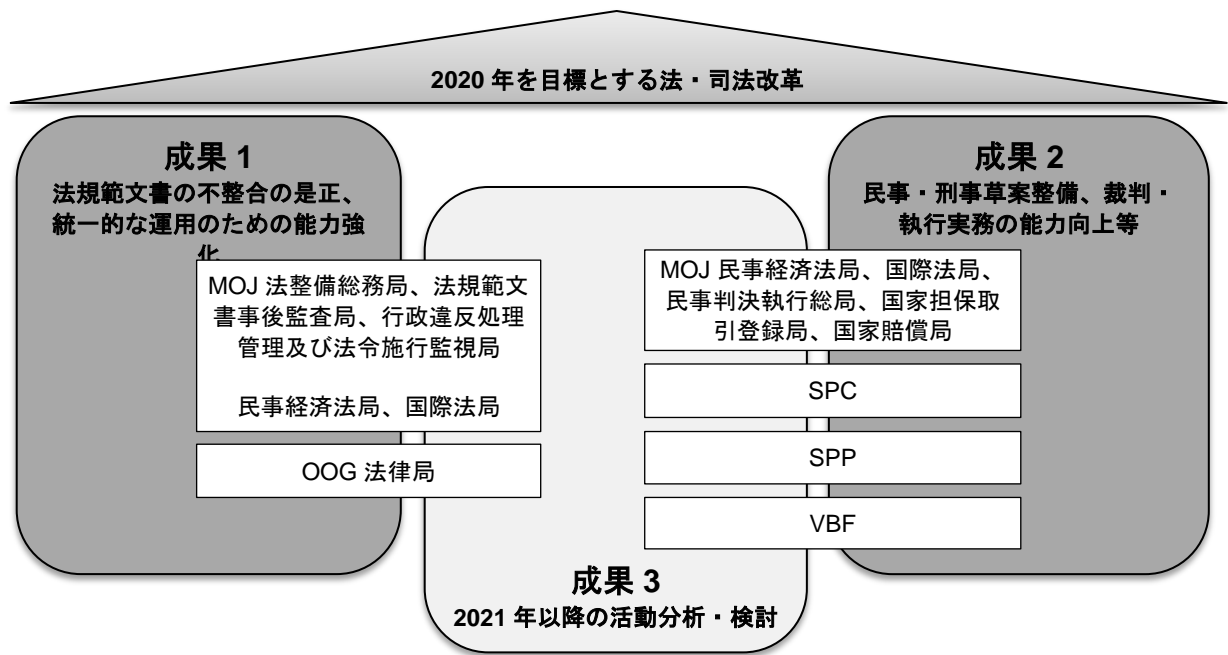


図 8 3つの成果とそれぞれに対応する C/P 機関・部局

以下に、本プロジェクトから新たに C/P として加わる新たな機関・部局を中心に組織の概要を説明する。

MOJ 法整備総務局は、法律構築部門、法律実施監査部門、法務部、総務部の 4 つの部門から成り、計 29 人の職員を抱えている。法整備総務局の主な業務は、①立法計画の政府提案の作成、実施と進捗管理、②法規本文書の事後監査（法律等に関連する必要な法規本文書が発行されているかどうかの監査）、③MOJ の各局が発行する法規本文書の審査、④法整備に関する戦略作成（20～30 年の計画）、⑤法規本文書発行法の整備、⑥各省庁機関にある法務部門の管理である。地方政府が発行する法規本文書を審査する役割も担っている。なお、MOJ の国際協力局によると、種々の審査の会合を開いたり、連絡を取ったりする事務的な業務が法整備総務局の日常の大宗を占めているということであり、成果 1 に係る実質的な活動をこの局がどの程度行っているのかについては、更に調査の必要がある。

MOJ 法規本文書事後監査局は、総務部、法規本文書審査部、統合化部、法典化部、データベース部の 5 部門から成り、計 30 人の職員が勤務している。法規本文書事後監査局の主な業務は、①関係省庁や人民委員会が発行する法規本文書に対する憲法適合性などの観点からの事後監査、②MOJ が発行する法規本文書のレビュー、③法典化、④法規本文書の統合化である。2015 年からは社会的なニーズの高いテーマを取り上げて監査をすることを予定しており、2015 年は、関税と投資関係の法規本文書を事後監査する計画である。

MOJ 行政違反処理管理及び法令施行監視局は、2014 年 6 月 3 日に新規設置されたばかりの MOJ としては最も新しい部局である。5 月までは MOJ の法整備総務局が担当していた業務の一部を更に内容と規模を拡充させるために設置された。その名が示す通り、大きく分けて、①行政

違反処理管理⁸、②法令執行管理の2つの職務に従事している。2つのうち特に成果1との関連が強いと思われるのは、②の法令執行管理であるが、この業務を行う人員数は、調査時点で4人であった。定員としては8人の枠が確保されているとのことで、今後不足している人員が採用される見込みである。なお、この新局全体の定員は50人であるが、現在は空席が多い。

OOG 法律局では、23人の職員が、各省庁から政府に法案が提出される前の審査を実施している。審査対象は、法案や首相決定などの法規範文書であり、法律の実施に関する助言も実施しているほか、現場の意見や関係機関の意見を聞くためのセミナーを開催したり、外部から立法審査アドバイザーを招聘したパイロットプロジェクトを実施したりもしている。2015年春期国会で新たな法規範文書発行法が成立した場合、新たに法執行の監査という任務がこの部局に加わることになる。OOGは、全てのライン省庁から上がってくる草案を審査しているため、MOJと比べ、OOGはより全体的な審査を行っているといえる。例えば1つのテーマに関して、複数の省が同様の法案を起草するといった事態はベトナムでは少なからず発生するが、OOGは各省の動きを把握し、重複や矛盾に気付くことが出来る立場にいる。また、OOGは、首相に近い立ち位置で、各省の利害にとらわれずに中立的な立場で審査できるという特色を持っている。

以上のMOJの3部局及びOOGの法律局が、成果1の活動実施のために新たにC/P機関として加わることとなるが、これらの部局以外にも、成果1が対象として選定する法規範文書の分野によって、MOJの民事経済法局や国際法局、OOGの各セクター担当局等も活動の成果1の協力者として加わってくることになるだろう。

なお、上の説明からも明らかなように、法規範文書の①事前監査、②事後審査、③整備・運用状況の監督という3段階において、どの部局が、どの法規範文書の、どのプロセスにおいて、どのような役割や責任・権限を有しているかについてはまだ明らかになっていない部分が多い。また、一口に法規範文書といっても、憲法(Constitution)から始まり、法律(Law)、決議(Resolution)、法令(Ordinance)、政令(Decree)、決定(Decision)、通達(Circular)、合同通達(Joint Circular)等、承認者・機関の異なる様々なレベルの文書がある。更に、法規範文書の範疇外の、公文(Official Letter)といった種々の指導的文書についても、法令の運用に関して重要な役割を果たしていることを考えると、調和の取れた法令と統一的な運用をプロジェクトで目指すに当たり、誰が、どのレベルの文書を立法プロセスのどの段階で、どの様な処理をしているのかについて、今後、詳細な調査と分析を行う必要がある。この点を明らかにし、プロセスの重複の有無を確認したり、所与のシステムがどの程度機能しているのかを評価したり、あるいは異なった部局・組織間で法規範文書の整合性向上のために必要なリンクが存在しているのかどうかを探ったり、といったシステムに切り込んだ考察を行うこと自体も、成果1の重要な活動の1つになるだろう。

⁸ (参考) 行政違反処理の管理に関する8つの機能：①行政違反管理分野における個人・法人の意見をモニタリングし収集し、法律改正に生かすこと、②全国レベルの行政処理をモニタリングすること、③全国の関係機関に対し、行政処理に関する指導並びに研修を行うこと、④法律の実施機関の実施状況のモニタリング、⑤個人組織の合法的な権利・利益を侵害する恐れがあるような行為の監視、⑥刑事事件違反、行政事件違反を特定するための、データベースの構築、⑦行政違反に関する統計を収集すること、⑧全国の行政違反の法律に関する状況を首相に報告すること。

成果 2、3 の活動については、これまでのフェーズで JICA と共に長期にわたって活動を実施してきた 4 つの C/P 機関が実施機関となるため、信頼関係が既に構築されていること、本プロジェクトの成果 2、3 の活動もこれまでの活動の延長線上に位置付けられることなどから、ベトナム側からは、質・量共に、これまでと同規模の C/P 配置が見込まれる。そしてこれまでの経験から、C/P 職員の能力、スキル、意欲は十分なものが期待できる。

C/P 配置以外には、プロジェクト活動費の負担がベトナム側からの投入として期待されるどころだが、フェーズ 2 までは、ベトナム側にコスト・シェアリングという意識はさほどなく、JICA 側に基本的に依存していた。本プロジェクトにおいては、持続性向上の観点から、プロジェクト活動費の一部をベトナム側に負担してもらうことを想定しており、この点について、今次調査で合意に至った。この件については、「持続性」の項目で詳述することとする。

5-3-3 効率性の促進・阻害要因

効率性を促進させる工夫として、類似プロジェクトを実施している他ドナーと随時情報交換・意見交換を行う、共同セミナーを開催する等の連携が挙げられる。他ドナーによる支援については、「有効性」の項目で簡単に記載したが、ベトナムにおける法整備、法・司法改革支援分野においては、これまで、そして現在も数多くのドナーが MOJ を中心とした機関に支援を実施している（表 3）。

表 3 法・司法分野における他ドナーによる主な支援

ドナー名	プロジェクト名（略称）	ベトナム側実施機関	期間	予算額
カナダ	国家法整備プロジェクト（NLD プロジェクト）	MOJ、OOG、その他	2013～2019 年	期間全体を通じて約 15 百万ドル
EC、スウェーデン、デンマーク	司法パートナーシッププログラム（JPP）	MOJ、SPC、SPP、VBF	2010～2015 年	期間全体を通じて 18.7 百万ユーロ
EU	司法・法的エンパワーメント（EU JULE）	MOJ、市民社会等	2015～2020 年	2015～2020 年までの 5 年間予算：15.6 百万ユーロ
USAID	包括的な成長のためのガバナンスプログラム	MOJ、その他	2014～2018 年	期間全体を通じて約 45 百万ドル
UNDP	ベトナムにおける司法へのアクセス強化と権利の保障	MOJ、CJRSC 等	2010～2014 年（今後も継続して法司法の分野を支援予定）	期間全体を通じて約 6.4 百万ドル

カナダは、「国家法整備（National Legislative Development : NLD）プロジェクト」（2013～2019 年）を MOJ を主実施機関として実施している。欧州共同体（European Commission : EC）、スウェーデン政府、デンマーク政府は、共同プロジェクトとして「司法パートナーシッププログラム（Justice Partnership Programme : JPP）」（2010～2015 年）を MOJ、SPC、SPP、及び VBF を実施機関として実施し、法・司法整備支援を行っている。欧州連合（European Union : EU）は、JPP 終了後は、「司法・法的エンパワーメント（EU Justice and Legal Empowerment : EU JULE）（2015～

2020年)をMOJと市民社会を主なパートナーとして実施する予定である。アメリカ合衆国国際開発庁(United States Agency for International Development: USAID)は、包括的な成長のためのガバナンスプログラム(Governance for Inclusive Growth Program)(2014~2018年)として、法の支配の強化をMOJに対して支援している。

国連開発計画(United Nations Development Programme: UNDP)は、「ベトナムにおける司法へのアクセス強化と権利の保障(Strengthening Access to Justice and Protection of Rights in Viet Nam)」(2010~2014年)と題した支援の中で、専門家をMOJやCJRSC等に派遣してきた。

「有効性」の項目で説明したように、この中でも特にカナダのNLDプロジェクトについては、本プロジェクトの成果1と同様の、法規範文書の整合性向上のための活動を含んでいるため、今後、調整が必要である。多くの類似プロジェクトが同時進行中であるベトナムにおいては、他ドナーとの連携の促進や重複の回避は効率性を大きく左右する要素である。効率性を高めるための他ドナーとの連携についてであるが、現段階で想定される連携の具体案は、例えば表4で示したような活動である。但し、以下に挙げたドナーのいずれについても、活動の具体的な実施スケジュールはまだ確定していないことから、プロジェクト開始後に、相互に情報交換をして連携の可能性を探る必要がある。

表4 他ドナーとの連携に関する具体案(例)

ドナー名	プロジェクト名(略称)	期間	他ドナーが行う活動のうち、JICAとの連携が可能な活動領域	JICAとの連携の具体案(例)
カナダ	国家法整備プロジェクト(NLDプロジェクト)	2013~2019年	法規範文書の不整合の是正	成果1:法規範文書不整合に関するワークショップ等の共同開催
EU	司法・法的エンパワーメント(EU JULE)	2015~2020年	地方の省(Province)における市民社会や法曹関連組織に対する司法アクセス向上啓発活動	成果2:VBF主催の「司法アクセス」をテーマにセミナー共同開催。弁護士マニュアル作成時の情報源としての活用
USAID	包括的な成長のためのガバナンスプログラム	2014~2018年	MOJ、OOG、他ライン省に対する起草技術向上研修	成果2:対象法令草案起草を担当するC/Pの、USAID主催研修への参加
UNDP	ベトナムにおける司法へのアクセス強化と権利の保障	2010年~	ドナー間のコーディネーション	全般:UNDPが開催するドナー会合等への出席による知見共有と情報交換 成果3:2021年以降の活動を検討する際の、今後のドナー支援に関する情報収集

なお、「有効性」の項でも触れたが、今回の調査でインタビューをしたカナダのNLDプロジェクトのプロジェクト・フィールド・マネジャーによれば、法規範文書の整合性向上は図9で示した4段階の作業プロセスを経ることにより達成できると考えているとのことだった。NLDプロジェクトと共同で活動を行う際には、先方のこうした考え方やコンセプトを理解した上で、本プロジェクトのアプローチと矛盾のない形で具体的な連携活動を考案していく必要があるだろう。

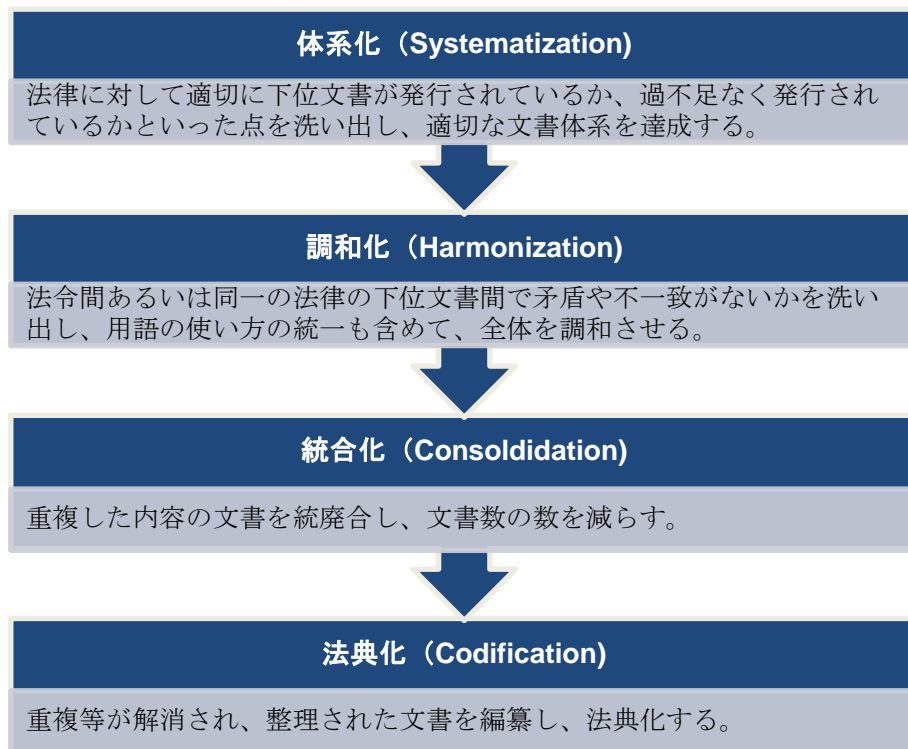


図 9 カナダ NLD プロジェクトの法規範文書整合性向上活動の考え方

現時点では効率性を阻害する要因として特に大きなものは想定されないが、これまでの 4 機関に加え、新たに 1 機関が C/P 機関として加わり、更に CJRSC 事務局を JCC のオブザーバーとして迎えることから、多数の機関間の連絡・調整業務等にこれまで以上に時間を要するという状況が考えられる。あらかじめ予想出来るリスクであることから、時間に余裕を持ったスケジューリングを行ったり、活動ごとの業務フローや手続きを明確化しておくなど、日常的なプロジェクト管理に注意を払うことが重要である。

また、マイナーな阻害要因として挙げられるリスクは、本邦研修に係る手続きに関する事項である。前フェーズまでの本邦研修において、申込書の提出がベトナム側から期限通りに提出されなかったために受入側の準備に支障をきたしたことがあった。本プロジェクトにおいては、ベトナム側に必要な手続きを明確に説明し、ルールの遵守を徹底してもらう必要がある。

5-4 インパクト

要約：比較的大きなインパクトが見込まれる。上位目標である「整合性が確保された法規範文書を土台とした、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備」については、プロジェクト目標が達成され、実施機関が継続した取組みを続けて行けば、達成できる可能性が高い。また、特に成果 1 に関しては、ビジネス環境改善に関連する法規範文書を対象として選定することを予定しており、プロジェクト効果が計画通り発現されれば、ベトナムでビジネスを行う日本企業をはじめとした事業主体へのプラスのインパクトが期待できる。更に、特に VBF を中心として、人権保護や司法アクセス向上を意識した活動が行われることから、ベトナムにおける基本

的人権の保障の確保に資するインパクトが期待される。

5-4-1 上位目標の達成見込み

上位目標である「整合性が確保された法規範文書を土台とした、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備が図られ、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築が促進される」について、本事業のプロジェクト目標が達成され、ベトナム側実施機関が継続した取り組みを続けて行くことができれば、達成可能性が高まるだろう。いうまでもなく、上位目標の達成見込みは、協力終了時に、プロジェクト目標がどの程度達成されているか、どの程度ベトナム側が活動に主体的に取り組む、組織としての知見の蓄積や知識・技術向上に努めているか、そして外部要件が十分満たされているかといった様々な要素に左右される。

PDM では、上位目標達成のための外部条件として、①法・司法改革に向けた政策的な枠組みに従った法務・司法関係機関の取り組みが継続して行われる、②法規範文書の整合性の確保に向けた MOJ 及び OOG の取り組みが継続して行われる、の2点を特定した。これらは後に記載する「持続性」の項目に関連してくることであるが、ベトナム側は、急速に発展する経済環境に対応した、法・司法のグローバル化が急務であると認識しており、そのための取り組みを促進する政策的・法的枠組みは、2005年の第48号、49号決議、2013年の憲法改正等によって徐々に整えられてきた。そうした状況から、2つの外部条件は、プロジェクト期間終了後も満たされる可能性が高い。

本プロジェクトは、2020年以降の新たな日越間の連携を目指して、ベトナム側に、いかに独り立ちしていくための力を身に付けさせるか、という命題を常に念頭に置きながら、真に必要な部分にのみ集中的に技術支援を行うものである。約20年の総仕上げとしてのプロジェクトの位置付けは、ベトナム側も十分認識しているところであり、協力期間終了後に自立して活動を続けていくための準備は今後5年間で十分整うのではないかと予想される。従って、プロジェクト終了から3～5年後の上位目標の達成は十分見込まれる。

5-4-2 期待されるインパクト

成果1の活動として、整合性の高い法規範文書の整備と統一的な運用・適用を実現するための取り組みが行われるが、対象となる法規範文書の選定に当たっては、特にビジネス環境の改善や投資環境整備に資するものを優先させることで日越間の合意に至った。成果1が実現され、ビジネス活動の障害となっていた法令の恣意的な解釈や不統一な運用等が軽減されれば、C/P機関における業務目標が達成されるだけでなく、プロジェクトの最終受益者ともいえる日本企業を含む法人や事業者プラスのインパクトを与えることができる。これは長期的には、健全なビジネスの発展を後押しするものとなるだろう。

更に、特にVBFを中心として、人権保護や司法アクセス向上を意識した活動を行うことが計画されていることから、ベトナムにおける基本的人権の保障の確保に資するインパクトも期待される。

なお、負のインパクトについては、現時点では特に予期されない。

5-5 持続性

要約：政策・組織体制面については、法・司法整備に関する政策的な方向性が維持される見込みが高いことと、成果3でプロジェクト終了後の活動計画の立案をC/P機関に取り組んでもらうことから、高い持続性が見込まれる。技術面の持続性は、これまでの長い協力の歴史を持つC/P機関・部局に関しては比較的高い持続性が見込まれるものの、今回新たにC/P機関として加わることになるOOGや、MOJの一部の部局に関しては、専門家が意識的に技術的持続性を高めるための指導を行っていく必要があるだろう。前フェーズの懸念材料であった財務面の持続性を高めるため、VBFを除いたC/P機関については、プロジェクト活動費を一部負担してもらうことで合意に至った。協力終了時に財政的持続性が高くなるよう、毎年ベトナム側負担額を増やしていくよう働きかけていく必要がある。

5-5-1 政策・組織体制面の持続性

「インパクト」の項目でも説明したように、法・司法のグローバル化の実現や、2013年の改正憲法に対応した法整備、といった命題は、C/P機関にとって優先課題であり、第48、49号決議で定められた法・司法改革の目標年である2020年以降も、この分野における継続した取組みが展開されると予想される。また、プロジェクトにおいても、2021年以降の活動について、各C/P機関が分析・検討を行い、活動計画を立案するという活動を成果3で行うため、組織が責任を持ってプロジェクト効果を持続させ、更に上位目標達成に向けて日々の活動を継続していく見込みが高い。従って、政策・組織体制面では高い持続性が見込まれる。

5-5-2 技術面の持続性

約20年にわたってJICAの技術協力のパートナーであったMOJをはじめとして、SPC、SPP、VBFは専門家と長期間活動を継続してきた。これらのC/P機関は、オーナーシップを持って、活動に主体的に取り組んできたことがフェーズ2の終了時調査でも確認されている。更に、今次プロジェクトが総仕上げの協力になるという共通認識の元、これらのC/P機関はプロジェクト活動に従事することになるため、専門家に過度に依存することなく、独り立ちを目指した技術力の向上に取り組んでいくと見込まれる。また、上で記載したように、成果3では2021年以降の活動計画をC/P自らが策定することとなっている。C/P機関は、自律的に課題解決スキルを定着させる取組みも活動計画に盛り込んでいくと予想される。

一方で、新たに成果1の活動に参加するMOJの法整備総務局、法規範文書事後監査局、行政違反処理管理及び法令施行監視局の3部局及びOOGの法律局に関しては、これまで専門家との協働作業の経験がなく、加えて、行政違反処理管理及び法令施行監視局に関しては誕生したばかりの新部局ということもあり、協力期間終了までに高い技術的持続性を獲得するのは容易ではないだろう。専門家は、指導した技術がC/P機関に定着するよう、組織としてノウハウが引き継がれる形での技術支援を工夫していく必要がある。

5-5-3 財務面の持続性

フェーズ 2 では、大規模なセミナーやワークショップが多数実施され、多額の費用を必要とした。財務面での持続性を担保するためには、セミナー等のイベントを開催する際に、参加者を絞ったり、他ドナーとの共同実施を企画したりするなど、出来るだけコスト効率性を高める工夫をしていくことが必要である。

加えて、前フェーズでは、プロジェクト活動費用について、ベトナム側の負担割合が低く⁹、C/P 機関自体も協力期間終了後の財政的持続性に不安を抱いていた。この様な背景から、加えて、ベトナムが今や低所得国ではなく 2009 年に中所得国（ただし、下位中所得国）の仲間入りを果たしたことを勧告し、調査団は、現地調査期間中に C/P 機関のうち、VBF を除く MOJ、OOG、SPC、SPP といった政府・国家機関に関して、JICA とのコスト・シェアリングを検討してもらうよう働きかけた。その結果、4 機関全てから了解を得ることができ、ベトナム側負担額を年々増やしていくというアレンジについても合意を得られた。ただし、OOG に関しては、他の省庁と異なり、内規によりドナーが行うプロジェクトに対するカウンターパートファンドの獲得が困難なことから、会議室の提供といった現物によるコスト負担を出来る限り行うということとし、現金によるコスト負担は求めないこととした。なお、OOG に関しては、他の C/P 機関と異なり、担当する業務量の割には小さな陣容であるため、OOG の活動に関する事務作業、つまりセミナー会場予約、参加者管理、招待状作成等については基本的に日本側が行うことになった。

M/M の協議内容にも記載したように、成果 1 及び 2 の年間活動計画あるいは 5 カ年計画を策定する際には、各機関の活動費負担割合についても検討し、計画に盛り込んでもらうこととなった。ベトナム側の予算計画サイクルと、プロジェクトの予算サイクルとのタイミングが合致しないことも十分考えられるため、初年度から一定の額を負担してもらうのは困難かもしれない。しかし、少なくとも 2 年目以降は、各機関がそれぞれの活動を実施するための予算枠を獲得し、年々負担割合を増やしていくというのが理想的な姿である。そして、最後には、一定程度の予算をプロジェクト終了後も継続して確保して行けるよう、法・司法改革のための活動費を C/P 機関が経常予算化し、財政的な持続性を担保するよう努めることが肝要である。

なお、VBF に関しては、基本的にコスト・シェアリングを要求しない方針である。VBF は他の C/P 機関とは異なり、政府・国家機関ではない。更に、2009 年に設立されたばかりの比較的新しい団体であり、MOJ 及び海外ドナーの支援を受けながら、組織面、技術面の強化を図っている段階にある。会の運営に関する財政も決して潤沢ではないことから、現段階でのコスト負担は現実的ではないと判断した。

⁹ フェーズ 2 の終了時評価調査報告書によると、フェーズ 2 では、プロジェクト活動費（ワークショップやセミナー、研修の開催費、実情調査費、マニュアルなどの印刷費等の現地業務費）の JICA 負担額が 4 年間で 1 億 8352 万円（177 万ドル）と多額だった。一方で、ベトナム側のプロジェクト活動費負担額は SPP が 22 万円（約 2 千ドル）の負担をしたのみだった（他の C/P 機関の負担額は不明）。

第6章 総括（団員所感）

1. 本プロジェクトの位置づけについて

本プロジェクトは、過去約20年にわたる協力の集大成として、これまでの協力の成果を発展・拡大させ、ベトナムにおける法・司法分野の透明性・予測可能性を高めることを成果とし、これによって、ベトナムの国民及び企業家並びにベトナムにおいて（経済）活動を行う全世界の人及び企業家に広く裨益することが目指されている。本プロジェクトは、リーガルサービスの「送り手」である政府（ここで言う「政府」は「国家機関」の意味であり立法機関や司法機関も含む。以下同じ。）を主なパートナーとしつつ、「受け手」である国民及び企業家をより意識したプロジェクトとなっている。

これまでの法整備支援プロジェクトは、法律を作る側、司法サービスを提供する側を主なパートナーとして実施してきたため、どうしても「送り手」の視点が強い構成となっていた。これは、JICAの法整備支援がODAによる政府対政府の協力である制約を避けられないという面があることも事実であるが、そうした消極的な側面のみならず、国家機関が「政策を策定し、政策を実行できる」という組織的能力を身に着けることは社会経済発展のための不可欠な要件であり、これを目指した協力をこれまで行ってきたことにはポジティブな評価をすべきであろう。ただし、国家は、政策実行力を有すると同時に、民間セクター及び市民社会のニーズを的確に把握し、民間セクター及び市民社会の期待に応える国家でなければならない。そうでなければ、国家は独善的な国家となり、グッドガバナンスを実現することが困難となる。法整備支援においても、法・司法サービスの「送り手」の一方向的な政策の実現をサポートするのではなく、常にサービスの「受け手」である民間セクター・市民社会のニーズを反映することが求められる。法整備支援の究極的な目標は、法・司法サービスの「送り手」のキャパシティの向上にあるのではなく、それにより、人々が安心して平和的に豊かに暮らせることである。

本プロジェクトは、こうした視点を中心として構成されている点、これまでの法整備支援から一歩踏み出した新時代の法整備支援と言えよう。これは、ポストミレニアム開発目標をめぐる国際的な議論や日本の新しい開発協力大綱の内容にも合致するものであり、今後のJICAの法整備支援の道筋を示すものとなる。

2. 本プロジェクトと現行プロジェクトとの関係

ただし、ここで留意されるべきは、このような視点・スタンスの変化をもって、直ちに本プロジェクトを過去のプロジェクトと連続していない新しいプロジェクトであるとみるべきではないということである。確かに、本プロジェクトは、パートナー機関が増加しており、また新たな成果が設定されているが、本プロジェクトは、過去のプロジェクト、特に現行プロジェクトとは連続性が非常に高いプロジェクトである。

すなわち、現行プロジェクト及びその前身のプロジェクトでは、中央司法関係機関の職員・

法曹だけを活動のパートナーとするのではなく、プロジェクトの成果の最終裨益者である国民・「受け手」との直接のインターフェースである「現場」レベルの法・司法関係者を巻き込んだプロジェクト活動を行ってきた。現行プロジェクトは、ルールや制度を「現場」に理解してもらい、適切に運用・適用してもらうためにはどうすべきかを、中央司法関係機関及び「現場」の法・司法関係者とともに検討し、キャパシティの向上を図ってきた。そこには、プロジェクト活動の対象となったルールや制度改善にサービスの「受け手」とのインターフェースである「現場」の意見・ニーズを可能な限り反映すべきであるという発想があったのであり、これは本プロジェクトの基本的な理念と同様である。

本プロジェクトでは、更に一步踏み込んで、サービスの「受け手」の視点を「送り手」に意識させるというマインドセットの変更を促す内容となっているが、協力のアプローチは従前のプロジェクトと同様であり、これまで協力してきたことの延長上に位置づけられよう。具体的には、以下のとおりである。

(1) 成果 1 について

成果 1 では、法規範文書が現場において適切に運用・適用されていない状況の改善が目指されている。

これを達成するためには、法規範文書作成の段階において実際に運用・適用が可能な法規範文書を制定できるようにすること、当該法規範文書所管省庁において法規範文書の運用・適用に必要なガイドライン（下位法規範文書等）を作成することができるようにすること、現場の法・司法関係者が当該法規範文書を理解し適切に運用・適用できるようにすること、といった取組みが必要となるが、この取組みへの協力は、現行プロジェクト及びその前身のプロジェクトで行っていたものである。すなわち、MOJ、SPC 及び SPP が、JICA と協働して行った、法規範文書を起草するに当たり運用・適用可能な法規範文書を起草するために「現場」の実務上の問題を把握するために行った取組み、法規範文書の運用・適用のために必要なガイドラインを「現場」のニーズを踏まえながら作成していった取組み、「現場」の法・司法関係者の法規範文書に関する理解の促進を図っていった取組み、これらはすべて法規範文書の内容と現実の運用・適用の齟齬をなくすための取組みである。現行プロジェクトのパートナー機関は、これらの取組みについての知見・ノウハウを一定程度獲得しており、現行プロジェクトの終了時評価でも明らかになったとおり、運用・適用できない法規範文書が発出されたり、発出された法規範文書が「現場」において運用・適用できなかつたりする事態は、パートナー機関が所管する法規範文書については減少している。

本プロジェクトでは、MOJ、SPC 及び SPP において得られた「気づき」及び獲得された知見・ノウハウを、他の省庁所管の法規範文書に関する起草、ガイドライン作り、「現場」の理解促進活動等にも活用し、もって、MOJ、SPC 及び SPP が所管する法規範文書のみ限定されない、より大きなインパクトを生じせしめようとするものであるが、対象となる法規範文書は変わっても、また、成果 1 に関する活動のパートナー機関（部署）がこれまでと変わっても、基本的なアプローチは変わることはない。本プロジ

ェクトにおいても、「現場」を意識した法規範文書起草、「現場」のニーズに合ったガイドライン作り、「現場」の関係者への理解促進、これらを本プロジェクトのパートナー機関とともに進めていくことになる。

なお、成果 1 に関し、現行プロジェクトと多少の違いがあるとすれば、中央司法関係機関において把握する「現場」の声・ニーズに関し、現行プロジェクトは、国家機関（送り手）側の「現場」の実務上の問題を吸い上げ、それを法規範文書の起草や運用・執行の指導・監督に反映することを内容としていたが、本プロジェクトにおいては、法規範文書の名宛人（受け手）の声・ニーズを反映することが内容となる、という点である。ただし、これについても、現行プロジェクトでは、「受け手」との直接のインターフェースである「現場」機関の声・ニーズを把握することを通じて、「受け手」の声・ニーズを把握していたのであり、アプローチの大きな違いというよりも、視点の違いに過ぎないと考えることができよう。

(2) 成果 2 について

同様に、成果 2 も、現行プロジェクトとの継続性が強い内容となっている。

現行プロジェクトで支援対象であった法規範文書の一部が本プロジェクトにおいても支援対象となることのみならず、成果 2 の理解促進活動や統一的な運用・適用のための指導等に関して、現行プロジェクトで行われた取組み及び培われた経験・知見は大いに役立つであろう。

例えば、成果 2 に関して検討されている新民法の解説書（これが実際に活動として行われるかは未定である。）について、新民法の理解促進を図り、統一的な運用・適用を図るためには、解説書に、起草の経緯・背景、立法者の意図、比較法的な検討、射程範囲等が記載されることが必要であるが、これらは、現行プロジェクト及び過去のプロジェクトにおいて、起草のプロセスを支援する中で MOJ と JICA が長年にわたり議論を重ねてきたポイントそのものである。MOJ には現行プロジェクト及び過去のプロジェクトにおける議論の内容が蓄積されており、本プロジェクトにおいては、これを活用して解説書作りに取り組むことが期待される。これまでは、残念ながら、知見・経験が Institutional Memory として蓄積されてきたとは言い難い側面があるが、本プロジェクトは過去の協力の総括的なプロジェクトであり、成果 2 の理解促進活動や統一的な運用・適用のための指導等に関して、過去の協力の内容を取り纏めることは非常に重要である。

また、こうした解説書に、「現場」の声・ニーズを反映した、運用・適用のしやすい法規範文書作りの知見・ノウハウがまとめられることによって、運用・適用を見据えた起草とはどういうものが広く共有されることになる。この意味で、解説書は、法規範文書の内容に関するガイドブックになるし、法規範文書の起草の仕方に関するガイドブックにもなる。このような成果物は、成果 1 の取組みにも大いに活用できよう。

3. 本プロジェクト実施上の留意点

本プロジェクトの実施上の留意点は下記のとおりである。

(1) 人的・物的リソースのフレキシブルな動員

本プロジェクトにおいては、新たなパートナー機関（部署）が加わり、活動内容も更に多岐にわたることから、現行パートナー4 機関との総仕上げ的な活動と新しいパートナー機関（部署）との新しい活動をバランスよく行っていくために、これまで以上にきめ細かなプロジェクト管理が必要となる。また、時間軸で見た場合、例えば1年目は民法といった大きな法規範文書の起草支援の総仕上げ期間に当たり、活動の中心をこれらの起草支援に置かなければならないが、2年目以降は、こうした起草支援のポジションは小さくなることを見込まれるなど、プロジェクトの重点が変動しうる。本プロジェクトに投入できる人的・物的リソースは限られるため、必要な活動に必要な投入が行えるよう前広に検討するとともに、成果を出すためには一定の投入が必要となることを念頭に、現行プロジェクト以上にフレキシブルな投入を図っていくことが必要である。

(2) OOG 法律局について

OOG 法律局は新しいパートナーであり、JICA との協力の経験が非常に少ないため、OOG 法律局に、これまでのプロジェクトのアプローチの有効性を認識してもらい、その枠組みに積極的に関与しようという意思を持ってもらうためには、ある程度の時間を要するものと思われる。本プロジェクト開始当初から MOJ 等と十分に連携して活動することが望まれるものの、無理に共同で活動を行うよりも、OOG 法律局の業務に対する支援を行っていく中で、JICA プロジェクトの有用性への気づきと理解を醸成し、徐々に巻き込みの度合いを深めていくことが肝要であろう。

また、OOG 法律局の陣容を見る限り、セミナー等のロジ面を担当する物理的なキャパシティがないことは明らかであるから、プロジェクト活動を実施するに当たっては、そうしたロジ面のアレンジを含め、さまざまな工夫が必要となろう。ただし、OOG 法律局への配慮が、現行パートナー4 機関との良好な関係を傷つけることのないよう、十分な注意を要しよう。

(3) MOJ について

本プロジェクト形成プロセスにおける軋轢については団長所感に記載のとおりであり、今後とも十分な配慮が必要であるが、MOJ に継続的に伝える必要があるのは、本プロジェクトを 2020 年のゴールに向けて MOJ が何を指すかといった大局的・戦略的な視点から見ることの必要性である。

この点、現行プロジェクトのとりまとめ機関であり、本プロジェクトにおいても同様の役割が期待される MOJ 国際協力局としては、新しいパートナー機関（部署）が増えることは MOJ の既存のパートナー部署のパイの取り分を失うことにつながる可能性があることに加え、SPC、SPP、VBF との調整だけでも大変困難なところ、更に JICA プロジェクトに不慣れな OOG との調整の労を取らなければならないことになり、本プロジェクトの枠組みはまったく歓迎すべきものではない。これについては、MOJ 国際協力局が調整部門である以上、部門の性質としてやむを得ないのであり、一定の理解を示

す必要がある。

ただし、MOJ 全体としては、ベトナムの法・司法改革の総仕上げの段階において、本プロジェクトはどのような役割を果たすべきか、といった大局的な視点が必要であり、実際に、本プロジェクト形成過程におけるゴック次官との対話の中では、そうした視点が示されていた。MOJ は、ベトナム全体の法・司法改革をリードしなければならず、そのためには、これまでの JICA との協力で得られた「気づき」及び獲得された知見・ノウハウを積極的に波及・拡散すべき立場にある。特に、法規範文書起草に際して現場のニーズを反映すること、現場のニーズの把握・分析に基づいて実務改善を行っていくことなど、MOJ には、他の機関と共有できる、共有すべき知見・経験が存在する。これを MOJ だけのものに留めておくことは、MOJ の立場からは許されることではない。

本プロジェクトを通じ、MOJ の窓口であり、本プロジェクト全体の調整機関である国際協力部との良好な関係を維持することは当然として、その上で、MOJ の上層部を含めて、本プロジェクトの意義を十分に理解してもらう必要がある。そして、こうした理解のためには、口頭での説明よりも、プロジェクト活動を通じて成果を確認し合うことの方が説得的であり（過去のプロジェクトにおいても、具体的な成果を通じて信頼関係を構築してきた。）、本プロジェクトの進捗、特に新しいパートナー機関（部署）との活動の進捗を、MOJ（国際協力局）に示すことが重要であろう。

(4) 地方における活動等について

本プロジェクトに関し、案件形成プロセスにおける現行パートナー4 機関との協議において、地方での活動の拡大が要請されたが、本プロジェクトの全体の方向性に鑑み、この要請には慎重に対応すべきである。ただし、これをすべて切り落とすことは合理的ではなく、地方での活動をより効率的に行うための活動を模索すべきである。

現行パートナー4 機関からは、地方でのトレーニングコースの充実（MOJ）やパイロット地区（Advanced Activity Area）での活動の全国への拡大（SPP）が求められたが、こうした活動を通じた「縦の連携」の強化は、現行プロジェクトで達成が見込まれるのであり、この経験をベースにどのように地方との活動を発展させるかは、現行パートナー4 機関に課された役割である。このことは、本プロジェクトの形成プロセスにおいても強調したが、引き続き現行パートナー4 機関の理解を求めていく必要がある。

一方で、地方における活動について、本プロジェクトの対象外であるとしてすべて切り落とすのではなく、その効率的な実施を後押しすることが合目的的であろう。なぜなら、本プロジェクトは、法規範文書が現場において適切に運用・適用されていない状況の改善を目指しているのであり、「現場」の視点をなくしては、この目標は達成できないからである。また、長期専門家にとって、地方の現場の関係者は、プロジェクト活動を行っていく上での貴重な情報源ともなっている。

こうした「現場主義」こそ、JICA の 20 年の法整備支援の成果であり、本プロジェクトを通じてベトナム全土にあまねく波及させていきたい「マインドセット」である。とするならば、本プロジェクトにおいても、現場の視点を常に忘れることなく、ただし現

行プロジェクトの単なる延長になることを避けて、効果的・効率的な活動を実施すべきである。

4. 他ドナーとの調整・連携

本プロジェクトの実施に当たっては、これまでより以上に他ドナーとの意見交換を進め、連携を図ることが望まれる。例えば、NLD プロジェクトは、本プロジェクトの形成段階ですでに法規範文書の整合性確保に向けた活動を計画して準備を進めている。こうした他ドナーとの間で、「調整されていない重複」を避けることはもとより、お互いの成果を共有し合い、相乗効果を生むような連携を図ることが重要である。

そして、JICA プロジェクトは、他ドナーとは異なるアプローチを有しているため、相乗効果を生じさせる積極的な連携が可能である。例えば NLD プロジェクトは、整合性確保のために必要なチェックリストやマニュアルを作成することを予定しており、本プロジェクトで予定している、ある法規範文書の審査の一部を共同で検討し改善を図っていこうとするアプローチとは異なっている。このような異なるアプローチを連携させることによって、NLD プロジェクトはよりよいマテリアルを作成することができるであろうし、本プロジェクトでは NLD プロジェクトの成果物を活用することができる。

このような優位性を活かした連携は、他の国の法整備支援においても有益な事例を提供しよう。

5. 本プロジェクト後のベトナムにおける法整備支援（法整備協力・連携）

本プロジェクトは、ベトナムの法・司法改革の目標年である 2020 年を見据えて、JICA のベトナムにおける法整備支援の総括的なプロジェクトであり、また、新時代の日越間の法整備「協力」・「連携」へと導く発展的なプロジェクトである。ベトナムと日本は、2021 年以降も続く法・司法改革について、パートナーとして、日越双方の関係者が知恵を出し合って、現在の形での法整備支援から次の協力関係を構築しなければならない段階に達している。

これまでの協力が大きな成果を出してきたことを踏まえると、本プロジェクトもその目標を達成することが十分予測され、それによってベトナムの法・司法関係機関のキャパシティが更に向上し、これまでの協力の大きな成果を持続する組織的な能力が身に付くことが大いに期待される。パートナー機関の法・司法関係者のキャパシティは、支援開始時との比較の結果は言うまでもなく、数年前と比較しても、近年飛躍的に向上しており、日本側のリソースパーソンとのコミュニケーションも非常にスムーズになっている。また、政治的安定性を背景として、パートナー機関における法・司法改革の方向性及びアプローチは終始一貫しており、支援の成果が根付く土壌が形成されている。本プロジェクトの終了時には、過去のプロジェクト及び本プロジェクトで改善が目指されている課題について十分な分析がなされ、課題への対応力が十分に強化されるであろうことが十分に想定される。

しかしながら、過去のプロジェクト及び本プロジェクトで扱わなかった、より先端的・発展的な問題についての知見・経験の獲得の方法の開発は、本プロジェクトの枠組みを越えた

総合的な考慮が必要な検討事項である。グローバル化・複雑化が加速度的に進展している現代において、ベトナムの「法整備」担当者に求められる役割も加速度的に増加し、かつ、求められる知見・経験も加速度的に高次のものとなる。もちろん、こうした知見・経験のすべてを身に着けている「法整備」担当者は世界のどこにもいないのであり、知見・経験のある学者や実務家が集団として研究・検討を行うことでのみ、対処が可能となるのである（現行プロジェクトや本プロジェクトが「横の連携」を重視しているのも、より多角的な視点で物事を検討することの有用性を共有するためである。）。しかし、ベトナムにおいては、歴史的な経緯から「法学」の発展は極めて限定的であり、国際取引の現場の経験も蓄積されてこなかった。このような背景の下、ベトナムの「法整備」担当者は、先端的・発展的な問題についての学術的・実務的サポートを、ベトナム国内のリソースから得ることができず、外国ドナーに頼るしかない状況が続いている。このような状況が改善されるには時間を要するため、本プロジェクト終了時にも同様の状況が継続していると考えられる。

これを前提に、新たな時代の法整備「協力」・「連携」を考えると、現在 JICA が中国に対して実施しているような、相互に合意した対象分野に関する共同研究を行う形でのアプローチが候補となろう。中国においては、グローバル化・複雑化が進む中、日本の知見・経験を中国の立法に活かす形で、日中双方が合意した分野（環境法、食品安全法等）に関し、中国側が質問を用意し、日中双方の専門家の対話と協議を通じて、中国の新規立法の内容の充実を図る取組みがなされている。ベトナムにおいても、さまざまな立法ニーズが 2021 年以降にも生じ、その際、先進的・発展的な問題については、他国の知見・経験を必要とするものもあるものと考えられる。こうしたベトナムのニーズを的確に捉え、日本においても共同で研究すべき分野についての共同研究を実施することは、両者にとって有用であろう。

この手法をベトナムにおいて活用するに当たり、解決しなければならないのは、ベトナム語ができる日本人専門家の確保である。中国では、協力を効果的・効率的に行うために、JICA が北京に中国語が堪能な長期専門家（弁護士）を派遣し、この長期専門家が、対象分野の法令の情報や社会のニーズ、立法の背景等を分析し、日本側リソースパーソンと中国側パートナーとの橋渡し役を担っている。この長期専門家の存在なくしては、さまざまな分野の意見交換・共同研究を効果的・効率的に実施することはできない。ベトナムにおいても、中国型の協力を実施する場合には、ベトナム語で業務を遂行できる専門家を確保することが強く望まれる（ただし、読むことについては高い能力を要するが、聞くこと・話すことについては高い能力は必要としない。）。これまでは、法整備支援の長期専門家候補者の層は薄く、応募の条件として現地語の能力を課すことは、中国の案件を除いて行っていないが、近年長期専門家応募者（弁護士）が増加傾向にあること（特にベトナムの案件に対しては今後も多数の応募が見込まれる。）、ベトナムに赴任経験のある弁護士が増加傾向にあること、東南アジアでの法律業務を指向する若手弁護士の中にはベトナム語を習得しようと努める者もいることなどに鑑みれば、ベトナム語を応募の条件として専門家（弁護士）の募集を行うことも可能であると思料する。前広に募集することによって、応募時の能力を派遣時まで高めていくことを求めるという方法もあろう。なお、ベトナムプロジェクトの近年の長期専門家は、現地

赴任後にベトナム語で法規範文書等を理解するように努め、多くの長期専門家がベトナム語の読解能力を著しく高めている（現地専門家各位には改めて敬意と謝意を表したい。）ところ、聞くこと・話すことについては習得に時間がかかるとしても、読むことについてはある程度の時間と労力で達成が可能であることを多くの事例が示している。さまざまな工夫により、ベトナム語での業務が可能な専門家を確保し、中国型の協力に移行することが、ベトナムのニーズに即した現実的なプランであろう。

なお、こうした JICA の法整備「協力」とは別に、外交チャネルの連携、政府機関同士の連携、民間セクターの連携、NGO の連携、学術連携など、より包括的・総合的な視点でベトナムとの法整備「協力」を検討していくことも重要である。本プロジェクトの実施に当たっても、日越共同イニシアチブでの協議、日本の法務省と MOJ・SPP との連携、日本商工会とベトナム政府とのさまざまな窓口での協議、VBF と日弁連の連携、名古屋大学を含む学術機関との連携などと効果的に協働しつつ、本プロジェクト終了後の法整備「協力」・「連携」のあるべき形の構築に向けた検討を継続しなければならない。

以上

付 属 資 料

1. 別添資料1. 現地調査スケジュール
2. 別添資料2. 署名済みM/M

別添資料 1. 現地調査スケジュール

				JICA-HQ
			14:30	Arrive at Hanoi
			18:00	ベトナム事務所と打ち合わせ (Add: 11F CornerStone Building, 16 Phan Chu Trinh, Hoan Kiem, Hanoi)
Jan	28	Wed	9:00-10:00	MPI(法制局)と面談 Add: 6B Hoang Dieu, Hanoi
			14:00-15:00	FIAと面談 Add: 6B Hoang Dieu, Hanoi
			15:30-16:30	Central Institute of Economic Management (CIEM)と面談 Add: 68 Phan Dinh Phung, Hanoi, Vietnam
Jan	29	Thu	AM	日本商工会と面談 (Add: 6th Floor, Sun Red River Building, 23 Phan Chu Trinh, Hanoi)
			PM	Signing of R/D, JCC
Jan	30	Fri	PM	Meeting With OOG (Department of Law) (Add: 1 Hoang Hoa Tham, Hanoi)
			17:30-18:30	ベトナム事務所と打ち合わせ (Add: 11F CornerStone Building, 16 Phan Chu Trinh, Hoan Kiem, Hanoi)
Jan	31	Sat	00:25	Leave Hanoi
			PM	↓
Feb	1	Sun	10:00	Leave Hanoi

**THE MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
JAPANESE DETAILED PLANNING SURVEY TEAM
AND
THE AUTHORITIES/ORGANIZATION CONCERNED OF
THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM
FOR
THE PROJECT FOR HARMONIZED, PRACTICAL LEGISLATION AND UNIFORM
APPLICATION OF LAW TARGETING YEAR 2020**

With reference to the technical cooperation program concerning the legal sector of the Socialist Republic of Vietnam, the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as 'JICA') dispatched the Detailed Planning Survey Team (hereinafter referred to as 'the Team') for the Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law Targeting Year 2020 (hereinafter referred to as 'the Project') headed by Mr. Akimitsu Okubo, JICA, from 2 to 11 November 2014 in order to assess the feasibility of the proposed project framework as well as to clarify the concept and the scope of the Project.

As a result of the discussions between the Team and the authorities/organization concerned of the Socialist Republic of Vietnam (hereinafter referred to as "the Central Judicial Authorities/Organization") reached the common understandings on framework, implementing arrangements and the timeframe of the project and signed this Minutes of Meetings.


Hanoi, 24 December 2014

大久保 晶光

Mr. Akimitsu Okubo
Team Leader
Detailed Planning Survey Team
Japan International Cooperation Agency



Ms. Dang Hoang Oanh
Director
Department of International Cooperation
Ministry of Justice
Socialist Republic of Vietnam



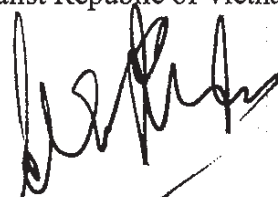
Mr. Pham Tuan Khai
Director
Department of Law
Office of Government
Socialist Republic of Vietnam



Mr. Ngo Cuong
Director
Department of International Cooperation
Supreme People's Court
Socialist Republic of Vietnam



Mr. Le Tien
Director
Department of International Cooperation and
Mutual Legal Assistance in Criminal Matters
Supreme People's Procuracy
Socialist Republic of Vietnam



Mr. Luu Tien Dung
Chairman
Committee on International Cooperation
Vietnam Bar Federation
Socialist Republic of Vietnam

- APPENDIX I: Tentative Project Framework
- APPENDIX II: Project Design Matrix (PDM)
- APPENDIX III: Plan of Operation (PO)
- APPENDIX IV: Main Points Discussed
- APPENDIX V: Draft Record of Discussions

com JWB
ABV

com JWB
ABV

APPENDIX I

TENTATIVE PROJECT FRAMEWORK

The Team and the Central Judicial Authorities/Organization shared the common views on the basic framework of the Project as below. Details are shown in the PDM in Appendix II. It was understood that the PDM is provisional and that JICA and the Central Judicial Authorities/Organizations will further review and revise the PDM as necessary in the process of the project implementation.

1. Project Title

The Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law Targeting Year 2020

2. Implementing Organizations

Ministry of Justice (MOJ), Office of Government (OOG), Supreme People's Court (SPC), Supreme People's Procuracy (SPP) and Vietnam Bar Federation (VBF)

3. Project Period

Five (5) years

4. Target Group

Legal professionals and judicial officials of MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF

5. Project Site

Hanoi

6. Master Plan

(Overall Goal)

The establishment of Vietnam's social foundation for growth is promoted through the development of predictable and reliable legal and judicial systems based on legal normative documents with ensured consistency.

(Project Purpose)

Institutional capacity for legal and judicial authorities/ organization* is developed for minimizing and rectifying inconsistency in legal normative documents as well as for promoting appropriate understanding and undertaking uniform implementation and application of legal normative documents in line with the 2013 Constitution and the Resolution No. 48-NQ/TW and No.49-NQ/TW2005 of the Politburo of the Central Committee of the Communist Party of

APPENDIX I

Vietnam; thereby, appropriate and efficient process and application of legal normative documents are realized.

*OOG, MOJ, SPC, SPP and VBF

(Outputs)

- (1) Capacity of human resources at MOJ and OOG is strengthened for better (1) review/verification, (2) post-checking, and (3) monitoring the implementation of civil, economic, and other related legal normative documents so that inconsistent, ambiguous, or unclear articles, paragraphs and/or sub-paragraphs of legal normative documents are minimized and rectified as well as promotion of appropriate understanding and uniform implementation of legal normative documents is realized.
- (2) Based on the work plan formulated by each implementing agency for the implementation of the legal and judicial reform up to 2020, which is in line with the 2013 Constitution and the Resolution No. 48-NQ/TW and No.49-NQ/TW2005 of the Politburo of the Central Committee of the Communist Party of Vietnam, substantive laws and procedural laws which contribute to settling civil cases are drafted and the Criminal Procedure Law is drafted. In addition, appropriate understanding of legal normative documents on civil cases and criminal procedures is promoted and capacity for giving advice and guidance on uniform implementation and conducting adjudication procedure is enhanced.
- (3) Each organization analyzes and examines activities to be conducted after 2021 taking into consideration the Outputs of the Project in order to improve practices of (1) drafting, assessing, post-checking and supervising of legal normative documents, (2) giving advice and guidance on promoting appropriate understanding and uniform implementation of legal normative documents, and (3) giving advice and guidance for realizing trial and legal procedures based on appropriate understanding of legal normative documents.

(Activities)

- (1-1-1) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ analyzes, examines and synthesizes effective and efficient measures to achieve the minimization and correction of inconsistent, ambiguous, or unclear articles, paragraphs and/or sub-paragraphs of legal normative documents and to promote appropriate understanding and uniform implementation of legal normative documents.
- (1-1-2) In consultation with the Long-term Experts, MOJ selects target legal normative documents for achieving the minimization and correction of inconsistent, ambiguous, or unclear articles, paragraphs and/or sub-paragraphs of the legal normative documents and for promoting appropriate understanding and uniform implementation of the legal normative documents.
- (1-1-3) MOJ formulates an annual work plans for the target legal normative documents agreed in (1-1-2) based on the measures analyzed in (1-1-1).

APPENDIX I

- (1-1-4) Joint Coordinating Committee (JCC) formally confirms the work plans formulated in (1-1-3).
- (1-1-5) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ holds workshops/seminars based on the work plan formulated in (1-1-3).
- (1-1-6) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ holds seminars for improving capacity of drafting, reviewing, post-checking and/or implementing legal normative documents, targeting other ministries and legal departments of the People's Committees at the ministry level, based on the results of the analysis in (1-1-1).
- (1-1-7) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ develops reference materials based on the contents of, and lessons learned from, the seminars and other events held in (1-1-4) and (1-1-5).
- (1-2-1) In cooperation with the Long-term Experts, OOG analyzes, examines and synthesizes effective and efficient measures to achieve the minimization and correction of inconsistent, ambiguous, or unclear articles, paragraphs and/or sub-paragraphs of legal normative documents and to promote appropriate understanding and uniform implementation of legal normative documents.
- (1-2-2) In consultation with the Long-term Experts, OOG selects target legal normative documents for achieving the minimization and correction of inconsistent, ambiguous, or unclear articles, paragraphs and/or sub-paragraphs of the legal normative documents and for promoting appropriate understanding and uniform implementation of the legal normative documents.
- (1-2-3) OOG and the Long-term Experts formulate an annual work plan for the target legal normative documents agreed in (1-2-2) based on the measures analyzed in (1-2-1).
- (1-2-4) In cooperation with the Long-term Experts, OOG holds workshops/seminars based on the work plan formulated in (1-2-3).
- (1-2-5) In cooperation with the Long-term Experts, OOG develops reference materials based on the contents of, and lessons learned from, the seminars and other events held in (2-4).
- (2-1-1) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ, SPC, SPP and VBF individually formulate (1) an overall work plan and (2) an annual work plan for Output 2 at the beginning of each year (Japanese fiscal year), based on the roadmap for the legal and judicial reform up to 2020.
- (2-1-2) JCC formally confirms the plans formulated in (2-1-1).
- (2-1-3) JCC confirms the progress of (1) the overall work plans (2) annual work plans formulated in (2-1-1).
- (2-2-1) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ holds seminars and other events for finalizing the drafts of the revised Civil Code, revised Law on Civil Judgment Execution, and revised State Compensation Liability Law, (including related legal

APPENDIX I

- normative documents and other guiding documents), respectively, in collaboration with related organizations.
- (2-2-2) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ collects information on the development of the Law on Property Registration and the Law on Private International Law, analyzes the information and then synthesizes the results in collaboration with related organizations.
- (2-2-3) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ plans and holds seminars and other events for improving capacity of giving advice and guidance on promoting appropriate understanding of legal normative documents in collaboration with related organizations.
- (2-3-1) In cooperation with the Long-term Experts, SPC holds seminars and other events for finalizing the drafts of the revised Civil Procedure Code and the revised Administrative Procedure Law (including related legal normative documents and other guiding documents), respectively, in collaboration with related organizations.
- (2-3-2) In cooperation with the Long-term Experts, SPC plans and holds seminars and other events for improving capacity for giving advice and guidance on realization of adjudication based on appropriate understanding of legal normative documents, in collaboration with related organizations.
- (2-3-3) In cooperation with the Long-term Experts, SPC collects information on the formation of judicial precedents which enables uniform application of laws, analyzes the information and then synthesizes the results in collaboration with related organizations.
- (2-3-4) In cooperation with the Long-term Experts, SPC holds seminars and other events for analyzing issues concerning international civil cases in collaboration with international organizations.
- (2-4-1) In cooperation with the Long-term Experts, SPP holds seminars and other events for finalizing the draft of the revised Criminal Procedure Code (including related legal normative documents and other guiding documents), in collaboration with related organizations.
- (2-4-2) In cooperation with the Long-term Experts, SPP plans and holds seminars and other events for improving capacity for giving advice and guidance on realization of prosecution and adjudications based on appropriate understanding of legal normative documents, or improvement of civil, administrative, and criminal adjudications, in collaboration with related organizations.
- (2-5-1) In order to fulfill lawyers' role to promote harmonized legislation and uniform application of law, to protect human rights, and to ensure the access to justice, in cooperation with the Long-term Experts, VBF, either on its own or with other related organizations, plans and holds seminars, training courses, and other events for improving VBF's capacity for giving advice and guidance on improvement of lawyers'

APPENDIX I

practice based on appropriate understanding of legal normative documents.

- (2-5-2) In order to fulfill lawyers' role to promote harmonized legislation and uniform application of law, to protect human rights, and to ensure the access to justice, in cooperation with the Long-term Experts, VBF, either on its own or with other related organizations, analyzes the target legal normative documents, synthesizes the opinions from its members, and holds seminars and other events for proposing recommendations on the improvement and uniform application of these legal normative documents.
- (2-5-3) In cooperation with the Long-term Experts, VBF establishes a working group (WG) for developing the Lawyer's Manual and other professional and skills guidelines.
- (2-5-4) In order to fulfill lawyers' role to promote harmonized legislation and uniform application of law, to protect human rights, and to ensure the access to justice, the WG established by VBF develops the Lawyer's Manual and other professional and skills guidelines in cooperation with the Long-term Experts.
- (2-5-5) In cooperation with the Long-term Experts, VBF holds seminars, training courses, and other events for analyzing and addressing issues concerning the professional development of commercial lawyers in dealing with international transactions and civil cases in collaboration with international organizations.

- (3-1) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF individually review the results of the analysis on annual performance of the project activities at each organization.
- (3-2) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF individually analyze and examine measures to improve work procedures after the year 2021 at each organization.
- (3-3) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF individually write a report on the results of their analysis, examination and reviews at each organization.

Jim [unclear] [unclear]

[unclear] [unclear]

APPENDIX II

Project Design Matrix Ver1.0 (DRAFT) (As of 12 November 2014)

Project Title: The Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law Targeting Year 2020 (PHAP LUAT 2020)

Implementing Organization: Ministry of Justice (MOJ), Office of Government (OOG), Supreme People's Court (SPC), Supreme People's Procuracy (SPP), Vietnam-Bar Federation (VBF)

Duration of the Project: Five (5) years

Target Group: Legal professionals and judicial officials of MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF

Project Site: Hanoi

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p>Overall Goal</p> <p>The establishment of Vietnam's social foundation for growth is promoted through the development of predictable and reliable legal and judicial systems based on legal normative documents with ensured consistency.</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. The performance of the international comparative indicators on legal and judicial practices publicized by international organizations etc. improves from that of the project inception. 2. The performance of the international comparative indicators on lawyers' practices publicized by international organizations etc. improves from that of the project inception. 3. The reviews /verifications² are conducted in accordance with the improved review/verification process. 4. The supervisions and post-checking are conducted in accordance with the improved supervision and post-checking process. 	<ol style="list-style-type: none"> 1. The performance of the international comparative indicators on legal and judicial practices publicized by international organizations etc. 2. The performance of the international comparative indicators on lawyers' practices publicized by international organizations etc. 3. The records of the reviews/verifications and interviews with relevant personnel. 4. The records of supervisions and post-checking, and interviews with relevant personnel. 	
<p>Project Purpose</p> <p>Institutional capacity for legal and judicial authorities/ organization* is developed for minimizing and rectifying inconsistency in legal normative documents as well as for promoting appropriate understanding and undertaking uniform implementation</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. MOJ's review of legal normative documents is improved in the following aspects: <ul style="list-style-type: none"> ➢ Opinions from a wider range of stakeholders are taken into consideration. ➢ Attention in given to any possible issues which may arise during the implementation and application stage. ➢ The reviews are conducted from a view point of 	<ol style="list-style-type: none"> 1. MOJ's record on its review processes and interviews with relevant personnel. 2. MOJ's record on its post-check processes and interviews with relevant personnel. 3. MOJ's record on its monitoring law implementation and interviews with relevant personnel. 	<p>- The legal and judicial authorities/organization continuously take action in line with the policy</p>

¹ The term "review", which is undertaken by MOJ, is the procedure prescribed in Articles 36 and 63 of the Law No. 17/2008/QH12 "the Law on Promulgation of Legal Normative Documents".

² The term "verification", which is undertaken by OOG, is the procedure prescribed in Article 2 of the Decree No. 74/2012/ND-CP, Article 17 of the Decree No. 08/2012/ND-CP "the Working Regulations of the Government", and Article 29 of the Decree No. 24/2009/ND-CP "Detailing and Providing Measures for the Implementation of the Law on Promulgation of Legal Normative Documents".

APPENDIX II

<p>and application of legal normative documents in line with the 2013 Constitution and the Resolution No. 48-NQ/TW and No.49-NQ/TW2005 of the Politburo of the Central Committee of the Communist Party of Vietnam; thereby, appropriate and efficient process and application of legal normative documents are realized.</p>	<p>ensuring consistency of legal normative documents.</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ The reviews are conducted from a view point of realizing uniform implementation and application of legal normative documents. <p>2. MOJ's post-checking of legal normative documents is improved in the following aspects:</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Opinions from a wider range of stakeholders are taken into consideration. ➤ The situations and causes of inconsistent implementation and application of legal normative documents are analyzed. ➤ Remedial measures are considered and facilitation for taking such measures is conducted based on the identified causes of inconsistent implementation and application of legal normative documents. <p>3. MOJ's monitoring law implementation is improved in the following aspects:</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Opinions from a wider range of stakeholders are taken into consideration. ➤ The situations of inconsistent implementation and application of legal normative documents and the insufficient development of legal normative documents as their causes are analyzed. ➤ Remedial measures are taken for improving the situations of insufficient development of legal normative documents, which can be a cause of inconsistent implementation and application of legal normative documents. <p>4. OOG's verifications of legal normative documents are improved in the following aspects:</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Coordination among different stakeholders is enhanced. ➤ Opinions from a wider range of stakeholders are taken into consideration. ➤ Attention is given to any possible issues which may arise during the implementation and application stage. 	<p>4. OOG's record on its verification processes and interviews with relevant personnel.</p> <p>5. OOG's record on its supervision on the development and implementation of legal normative documents and interviews with relevant personnel.</p> <p>6. Performance of the work plan regarding the improvement of civil proceedings and interviews with relevant personnel.</p> <p>7. Performance of the work plan regarding the improvement of administrative proceedings and interviews with relevant personnel.</p> <p>8. Performance of the work plan regarding the improvement of criminal proceedings and interviews with relevant personnel.</p> <p>9. Statistical information on civil adjudications and interviews with relevant personnel.</p> <p>10. Statistical information on administrative litigations and interviews with relevant personnel.</p> <p>11. Statistical information on criminal adjudications and interviews with relevant personnel.</p>	<p>framework aiming at the legal and judicial reform. -MOJ and OOG continuously take action for ensuring consistency of legal normative documents.</p>
---	--	--	--

*MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF

APPENDIX II

- The verifications are conducted from a view point of realizing uniform implementation and application.
- 5. OOG's capacity to support to the government and Prime Minister in supervising, directing and verifying when drafting and implementing legal normative documents is enhanced.
- 6. Based on the work plan, civil proceedings are improved.
 - SPC contributes to the implementation of due process with transparency and uniform application of law in adjudications.
 - SPP contributes to ensuring that laws are strictly and uniformly observed.
 - VBF contributes to the harmonized legislation, uniform application of law, protection of human rights, and better access to justice.
- 7. Based on the work plan, administrative proceedings are improved.
 - SPC contributes to the implementation of due process with transparency and uniform application of law in adjudications.
 - SPP contributes to ensuring that laws are strictly and uniformly observed.
 - VBF contributes to harmonized legislation, uniform application of law, the protection of human rights, and better access to justice.
- 8. Based on the work plan, criminal proceedings are improved.
 - SPC contributes to the implementation of due process with transparency and uniform application of law in adjudications.
 - SPP contributes to ensuring that laws are strictly and uniformly observed.
 - VBF contributes to harmonized legislation, uniform application of law, the protection of human rights, and better access to justice.
- 9. Civil adjudications are appropriately held in accordance with the revised Civil Procedure Code.
- 10. Administrative adjudications are appropriately held in

Handwritten signatures and initials in the bottom left corner.

Handwritten signature and initials in the bottom right corner.

APPENDIX II

<p>1</p> <p>Capacity of human resources at MOJ and OOG is strengthened for better (1) review/verification, (2) post-checking, and (3) monitoring the implementation of civil, economic, and other related legal normative documents so that inconsistent, ambiguous, or unclear articles, paragraphs and/or sub-paragraphs of legal normative documents are minimized and rectified as well as promotion of appropriate understanding and uniform implementation of legal normative documents is realized.</p>	<p>accordance with the revised Administrative Procedure Law.</p> <p>11. Criminal adjudications are appropriately held in accordance with the revised Criminal Procedure Code.</p>		<p>The substantive laws, procedural laws and organization laws supported by the Project are enacted without major delay.</p>
<p>Outputs</p>	<p>1. MOJ plans, design and holds seminars and other events to meet the needs of the internal human resources, taking into consideration the challenges faced by local practitioners.</p> <p>2. MOJ plans, design and holds seminars and other events to meet the needs of other ministries and legal departments of the People's Committees at the ministry level, taking into consideration the challenges faced by local practitioners.</p> <p>3. MOJ's reference materials are developed taking into consideration the following points:</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ The analysis on the situations of inconsistent implementation and application of legal normative documents. ➤ The analysis on the causes of inconsistent implementation and application of legal normative documents. ➤ Remedial measures based on the identified situations and causes of inconsistent implementation and application of legal normative documents. ➤ Necessary facilitation to take remedial measures. <p>4. MOJ's reference materials are used by relevant staff.</p> <p>5. OOG plans, design and holds seminars and other events to meet the needs of the participants, taking into consideration the challenges faced by local practitioners.</p> <p>6. OOG's reference materials are developed taking into consideration the following points:</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ The analysis on the situations of inconsistent implementation and application of legal normative documents. ➤ The analysis on the causes of inconsistent implementation and application of legal normative documents. 	<p>1. Materials of seminars and other events organized by MOJ for internal human resources and interviews with relevant personnel.</p> <p>2. Materials of seminars and other events organized by MOJ for other ministries and legal departments of the People's Committees at the ministry level and interviews with relevant personnel.</p> <p>3. MOJ's reference materials and interviews with relevant personnel.</p> <p>4. Interviews with relevant personnel.</p> <p>5. Materials of seminars and other events organized by OOG and interviews with relevant personnel.</p> <p>6. OOG's reference materials and interviews with relevant personnel.</p> <p>7. Interviews with relevant personnel.</p>	

APPENDIX II

	<p>2</p> <p>Based on the work plan formulated by each implementing agency for the implementation of the legal and judicial reform up to 2020, which is in line with the 2013 Constitution and the Resolution No. 48-NQ/TW and No.49-NQ/TW2005 of the Politburo of the Communist Party of Vietnam, substantive laws and procedural laws which contribute to settling civil cases are drafted and the Criminal Procedure Law is drafted. In addition, appropriate understanding of legal normative documents on civil cases and criminal procedures is promoted and capacity for giving advice and guidance on uniform implementation and conducting adjudication procedure is enhanced.</p>	<p>documents.</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Remedial measures based on the identified situations and causes of inconsistent implementation and application of legal normative documents. ➤ Necessary facilitation to take remedial measures. <p>7. OOG's reference materials are used by relevant staff.</p>	<p>1. The work plan formulated by each organization takes into consideration the following points:</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Each organization's review on the achievement of the legal and judicial reform up to 2020. ➤ Each organization's analysis on the activities in previous years. ➤ Each organization's process to achieve the goal of the target year. ➤ Each organization's prioritized activities for the purpose of attaining the legal and judicial reform up to 2020. <p>2. The drafts of the revised Civil Code, revised Law on Civil Judgment Execution, revised State Compensation Liability Law, revised Civil Procedure Code, and the revised Administrative Procedure Law</p>	<p>1. The work plans of each organization, the results of the analysis on the activities in previous years, and interviews with relevant personnel.</p> <p>2. The drafts of the revised Civil Code, revised Law on Civil Judgment Execution, revised State Compensation Liability Law, revised Civil Procedure Code, and the revised Administrative Procedure Law</p> <p>3. The draft of the revised Criminal Procedure Code</p> <p>4. Reports on the development of the Law on Property Registration and Law on Private International Law.</p> <p>5. Reports on the synthesized issues regarding the formation of judicial precedents.</p> <p>6. The legal normative documents in which the synthesized issues regarding the formation of judicial precedents are reflected, and/or reference materials recording the improvement of practical implementation, and interviews with relevant personnel.</p> <p>7. Reports on identified and analyzed practical challenges in the settlement of international civil cases.</p> <p>8. The legal normative documents in which the identified and analyzed challenges in the settlement of international civil cases are reflected, and/or reference materials in</p>
--	--	---	--	---

Handwritten signature

Handwritten signature

APPENDIX II

<p>➤ Enhanced protection of human rights. Practical challenges are identified and analyzed for the development of the Law on Property Registration and Law on Private International Law.</p> <p>5. Issues regarding the formation of judicial precedents are synthesized.</p> <p>6. The synthesized issues regarding the formation of judicial precedents are reflected to legal normative documents and/or improvement of practical implementation is undertaken.</p> <p>7. Practical challenges in the settlement of international civil cases are identified and analyzed.</p> <p>8. The identified and analyzed challenges in the settlement of international civil cases are reflected to legal normative documents and/or improvement of practical implementation is undertaken.</p> <p>9. MOJ plans, design and holds seminars and other events to meet the needs of the participants, taking into consideration the challenges faced by local practitioners.</p> <p>10. Issues taken up in MOJ's seminars are reflected to legal normative documents and/or improvement of practical implementation is undertaken.</p> <p>11. SPC plans, design and holds seminars and other events to meet the needs of the participants, taking into consideration the challenges faced by local practitioners.</p> <p>12. Issues taken up in SPC's seminars are reflected to legal normative documents and/or improvement of practical implementation is undertaken.</p> <p>13. SPP plans, design and holds seminars and other events to meet the needs of the participants, taking into consideration the challenges faced by local practitioners.</p> <p>14. Issues taken up in SPP's seminars are reflected to legal normative documents and/or improvement of practical implementation is undertaken.</p> <p>15. VBF plans, design and holds seminars, training courses and other events to contribute to the legal policy and legislation development and to meet the needs of the</p>	<p>which the improvement of practical implementation is recorded, and interviews with relevant personnel.</p> <p>9. Materials of seminars and other events organized by MOJ and interviews with relevant personnel.</p> <p>10. The legal normative documents in which the issues taken up in MOJ's seminars are reflected, and/or the reference materials in which the improvement of practical implementation is recorded, and interviews with relevant personnel.</p> <p>11. Materials of seminars and other events organized by SPC and interviews with relevant personnel.</p> <p>12. The reference materials in which the issues taken up in SPC's seminars are reflected, and/or the reference materials in which the improvement of practical implementation is recorded, and interviews with relevant personnel.</p> <p>13. Materials of seminars and other events organized by SPP and interviews with relevant personnel.</p> <p>14. The reference materials in which the issues taken up in SPP's seminars are reflected, and/or the reference materials in which the improvement of practical implementation is recorded, and interviews with relevant personnel.</p> <p>15. Materials of seminars, training courses, and other events organized by VBF and interviews with relevant personnel.</p> <p>16. The Lawyer's Manual and other professional and skills guidelines in which the issues taken up in VBF's seminars,</p>
--	---

APPENDIX II

	<p>participants, taking into consideration the challenges faced by local practitioners (particularly challenges regarding the protection of human rights and access to justice).</p> <p>16. Issues taken up in VBF's seminars, training courses, and other events are reflected to the Lawyer's Manual and other professional and skills guidelines and/or improvement of practical implementation is undertaken.</p> <p>17. The Lawyer's Manual and other professional and skills guidelines are developed taking into consideration the following points:</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Contribution to the protection of human rights and better access to justice. ➤ Stipulations of the 2013 Constitution and the Resolution No. 48-NQ/TW and No.49-NQ/TW2005 of the Politburo of the Central Committee of the Communist Party of Vietnam. ➤ Enhanced legal services to the citizens. ➤ The challenges in practical implementation. <p>18. The Lawyer's Manual and other professional and skills guidelines are at the disposal of lawyers for utilization.</p> <p>19. The Lawyer's Manual and other professional and skills guidelines are used by lawyers.</p>	<p>training courses, and other events are reflected, and/or the reference materials in which the improvement of practical implementation is recorded, and interviews with relevant personnel.</p> <p>17. The Lawyer's Manual and other professional and skills guidelines and interviews with relevant personnel.</p> <p>18. Interviews with relevant personnel.</p> <p>19. Interviews with relevant personnel.</p>	
<p>3</p> <p>Each organization analyzes and examines activities to be conducted after 2021 taking into consideration the Outputs of the Project in order to improve practices of (1) drafting, reviewing/verifying, post-checking and monitoring the implementation of legal normative documents, (2) giving advice and guidance on promoting appropriate understanding and uniform</p>	<p>1. Each organization conducts an analysis taking into consideration the following points:</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ Activities for uniform application and enforcement of laws and ordinances. ➤ Activities for establishing a framework which enables appropriate dispute settlements. ➤ Activities for realizing legal procedures which underscore human rights. ➤ Activities for strengthening access to justice. 	<p>1. Results of the analysis by each organization and interviews with relevant personnel</p>	

APPENDIX II

	<p>implementation of legal normative documents, and (3) giving advice and guidance for realizing adjudication and legal procedures based on appropriate understanding of legal normative documents.</p>			
<p>Activities</p>	<p>(1-1-1) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ analyzes, examines and synthesizes effective and efficient measures to achieve the minimization and correction of inconsistent, ambiguous, or unclear articles, paragraphs and/or sub-paragraphs of legal normative documents and to promote appropriate understanding and uniform implementation of legal normative documents.</p> <p>(1-1-2) In consultation with the Long-term Experts, MOJ selects target legal normative documents for achieving the minimization and correction of inconsistent, ambiguous, or unclear articles, paragraphs and/or sub-paragraphs of the legal normative documents and for promoting appropriate understanding and uniform implementation of the legal normative documents.</p> <p>(1-1-3) MOJ formulates an annual work plans for the target legal normative documents agreed in (1-1-2) based on the measures analyzed in (1-1-1).</p> <p>(1-1-4) Joint Coordinating Committee (JCC) formally confirms the work plans formulated in (1-1-3).</p> <p>(1-1-5) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ holds workshops/seminars based on the work plan formulated in (1-1-3).</p> <p>(1-1-6) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ holds seminars for improving capacity of drafting, reviewing, post-checking and/or implementing legal normative documents, targeting other ministries and legal departments of the People's Committees at the ministry level, based on the results of the analysis in (1-1-1).</p> <p>(1-1-7) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ develops reference materials based on the contents of, and lessons learned from, the seminars and other events held in (1-1-4) and (1-1-5).</p>	<p>Inputs</p> <p><Japanese side></p> <ul style="list-style-type: none"> -Long-term Experts (a Chief Advisor (Prosecutor), a Judge, an Attorney-at-law, a Project Coordinator, etc.) -Short-term Experts -Advisory Group -Training in Japan -Conference rooms in Japan for seminars and workshops -JICANET -Part of project activity cost 	<p><Vietnamese side></p> <ul style="list-style-type: none"> Government contribution (from MOJ, OOG, SPC and SPP): -Project Director -Project Manager -Coordinator -Working Group Members -Conference rooms for seminars and workshops to be held at the offices of the implementing partners -Office equipment for project implementation -Communication and coordination expenses <p>From VBF:</p> <ul style="list-style-type: none"> -Project Manager -Coordinator -Working Group Members -Conference rooms for seminars and workshops to be held at the offices of the implementing partners -Office equipment for project implementation 	<p>-Transfers or resignations of the staff of legal and judicial authorities/ organization/ do not happen frequently.</p>
			<p><Preconditions></p> <p>-No major</p>	

APPENDIX II

(1-2-1)	In cooperation with the Long-term Experts, OOG analyzes, examines and synthesizes effective and efficient measures to achieve the minimization and correction of inconsistent, ambiguous, or unclear articles, paragraphs and/or sub-paragraphs of legal normative documents and to promote appropriate understanding and uniform implementation of legal normative documents.	
(1-2-2)	In consultation with the Long-term Experts, OOG selects target legal normative documents for achieving the minimization and correction of inconsistent, ambiguous, or unclear articles, paragraphs and/or sub-paragraphs of the legal normative documents and for promoting appropriate understanding and uniform implementation of the legal normative documents.	
(1-2-3)	OOG and the Long-term Experts formulate an annual work plan for the target legal normative documents agreed in (1-2-2) based on the measures analyzed in (1-2-1).	
(1-2-4)	In cooperation with the Long-term Experts, OOG holds workshops/seminars based on the work plan formulated in (1-2-3).	
(1-2-5)	In cooperation with the Long-term Experts, OOG develops reference materials based on the contents of, and lessons learned from, the seminars and other events held in (2-4).	
(2-1-1)	In cooperation with the Long-term Experts, MOJ, SPC, SPP and VBF individually formulate (1) an overall work plan and (2) an annual work plan for Output 2 at the beginning of each year (Japanese fiscal year), based on the roadmap for the legal and judicial reform up to 2020.	
(2-1-2)	JCC formally confirms the plans formulated in (2-1-1).	
(2-1-3)	JCC confirms the progress of (1) the overall work plans (2) annual work plans formulated in (2-1-1).	
(2-2-1)	In cooperation with the Long-term Experts, MOJ holds seminars and other events for finalizing the drafts of the revised Civil Code, revised Law on Civil Judgment Execution, and revised State Compensation Liability Law, (including related legal normative documents and other guiding documents), respectively, in collaboration with related organizations.	
(2-2-2)	In cooperation with the Long-term Experts, MOJ collects information on the development of the Law on Property Registration and the Law on Private International Law, analyzes the information and then synthesizes the	

-Communication and coordination expenses

organizational reforms at the implementing organizations occur.
-No major changes in roles and responsibilities of the implementing organizations occur.

APPENDIX II

	<p>results in collaboration with related organizations.</p> <p>In cooperation with the Long-term Experts, MOJ plans and holds seminars and other events for improving capacity of giving advice and guidance on promoting appropriate understanding of legal normative documents in collaboration with related organizations.</p>
(2-2-3)	<p>In cooperation with the Long-term Experts, SPC holds seminars and other events for finalizing the drafts of the revised Civil Procedure Code and the revised Administrative Procedure Law (including related legal normative documents and other guiding documents), respectively, in collaboration with related organizations.</p>
(2-3-1)	<p>In cooperation with the Long-term Experts, SPC plans and holds seminars and other events for improving capacity for giving advice and guidance on realization of adjudication based on appropriate understanding of legal normative documents, in collaboration with related organizations.</p>
(2-3-2)	<p>In cooperation with the Long-term Experts, SPC collects information on the formation of judicial precedents which enables uniform application of laws, analyzes the information and then synthesizes the results in collaboration with related organizations.</p>
(2-3-3)	<p>In cooperation with the Long-term Experts, SPC holds seminars and other events for analyzing issues concerning international civil cases in collaboration with international organizations.</p>
(2-3-4)	<p>In cooperation with the Long-term Experts, SPP holds seminars and other events for finalizing the draft of the revised Criminal Procedure Code (including related legal normative documents and other guiding documents), in collaboration with related organizations.</p>
(2-4-1)	<p>In cooperation with the Long-term Experts, SPP plans and holds seminars and other events for improving capacity for giving advice and guidance on realization of prosecution and adjudications based on appropriate understanding of legal normative documents, or improvement of civil, administrative, and criminal adjudications, in collaboration with related organizations.</p>
(2-4-2)	<p>In order to fulfill lawyers' role to promote harmonized legislation and uniform application of law, to protect human rights, and to ensure the access to justice, in cooperation with the Long-term Experts, VRF, either on its own or with other related organizations, plans and holds seminars, training</p>

APPENDIX II

	<p>courses, and other events for improving VBF's capacity for giving advice and guidance on improvement of lawyers' practice based on appropriate understanding of legal normative documents.</p> <p>In order to fulfill lawyers' role to promote harmonized legislation and uniform application of law, to protect human rights, and to ensure the access to justice, in cooperation with the Long-term Experts, VBF, either on its own or with other related organizations, analyzes the target legal normative documents, synthesizes the opinions from its members, and holds seminars and other events for proposing recommendations on the improvement and uniform application of these legal normative documents.</p> <p>In cooperation with the Long-term Experts, VBF establishes a working group (WG) for developing the Lawyer's Manual and other professional and skills guidelines.</p> <p>In order to fulfill lawyers' role to promote harmonized legislation and uniform application of law, to protect human rights, and to ensure the access to justice, the WG established by VBF develops the Lawyer's Manual and other professional and skills guidelines in cooperation with the Long-term Experts.</p> <p>In cooperation with the Long-term Experts, VBF holds seminars, training courses, and other events for analyzing and addressing issues concerning the professional development of commercial lawyers in dealing with international transactions and civil cases in collaboration with international organizations.</p> <p>In cooperation with the Long-term Experts, MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF individually review the results of the analysis on annual performance of the project activities at each organization.</p> <p>In cooperation with the Long-term Experts, MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF individually analyze and examine measures to improve work procedures after the year 2021 at each organization.</p> <p>In cooperation with the Long-term Experts, MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF individually write a report on the results of their analysis, examination and reviews at each organization.</p>		
(2-5-2)			
(2-5-3)			
(2-5-4)			
(2-5-5)			
(3-1)			
(3-2)			
(3-3)			

[Handwritten signature]

[Handwritten signature]

you got it

sum of

(Activities)	2015			2016			2017			2018			2019			2020
	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar
(1-1-1) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ analyzes, examines and synthesizes effective and efficient measures to achieve the minimization and correction of inconsistent, ambiguous, or unclear articles, paragraphs and/or sub-paragraphs of legal normative documents and to promote appropriate understanding and uniform implementation of legal normative documents.	→															
(1-1-2) In consultation with the Long-term Experts, MOJ selects target legal normative documents for achieving the minimization and correction of inconsistent, ambiguous, or unclear articles, paragraphs and/or sub-paragraphs of the legal normative documents and for promoting appropriate understanding and uniform implementation of the legal normative documents.			→			→			→			→				
(1-1-3) MOJ formulates an annual work plans for the target legal normative documents agreed in (1-1-2) based on the measures analyzed in (1-1-1).				→			→			→			→			
(1-1-4) Joint Coordinating Committee (JCC) formally confirms the work plans formulated in (1-1-3).				•			•			•			•			
(1-1-5) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ holds workshops/seminars based on the work plan formulated in (1-1-3).	□	□	□	→												
(1-1-6) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ holds seminars for improving capacity of drafting, reviewing, post-checking and/or implementing legal normative documents, targeting other ministries and legal departments of the People's Committees at the ministry level, based on the results of the analysis in (1-1-1).	□	□	□	→												
(1-1-7) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ develops reference materials based on the contents of, and lessons learned from, the seminars and other events held in (1-1-4) and (1-1-5).	→															
(1-2-1) In cooperation with the Long-term Experts, OOG analyzes, examines and synthesizes effective and efficient measures to achieve the minimization and correction of inconsistent, ambiguous, or unclear articles, paragraphs and/or sub-paragraphs of legal normative documents and to promote appropriate understanding and uniform implementation of legal normative documents.	→															
(1-2-2) In consultation with the Long-term Experts, OOG selects target legal normative documents for achieving the minimization and correction of inconsistent, ambiguous, or unclear articles, paragraphs and/or sub-paragraphs of the legal normative documents and for promoting appropriate understanding and uniform implementation of the legal normative documents.			→			→			→			→				
(1-2-3) OOG and the Long-term Experts formulate an annual work plan for the target legal normative documents agreed in (1-2-2) based on the measures analyzed in (1-2-1).				→			→			→			→			
(1-2-4) In cooperation with the Long-term Experts, OOG holds workshops/seminars based on the work plan formulated in (1-2-3).	□	□	□	→												
(1-2-5) In cooperation with the Long-term Experts, OOG develops reference materials based on the contents of, and lessons learned from, the seminars and other events held in (2-4).	→															
(2-1-1) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ, SPC, SPP and VBF individually formulate (1) an overall work plan and (2) an annual work plan for Output 2 at the beginning of each year (Japanese fiscal year), based on the roadmap for the legal and judicial reform up to 2020.	→			→			→			→			→			
(2-1-2) JCC formally confirms the plans formulated in (2-1-1).	•			•			•			•			•			
(2-1-3) JCC confirms the progress of (1) the overall work plans (2) annual work plans formulated in (2-1-1).				•			•			•			•			•

Handwritten signature/initials

Handwritten signature/initials

(Activities)	2015			2016				2017				2018				2019 ^a				2020	
	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	
(2-2-1) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ holds seminars and other events for finalizing the drafts of the revised Civil Code, revised Law on Civil Judgment Execution, and revised State Compensation Liability Law, (including related legal normative documents and other guiding documents), respectively, in collaboration with related organizations.																					
(2-2-2) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ collects information on the development of the Law on Property Registration and the Law on Private International Law, analyzes the information and then synthesizes the results in collaboration with related organizations.																					
(2-2-3) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ plans and holds seminars and other events for improving capacity of giving advice and guidance on promoting appropriate understanding of legal normative documents in collaboration with related organizations.																					
(2-3-1) In cooperation with the Long-term Experts, SPC holds seminars and other events for finalizing the drafts of the revised Civil Procedure Code and the revised Administrative Procedure Law (including related legal normative documents and other guiding documents), respectively, in collaboration with related organizations.																					
(2-3-2) In cooperation with the Long-term Experts, SPC plans and holds seminars and other events for improving capacity for giving advice and guidance on realization of adjudication based on appropriate understanding of legal normative documents, in collaboration with related organizations.																					
(2-3-3) In cooperation with the Long-term Experts, SPC collects information on the formation of judicial precedents which enables uniform application of laws, analyzes the information and then synthesizes the results in collaboration with related organizations.																					
(2-3-4) In cooperation with the Long-term Experts, SPC holds seminars and other events for analyzing issues concerning international civil cases in collaboration with international organizations.																					
(2-4-1) In cooperation with the Long-term Experts, SPP holds seminars and other events for finalizing the draft of the revised Criminal Procedure Code (including related legal normative documents and other guiding documents), in collaboration with related organizations.																					
(2-4-2) In cooperation with the Long-term Experts, SPP plans and holds seminars and other events for improving capacity for giving advice and guidance on realization of prosecution and adjudications based on appropriate understanding of legal normative documents, or improvement of civil, administrative, and criminal adjudications, in collaboration with related organizations.																					
(2-5-1) In order to fulfill lawyers' role to promote harmonized legislation and uniform application of law, to protect human rights, and to ensure the access to justice, in cooperation with the Long-term Experts, VBF, either on its own or with other related organizations, plans and holds seminars, training courses, and other events for improving VBF's capacity for giving advice and guidance on improvement of lawyers' practice based on appropriate understanding of legal normative documents.																					
(2-5-2) In order to fulfill lawyers' role to promote harmonized legislation and uniform application of law, to protect human rights, and to ensure the access to justice, in cooperation with the Long-term Experts, VBF, either on its own or with other related organizations, analyzes the target legal normative documents, synthesizes the opinions from its members, and holds seminars and other events for proposing recommendations on the improvement and uniform application of these legal normative documents.																					
(2-5-3) In cooperation with the Long-term Experts, VBF establishes a working group (WG) for developing the Lawyer's Manual and other professional and skills guidelines.																					
(2-5-4) In order to fulfill lawyers' role to promote harmonized legislation and uniform application of law, to protect human rights, and to ensure the access to justice, the WG established by VBF develops the Lawyer's Manual and other professional and skills guidelines in cooperation with the Long-term Experts.																					

Handwritten signature

Handwritten signature

(Activities)	2015			2016			2017			2018			2019			2020
	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar	Apr-Jun	Jul-Sep	Oct-Dec	Jan-Mar
(2-5-5) In cooperation with the Long-term Experts, VBF holds seminars, training courses, and other events for analyzing and addressing issues concerning the professional development of commercial lawyers in dealing with international transactions and civil cases in collaboration with international organizations.	→															
(3-1) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF individually review the results of the analysis on annual performance of the project activities at each organization.			→			→			→			→			→	
(3-2) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF individually analyze and examine measures to improve work procedures after the year 2021 at each organization.															→	
(3-3) In cooperation with the Long-term Experts, MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF individually write a report on the results of their analysis, examination and reviews at each organization.																→

Handwritten signature/initials

Handwritten signature/initials

From Quf Ans

From Pak Quf

APPENDIX IV

THE MAIN POINTS DISCUSSED

1. The Project as a culmination of two decades'¹ Japan-Vietnam technical cooperation

As Vietnam approaches the target year of 2020 for its legal and judicial reform, both the Japanese and Vietnamese sides agree that JICA's support to Vietnam should reach a higher level so that it can envisage and give birth to a renewed and further enhanced Japan-Vietnam partnership based on equal footing and mutual respect after 2021. This Project will be an important step towards entering the new phase of a long-term Japan-Vietnam relationship.

Thus, the Project should be a culmination of two decades' JICA's technical cooperation to Vietnam's legal and judicial development. Both sides agree that it is important for all the implementers and stakeholders of the Project to be aware of this unique position and strategic significance of the Project and make utmost efforts to bring out best results, leveraging on accumulated knowledge, expertise and, above all, trust built through previous Japan-Vietnam cooperation.

2. Joint Coordinating Committee (JCC)

The Director of the Department of International Cooperation (ICD) of MOJ will continue to serve as the Project Director. All the counterpart (C/P) organizations are asked to pursue optimal collaboration among the project implementers.

The Joint Coordinating Committee (JCC), chaired by the Project Director and attended by all the C/P organizations, the Project Team and JICA, will have an important role to play in setting the direction and orientation of the Project. The JCC meets at least once a year to discuss, formally confirms, and monitor the implementation of various plans formulated by the C/P organizations as specified in Activities in the Project Design Matrix (PDM) (see, for instance, Activity 1-1-4, 2-1-2, and 2-1-3).

Attention needs to be paid to the fact that the first JCC will be held at the beginning of the Project, rather than a year after the inception, in order to discuss and confirm the plans prepared by the C/P organizations.

Furthermore, staff member(s) of the secretariat of the Central Judicial Reform Steering Committee (CJRSC) and official(s) of the Embassy of Japan may attend JCC meetings as observers.

3. Departments/Bureaus of MOJ to be involved for Output 1 and 2

The Departments/Bureaus of MOJ envisioned as the main activity implementers at this point in time are as follows:

¹ This is an approximate figure. Japan started offering trainings for the Vietnamese legal professionals and judicial officials in 1994 and commenced a technical cooperation project in 1996.

APPENDIX IV

- The Department of General Affairs in Legal Development (for Output 1)
- The Department of Civil and Economic Laws (for Output 1 and 2)
- The Department of International Law (for Output 1 and 2)
- The General Bureau of Civil Execution (for Output 2)
- The Bureau of Legal Normative Documents Post-Review (for Output 1)
- The Bureau of National Secured Transaction Registration (for Output 2)
- The Bureau of State Compensation (for Output 2)
- The Bureau of Management of Administrative Violation Handling and Law Enforcement Monitoring (for Output 1)

N.B. The Department of International Cooperation of MOJ, which is not listed above, functions as the coordinator for the Project.

The above-listed Departments/Bureaus of MOJ may be changed flexibly during the project period so as to better match the Project's plan, priorities, available resources and/or other reasons. Such changes will be made by mutual agreement between the Japanese and Vietnamese sides.

4. Formulation of various plans

As prescribed in Activity 1-1-3, 1-2-3, and 2-2-1, the C/P organizations will formulate various plans for the Project. The nature and characteristics of the plans are as follows:

a. Plans for Output 1

a-1. The annual work plans of Activity 1-1-3 and 1-2-3

- The annual work plans of Activity 1-1-3 and 1-2-3 lay out specific activities and their implementation schedule for each year. They are to be formulated by MOJ and OOG, respectively, for Output 1 each year.

b. Plans for Output 2

b-1. The overall work plans of Activity 2-2-1

- The overall work plans of Activity 2-2-1 are plans which cover the entire project period (from April 2015 to March 2020). They are to be formulated by MOJ, SPC, SPP and VBF, respectively, for Output 2, based on their roadmaps to achieve the legal and judicial reform up to 2020.

b-2. The annual work plans of Activity 2-2-1



APPENDIX IV

The annual work plans of Activity 2-2-1 lay out specific activities and their implementation schedule for each year. They are basically single-year breakdown of the above-described work plans of Activity 2-2-1 (b-1) and to be formulated by MOJ, SPC, SPP and VBF, respectively, for Output 2 each year.

5. Selection of the target legal normative documents for Output 1

Activities 1-1-2 and 1-2-2 for Output 1 in the PDM include the process of selecting target legal normative documents for minimizing/ correcting inconsistency or ambiguity inherent in the documents. It is preferred that legal normative documents which are related to facilitation of an enabling business environment be selected.

Concerned Departments/Bureaus of MOJ and OOG as well as the Japanese side will hold a meeting in January 2015 to narrow down candidate target legal normative documents and to plan a work process for starting activities for Output 1.

6. Local activities

Both the Japanese and Vietnamese sides understand and agree that activities conducted at local levels have led to important realization of a multitude of challenges as well as potentials the local practitioners have. Undoubtedly, the Central Judicial Authorities/Organization have benefitted a lot from the knowledge created through their local activities.

The Project will continue addressing the issues faced by local practitioners. However, it will not aim at expanding a geographical coverage when it comes to selecting pilot areas. In other words, the Project will not mobilize resources for replicating the same activities in other areas. Instead, the focus should be made more (1) on continuous extraction of lessons learned from local practitioners (practitioners in Bac Ninh Province for SPC and Hai Phong City for SPP) and (2) on further utilization of such knowledge to make nation-wide impact.

Therefore, it is important for the C/P organizations to continue gathering local information and hearing opinions of local practitioners. The Project, on the other hand, will emphasize more on the effective use of information obtained by such activities. It will assist the C/P organizations to effectively utilize the information to make impact on the ground at the national level.

7. Vietnamese Government contribution to activity cost

Since the Project is the wrap-up phase of Vietnam-Japan technical cooperation, financial contribution from the Vietnamese side to project activities is very much expected and, in fact, required for ensuring sustainability after the project period. In this regard, both the Japanese and Vietnamese sides agree that MOJ, OOG, SPC and SPP will provide government contribution to the project management activities (human resources, offices for the Vietnamese side, venues for seminars/workshops to be organized at implementing partners' offices, equipment,

APPENDIX IV

communication, coordination, etc.).

The amount of the Vietnamese government contribution should be increased gradually year by year so that financial sustainability after the Project is enhanced². The actual amount of the government contribution from each state agency should be reported regularly when JICA's Project Monitoring (described in "10. Project Monitoring") is conducted.

8. Logistics for organizing OOG's activities

Logistics arrangements for organizing OOG's activities are to be made by JICA.

9. Demarcation and collaboration with projects supported by other development partners

A range of international development partners have been joining efforts to assist Vietnam to achieve the legal and judicial reform up to 2020. For example, Canada's National Legislative Development (NLD) Project, USAID, EU, to name a few, are operating in areas similar to that of the Project.

The C/P organizations, particularly MOJ, are requested to carry out necessary coordination to avoid any inefficient overlapping of activities of such projects. They are also asked to explore possibility of effective collaborations among these projects so that synergistic effects can be brought out as a result.

10. Project Monitoring

JICA and the C/P organizations will jointly and regularly monitor the progress of the Project through the Monitoring Sheets based on the Project Design Matrix (PDM) and Plan of Operation (PO). The Monitoring Sheets shall be reviewed every six (6) months.

11. Project title

The project title shall be "The Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law Targeting Year 2020", which has been altered from the previously planned title: "The Legal and Judicial System Reform Project Phase 3".

The acronym of the Project shall be "PHAP LUAT 2020 (pháp luật 2020)", which means "law" in Vietnamese.

12. Next action

JICA will send to MOJ an official letter specifying JICA's approximate project budget before

² It is understood that OOG is not in the same situation as other state agencies in terms of internal regulations for the counterpart budget. It is agreed that OOG will make an in-kind contribution as much as possible throughout the project period.

APPENDIX IV

the Record of Discussions (R/D) for the Project has been signed.

The R/D for the Project will be signed by January 2015.

Bob Smith

unc sig

from Jeff
and

from Jeff

(DRAFT)
RECORD OF DISCUSSIONS
ON
THE PROJECT FOR HARMONIZED, PRACTICAL LEGISLATION
AND UNIFORM APPLICATION OF LAW TARGETING YEAR 2020
IN
THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM

AGREED UPON BETWEEN
THE MINISTRY OF JUSTICE, OFFICE OF GOVERNMENT,
SUPREME PEOPLE'S COURT, SUPREME PEOPLE'S
PROCURACY, VIETNAM BAR FEDERATION OF
THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIETNAM
AND
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

Hanoi, [date]

Mr. Mutsuya Mori
Chief Representative
JICA Vietnam Office
Japan International Cooperation Agency

Ms. Dang Hoang Oanh
Director
Department of International Cooperation
Ministry of Justice
Socialist Republic of Vietnam

Mr. Pham Tuan Khai
Director
Department of Law
Office of Government
Socialist Republic of Vietnam

Mr. Ngo Cuong
Director
Department of International Cooperation
Supreme People's Court
Socialist Republic of Vietnam

Mr. Le Tien
Director
Department of International Cooperation and
Mutual Legal Assistance in Criminal Matters
Supreme People's Procuracy
Socialist Republic of Vietnam

Mr. Luu Tien Dung
Chairman
Committee on International Cooperation
Vietnam Bar Federation
Socialist Republic of Vietnam

Handwritten signature

Handwritten signature

Based on the minutes of meetings on the Detailed Planning Survey on The Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law Targeting Year 2020 (hereinafter referred to as "the Project") signed on 11 November 2014 between the Ministry of Justice (MOJ), Office of Government (OOG), Supreme People's Court (SPC), Supreme People's Procuracy (SPP), Vietnam Bar Federation (VBF) and the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), JICA held a series of discussions with MOJ, OOG, SPC, SPP, VBF and relevant organizations to develop a detailed plan of the Project.

Both parties agreed the details of the Project and the main points discussed as described in the Appendix 1 and the Appendix 2 respectively.

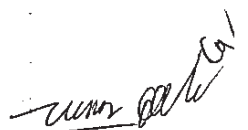
Both parties also agreed that MOJ, OOG, SPC, SPP, and VBF, the counterparts to JICA, will be responsible for the implementation of the Project in cooperation with JICA, coordinate with other relevant organizations and ensure that the self-reliant operation of the Project is sustained during and after the implementation period in order to contribute toward social and economic development of the Socialist Republic of Vietnam.

The Project will be implemented within the framework of the Agreement on Technical Cooperation signed on 20 October, 1998 (hereinafter referred to as "the Agreement") and the Note Verbales exchanged on 8 July, 2014 between the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") and the Government of Vietnam (hereinafter referred to as "GOV").

Appendix 1: Project Description

Appendix 2: Main Points Discussed

Appendix 3: Minutes of Meetings on the Detailed Planning Survey



PROJECT DESCRIPTION

Both parties confirmed that there is no change in the Project Description agreed on in the minutes of meetings on the concerning Detailed Planning Survey on the Project signed on xx xx 2014 (Appendix 3).

I. BACKGROUND

Since 1986, with the advent of Doi Moi (renovation), the Government of Vietnam has been pushing forward the shift to market economy and developing a legal framework in line with the market-oriented economic reform. In 2005, Resolutions No. 48-NQ/TW and 49-NQ/TW of the Politburo of the Central Committee of the Communist Party of Vietnam were issued, paving the way for the judicial reform in a concrete manner.

JICA has undertaken technical cooperation projects, namely: Technical Assistance for the Legal and Judicial System Reform Phase I (1996-1999), Phase II (2000-2003) and Phase III (2003-2007) for the purpose of drafting civil and commercial laws and improving capacities of legal professionals and judicial officials. The amended Civil Code and the Civil Procedure Code, both of which were supported by these projects, were enacted in June 2005 and November 2004, respectively. The projects have also supported the development of practical manuals for legal professionals.

Nevertheless, there remained some challenges. It was observed that local-level judicial authorities/ organizations did not necessarily possess sufficient understanding of the contents of the enacted laws and other legal normative documents. Improvement of local practices in terms of adjudication and execution practices was necessary. Thus, a new technical cooperation project, Technical Assistance for the Legal and Judicial System Reform Phase I was implemented from April 2007 to March 2011 with the Ministry of Justice (MOJ), Supreme People's Court (SPC), Supreme People's Procuracy (SPP), and Vietnam Bar Federation (VBF) as the implementing organizations. Thereafter, Phase II of the project has been implemented from April 2011 to March 2015 with the aim of gathering information and analyzing operational challenges for improvement of the practices across the nation and designing these activities to take root in the institutional workflows of the Central Judicial Authorities/Organization. The Terminal Evaluation of Phase II confirmed that while the project produced a significant output in improving C/P's adjudication and execution practices, challenges still remained in the uniform understanding and implementation of legal normative documents by government organizations, particularly by local-level organizations. It was realized that more efforts need to be made by the legal and judicial organizations/authorities.

Therefore, as a successor project of Phase II, "The Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law Targeting Year 2020 (PHAP LUAT 2020)" (hereinafter referred to as "the Project") is planned for further supporting the Vietnam's strategy for the legal and judicial system reform,

building upon the achievements made by JICA's technical cooperation until now. In particular, it is important to assist Vietnam's reform efforts through supporting various legal and judicial reforms pursuant to the new Constitution enacted in 2013. Providing comprehensive and constructive cooperation is much preferred for this Project as Vietnam approaches the target year of 2020 for its legal and judicial reform. Furthermore, the Project adopts an approach which will lead to building a new partnership between Japan and Vietnam after the completion of the Project. Today, Japan's ODA to Vietnam which will contribute to the improvement of Vietnam's investment climate is highly sought-after in response to the country's rapid economic growth. Thus, the Project includes the Office of Government (OOG) as a new counterpart organization together with the existing four organizations so that the project can additionally work on the areas of mitigating hindering factors to business activities in the field of legal and judicial systems.

II. OUTLINE OF THE PROJECT

Details of the Project are described in the Logical Framework (Project Design Matrix: PDM) (Annex1) and the tentative Plan of Operation (Annex 2).

1. Input

(1) Input by JICA

(a) Dispatch of Experts

• Long-term Experts

(1) A Chief Advisor(Prosecutor)

(2) A Judge

(3) An Attorney-at- Law

(4) A Project Coordinator, etc.

• Short-term Experts

Short-term experts will be dispatched in accordance with necessity for effective implementation of the Project.

Note:

The assignment schedule of the experts will be fixed depending on the progress of the Project and availability of suitable experts. The number and terms of reference of short-term experts will be decided in consideration of the progress of the Project through mutual consultation.

(b) Training

Training in Japan necessary for the implementation of the Project might be offered to the Vietnam side during the cooperation period, subject to the limitation of budget allocation.

(c) Machinery and Equipment

Equipment necessary for the implementation of the Project might be provided to the Vietnam side during the cooperation period, subject to the limitation of budget allocation.

Note:

Yone Gump
Chir

um-Plab
06

- The equipment is limited to the necessity for the transfer of technology by the Japanese experts.
- Content, specifications and quality of the above mentioned equipment will be decided through mutual consultations within the allocated budget of each Japanese fiscal year (1 April to 31 March).

In case of importation, the machinery, equipment and other materials under II-1 (1) (c) above will become the property of the GOV upon being delivered C.I.F. (cost, insurance and freight) to the Socialist Republic of Vietnam authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation.

Input other than indicated above will be determined through mutual consultations between JICA and MOJ, OOG, SPC, SPP, and VBF during the implementation of the Project, as necessary.

(2) Input by MOJ, OOG, SPC, SPP, and VBF

MOJ, OOG, SPC, SPP, and VBF will take necessary measures to provide at its own expense:

- Services of MOJ's, OOG's, SPC's, SPP's, and VBF's counterpart personnel and administrative personnel as referred to in II-2;
- Conference rooms for seminars and workshops and office equipment for project implementation;
- Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the Project other than the equipment provided by JICA;
- Information as well as support in obtaining medical service;
- Credentials or identification cards;
- Available data (including maps and photographs) and information related to the Project;
- Running expenses necessary for the implementation of the Project;
- Expenses necessary for transportation within the Socialist Republic of Vietnam of the equipment referred to in II-1(1) as well as for the installation, operation and maintenance thereof; and
- Necessary facilities to the JICA experts for the remittance as well as utilization of the funds introduced into the Socialist Republic of Vietnam from Japan in connection with the implementation of the Project

2. Implementation Structure

The Project organization chart is given in the Annex 3. The roles and assignments of relevant organizations are as follows:

(1) MOJ

- Project Director
Director of Department of International Cooperation, Ministry of Justice
- Counterpart administration
Department of International Cooperation

- (2) OOG
 - (a) Counterpart administration
Department of Law
- (3) SPC
 - (a) Counterpart administration
Department of International Cooperation
- (4) SPP
 - (a) Counterpart administration
Department of International Cooperation
- (5) VBF
 - (a) Counterpart administration
Committee on International Cooperation

(3) JICA Experts

The JICA experts will give necessary technical guidance, advice and recommendations to MOJ, OOG, SPC, SPP, and VBF on any matters pertaining to the implementation of the Project.

(4) Joint Coordinating Committee

Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") will be established in order to facilitate inter-organizational coordination. JCC will be held at least once a year and whenever deems it necessary. JCC will confirm an annual work plan, review overall progress, conduct evaluation of the Project, and exchange opinions on major issues that arise during the implementation of the Project. A list of proposed members of JCC is shown in the Annex 4.

3. Project Site(s) and Beneficiaries

Project site: Hanoi

Beneficiaries: Legal professionals and judicial officials of MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF

4. Duration

April 2015 to March 2020, Five (5) years

5. Environmental and Social Considerations

- (1) MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF agreed to abide by 'JICA Guidelines for Environmental and Social Considerations' in order to ensure that appropriate considerations will be made for the environmental and social impacts of the Project.

III. UNDERTAKINGS OF MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF

- 1. MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF will take necessary measures to:

- (1) ensure that the technologies and knowledge acquired by the Vietnamese nationals as a result of Japanese technical cooperation contributes to the economic and social development of the Socialist Republic of Vietnam, and that the knowledge and experience acquired by the personnel of the Socialist Republic of Vietnam from technical training as well as the

equipment provided by JICA will be utilized effectively in the implementation of the Project; and

- (2) grant privileges, exemptions and benefits to the JICA experts referred to in II-6 (1) above and their families, which are no less favorable than those granted to experts and members of the missions and their families of third countries or international organizations performing similar missions in the Socialist Republic of Vietnam.

2. MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF will take necessary measures to:

- (1) provide security-related information as well as measures to ensure the safety of the JICA experts;
- (2) permit the JICA experts to enter, leave and sojourn in the Socialist Republic of Vietnam for the duration of their assignments therein and exempt them from foreign registration requirements and consular fees.
- (3) Exempt the JICA experts from taxes and any other charges on the equipment, machinery and other material necessary for the implementation of the Project;
- (4) exempt the JICA experts from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with any emoluments or allowances paid to them and/or remitted to them from abroad for their services in connection with the implementation of the Project; and
- (5) meet taxes and any other charges on the equipment, machinery and other material, referred to in II-7 above, necessary for the implementation of the Project.

3. MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF will bear claims, if any arises, against the JICA experts resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with, the discharge of their duties in the implementation of the Project, except when such claims arise from gross negligence or willful misconduct on the part of the JICA experts.

IV. MONITORING AND EVALUATION

JICA and MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF will jointly and regularly monitor the progress of the Project through the Monitoring Sheets based on the Project Design Matrix (PDM) and Plan of Operation (PO). The Monitoring Sheets shall be reviewed every six (6) months.

Also, Project Completion Report shall be drawn up one (1) month before the termination of the Project.

JICA will conduct the following evaluations and surveys to mainly verify sustainability and impact of the Project and draw lessons. MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF are required to provide necessary support for them.

1. Ex-post evaluation three (3) years after the project completion, in principle
2. Follow-up surveys on necessity basis



V. PROMOTION OF PUBLIC SUPPORT

For the purpose of promoting support for the Project, MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of the Socialist Republic of Vietnam.

VI. MISCONDUCT

If JICA receives information related to suspected corrupt or fraudulent practices in the implementation of the Project, MOJ, OOG, SPC, SPP, VBF and relevant organizations shall provide JICA with such information as JICA may reasonably request, including information related to any concerned official of the government and/or public organizations of the Socialist Republic of Vietnam. MOJ, OOG, SPC, SPP, VBF and relevant organizations shall not, unfairly or unfavorably treat the person and/or company which provided the information related to suspected corrupt or fraudulent practices in the implementation of the Project.

VII. MUTUAL CONSULTATION

JICA and MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF will consult each other whenever any major issues arise in the course of Project implementation.

VIII. AMENDMENTS

The record of discussions may be amended by the minutes of meetings between JICA and MOJ, OOG, SPC, SPP and VBF.

The minutes of meetings will be signed by authorized persons of each side who may be different from the signers of the record of discussions.

- Annex 1 Logical Framework (Project Design Matrix:PDM)
- Annex 2 Tentative Plan of Operation
- Annex 3 Project Organization Chart
- Annex 4 A List of Proposed Members of Joint Coordinating Committee
- Annex 5 A List of Counterparts

MAIN POINTS DISCUSSED

- (To be described if any, when both sides are ready to sign on R/D.)

DAK JWP CDR

um cm g

Annex 1: Logical Framework (Project Design Matrix: PDM)

com. [unclear] [unclear]

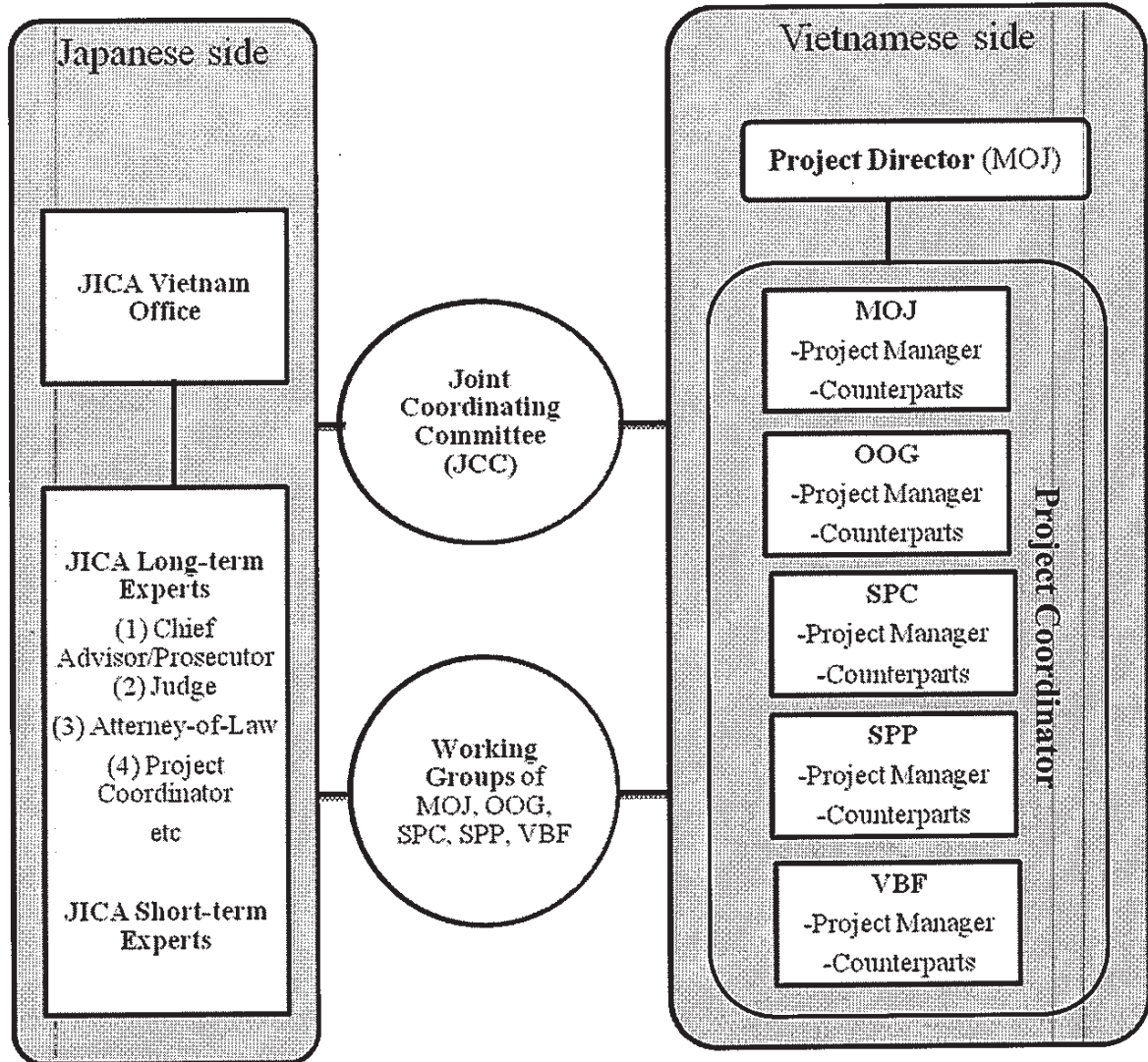
un [unclear] [unclear]

Annex 2: Tentative Plan of Operation

Handwritten signatures and initials in the bottom left corner.

Handwritten signature and initials in the bottom right corner.

Annex 3: Project Organization Chart



Ym. Singh

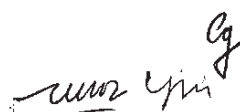
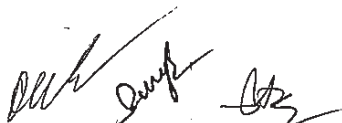
mmr *laks*

Annex 4: A List of Proposed Members of Joint Coordinating Committee

- (1) MOJ
Director of Department of International Cooperation
- (2) OOG
Director of Department of Law
- (3) SPC
Director of Department of International Cooperation
- (4) SPP
Director of Department of International Cooperation
- (5) VBF
Chairman of Committee on International Cooperation
- (6) The Long-term experts of the Project
Representatives
- (7) JICA Vietnam Office
Representatives

Notes:

Staffmember(s) of the secretariat of the Central Judicial Reform Steering Committee (CJRSC) and official(s) of the Embassy of Japan may attend JCC meetings as observer(s).



Annex 5: A List of Counterparts

Counterpart personnel from the following departments/sections of the implementing organizations will be assigned to participate in the project activities.

1. MOJ

- Department of International Cooperation
- Concerned Department(s)/ Bureau(s) for Output 1, 2 and 3

2. OOG

- Department of Law
- Concerned Department(s) for Output 1 and 3

3. SPC

- Department of International Cooperation
- Concerned Department(s) for Output 2 and 3

4. SPP

- Department of International Cooperation
- Concerned Department(s) for Output 2 and 3

5. VBF

- Committee on International Cooperation
- Concerned Department(s) for Output 2 and 3

